

宮城北部地域森林計画書（案）

（宮城北部森林計画区）

令和5年 月策定

計画期間

（	自	令和 6年4月1日
	至	令和16年3月31日

）

宮 城 県

はじめに

「地域森林計画」は、森林法第5条により、都道府県知事が「全国森林計画」に即して5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村がたてる「市町村森林整備計画」や森林所有者が作成する「森林経営計画」の指針となるものです。

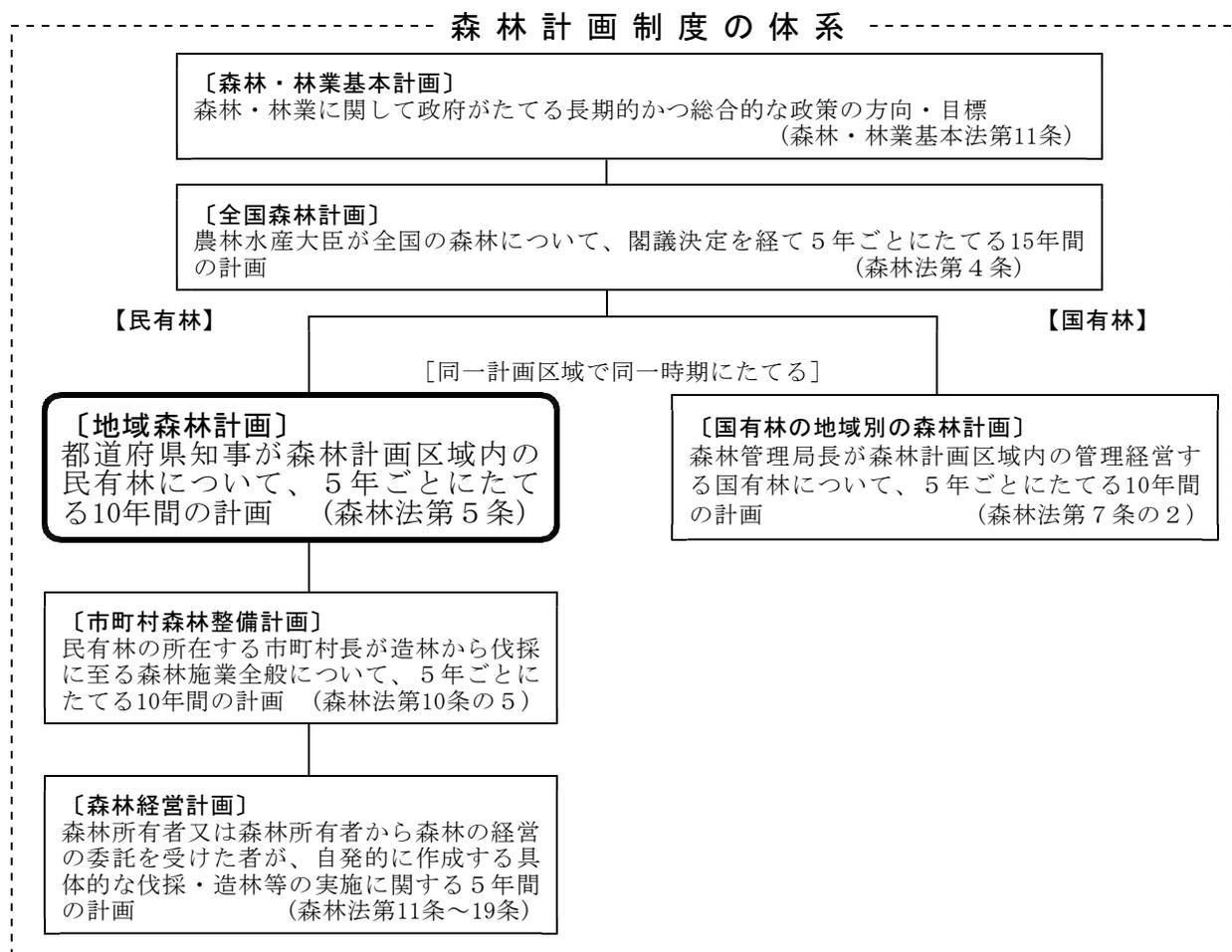
本県には、宮城北部及び宮城南部の2つの森林計画区があり、本計画は**宮城北部森林計画区**について策定したものです。

本県の森林は県土面積の57%を占め、水源の涵養^{かん}や県土の保全、木材などの林産物の供給に加え、生物多様性の保全など多様な機能を持ち、県民生活に大きな役割を果たしています。二酸化炭素等の温室効果ガスの削減のため、森林が有する二酸化炭素吸収源としての機能を十分に発揮させるため、間伐等の森林整備を確実に実施していくことが必要となっています。

戦後造林された人工林は利用期を迎え、県内の充実した森林資源の循環利用が課題となっています。しかし、長期に渡る木材価格の低迷等により、林業所得の減少に伴う経営意欲の減退、林業従事者等の減少等、森林・林業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、本県では平成30年3月に「みやぎ森と緑の県民条例」を制定するとともに、同条例の基本計画である「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」を策定し、**令和4年度中には中間見直しを行いました。令和9年度末までの森林・林業施策の指針**である同基本計画に基づき、林業・木材産業の振興と森林の整備・保全に関する施策の強化に取り組むこととしています。

本計画は、このようなことを念頭において、森林の多様な機能が十分に発揮されるよう、森林整備に関する基本的な方向と目標・基準を示しています。



計画のあらまし

1 計画の対象森林

地域森林計画は、民有林のうち森林法第5条に規定する森林を対象*として、県内2つの計画区ごとに策定しており、本計画区の面積は次のとおりです。

(単位 面積：ha)

森林計画区	土地面積	森林面積	民有林面積	計画対象森林面積
宮城北部森林計画区	449,904	250,670	175,585	175,198
県 総 数	728,229	414,051	283,303	282,698

※ 土地面積は宮城県統計年鑑（令和4年版：宮城県企画部統計課）、森林面積及び民有林面積等は東北森林管理局及び林業振興課資料による。

2 宮城北部森林計画区の計画事項

本計画では、森林の多様な機能の高度発揮や持続可能な森林経営の実現、森林資源の適正な利用等を目的として、全国森林計画に即し、森林の整備及び保全に関する10か年間（令和6年度～令和15年度）の計画数量及び指針等を定めています。

なお、主な計画数量等は、下記のとおりです。

(1) 森林の構成（面積・森林蓄積）の計画期末の目標

区 分	面 積 (ha)			森林蓄積 (千㎡)
	育成単層林	育成複層林	天然生林	
現 況	100,986	671	67,373	42,644
計画期末	99,007	805	71,853	41,230

(2) 伐採立木材積の目標

区 分	総 数 (千㎡)			主 伐 (千㎡)			間 伐 (千㎡)		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
計画区総数	6,291	5,754	537	4,600	4,063	537	1,691	1,691	—

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積の目標

区 分	人工造林面積	天然更新面積
計画区総数	14,323ha	4,029ha

(4) 林道開設目標

区 分	開設路線数	開設延長
計画区総数	50 路線	118km

(5) 保安林として管理すべき森林の計画期末面積

区 分	全保安林面積(実面積)
計画区総数	49,438ha

(6) 実施すべき治山事業の数量

区 分	治山事業施行地区数
計画区総数	310 地区

3 市町村森林整備計画及び森林経営計画との関連

市町村長は、本計画との適合を前提として、地域の実情に応じた具体的な森林施業の方法等の規範を示す「市町村森林整備計画」を作成します。森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、その所有又は管理する森林について、具体的な伐採・造林等の実施に関する「森林経営計画」を属人又は属地的に作成することができます。

4 復興整備計画に係る地域森林計画区域の変更について

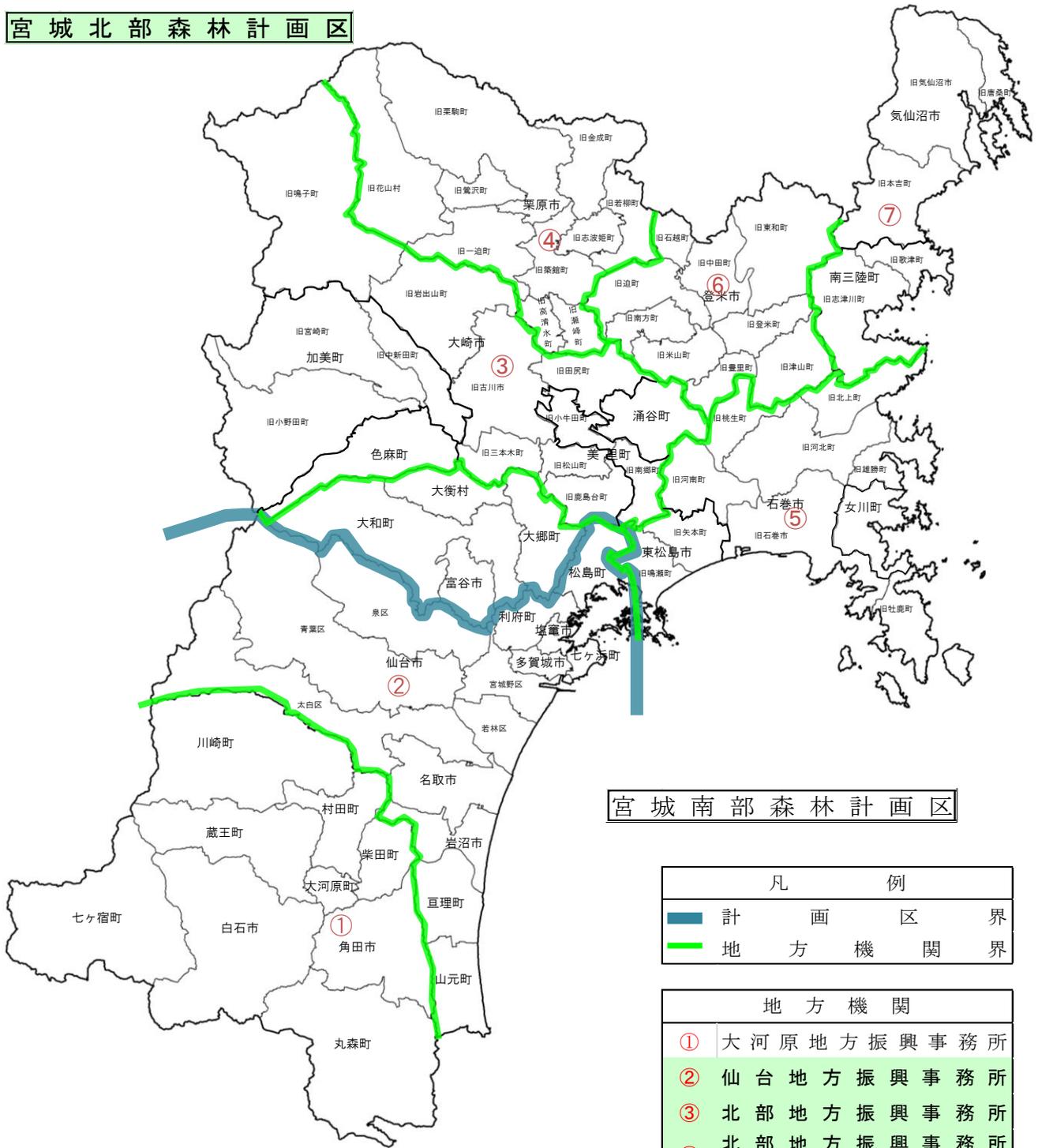
東日本大震災復興特別区域法では、復興整備計画に記載された事業が計画対象森林に係る場合、その箇所を計画対象森林から除外する旨を復興整備計画に記載して公表することにより、地域森林計画が変更され当該個所が計画対象森林から除外されたものと見なす特例が定められています。

令和5年度中に特例を適用した箇所については、令和6年度以降の地域森林計画の変更の際に反映しますので、それまでの間は、地域森林計画書と関係する復興整備計画書を併せて備え付けることとします。

* 計画の対象森林：森林法第5条の規定に基づき、森林の整備及び保全並びに伐採や造林に関する計画をたてることとなり、この計画の対象となる森林は5千分の1の地形図（森林計画図）に図示されている。この計画の対象森林において立木を伐採する場合や開発を行う場合は、事前の届出や許可が必要となる。

宮城北部森林計画区位置図

宮城北部森林計画区



宮城南部森林計画区

凡 例	
■	計 画 区 界
■	地 方 機 関 界

地 方 機 関	
①	大河原地方振興事務所
②	仙台地方振興事務所
③	北部地方振興事務所
④	北部地方振興事務所 栗原地域事務所
⑤	東部地方振興事務所
⑥	東部地方振興事務所 登米地域事務所
⑦	気仙沼地方振興事務所

目 次

はじめに

計画のあらまし

宮城北部森林計画区位置図

I 宮城北部森林計画区の概要

第1	自然的条件	
1	地形	1
2	地質	2
3	土壌	2
4	気象	2
5	植生	3
第2	社会経済的条件	
1	人口	4
2	土地利用	4
3	地域産業	5
4	交通網	5
第3	森林・林業の概要	
1	森林資源	5
2	林業・木材産業の概況	7

II 計画樹立に当たっての基本的考え方

第1	森林の整備及び保全の課題	
1	本計画区の特徴	8
2	現状と課題	8
第2	前期実行結果の概要及びその評価	9
第3	森林の整備及び保全の推進方向	
1	持続可能な森林経営の推進	12
2	重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全	12
3	林業生産基盤の整備	12
4	森林施業の合理化の推進	12
5	森林の保全・管理の推進	12

Ⅲ 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	13
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	15
(1)	森林の整備及び保全の目標	15
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	16
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	17
2	その他必要な事項	17
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	18
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	18
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	18
(3)	その他必要な事項	18
2	造林に関する事項	19
(1)	人工造林に関する指針	19
(2)	天然更新に関する指針	20
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	21
(4)	その他必要な事項	21
3	間伐及び保育に関する事項	22
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	22
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	23
(3)	その他必要な事項	23
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	24
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	24
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	25
(3)	その他必要な事項	25
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	26
(1)	林道（林業専用道を含む）の開設及び改良に関する基本的な考え方	26
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	26
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	26
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	26
(5)	林産物の搬出方法等	27

6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	28
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	28
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	28
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	28
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	29
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	29
(6)	その他必要な事項	29
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	30
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	30
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	30
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	30
2	保安施設に関する事項	32
(1)	保安林の整備に関する方針	32
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	32
(3)	治山事業の実施に関する方針	32
(4)	特定保安林の整備に関する事項	32
3	鳥獣害の防止に関する事項	33
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	33
(2)	その他必要な事項	33
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	33
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	33
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	33
(3)	林野火災の予防の方針	33
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1	保健機能森林の区域の基準	34
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	34
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	34
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	34
第6	計画量等	
1	伐採立木材積	35
2	間伐面積	35
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	35

4	林道の開設及び拡張に関する計画	36
(1)	林道の開設	36
(2)	林道の拡張	38
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	42
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	42
イ	保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	42
ロ	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	42
ハ	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積等	44
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	44
(3)	実施すべき治山事業の数量	45
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	46
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	47

(附) 参考資料

1	森林計画区の概要	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	55
(2)	地況	57
(3)	土地利用の現況	58
(4)	産業別生産額	60
(5)	産業別就業者数	62
2	森林の現況（地域森林計画対象森林）	
(1)	齢級別森林資源表	64
(2)	制限林普通林別森林資源表	66
(3)	市町村別森林資源表	68
(4)	所有形態別森林資源表	72
(5)	制限林の種類別面積	74
(6)	樹種別材積表	78
(7)	特定保安林の指定状況	79
(8)	荒廃地等の面積	80
(9)	森林の被害	82
(10)	防火線等の整備状況	83
3	林業の動向	
(1)	保有山林規模別林業経営体数	84
(2)	森林経営計画の認定状況	86

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	90
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	91
(5) 林業事業者等の現況	95
(6) 林業労働力の概況	97
(7) 林業機械化の概況	99
(8) 作業路網等の整備の概況	100
4 林地の異動状況（地域森林計画対象森林）	
(1) 前計画第三次変更時点から1年間の異動状況	101
(2) 過去5年間の異動状況	103
5 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	105
(2) 分期別期首資源表	106
6 その他	
(1) 天然更新完了基準	107
(2) 一般材生産施業体系図	108
(3) 持続的伐採可能量	109

I 宮城北部森林計画区の概要

I 宮城北部森林計画区の概要

本計画区は、県のほぼ中央部から北部を包括し、南は宮城南部森林計画区に、西は奥羽山脈を境として山形県と、北は秋田県及び岩手県とそれぞれ接し、東は太平洋に面している、石巻市ほか6市9町村からなる総面積 449,904haの区域である。包括される市町村は、次のとおり。

計画対象森林面積		175,197.84 ha
包括される市町村	仙台地方振興事務所管内	とみやし たいわちよう おおさとちよう おおひらむら 富谷市、大和町、大郷町、大衡村
	北部地方振興事務所管内	おおさきし ふるかまし まつやままち さんぼんぎちよう かしまだいまち 大崎市（旧古川市、旧松山町、旧三本木町、旧鹿島台町、 いわでやままち なるこちよう たじりちよう 旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町）、 しまちよう かみまち なかにいだまち おのだまち みやざきちよう 色麻町、加美町（旧中新田町、旧小野田町、旧宮崎町）、 わくやちよう みさとまち こごたちよう なんごうちよう 涌谷町、美里町（旧小牛田町、旧南郷町）
	北部地方振興事務所 栗原地域事務所管内	くりはらし つきだてちよう わかやなぎちよう くりこままち たかしみずまち いちはさまちよう 栗原市（旧築館町、旧若柳町、旧栗駒町、旧清水町、旧一迫町、 せみねちよう うぐいざわちよう かななりちよう しわひめちよう はなやまむら 旧瀬峰町、旧鶯沢町、旧金成町、旧志波姫町、旧花山村）
	東部地方振興事務所管内	いしのまきし いしのまきし かほくちよう おがつちよう かなんちよう ものうちよう 石巻市（旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧河南町、旧桃生町、 きたかみまち おしかちよう 旧北上町、旧牡鹿町）、 ひがしまつしまし やもとちよう なるせちよう おながわちよう 東松島市（旧矢本町、旧鳴瀬町）、女川町
	東部地方振興事務所 登米地域事務所管内	とめし はさまちよう とよままち とうわちよう なかだちよう とよさとちよう 登米市（旧迫町、旧登米町、旧東和町、旧中田町、旧豊里町、 よねやまちよう いしこしまち みなみかたまち つやまちよう 旧米山町、旧石越町、旧南方町、旧津山町）
	気仙沼地方振興事務所管内	けせんぬまし けせんぬまし からくわちよう もとよしちよう 気仙沼市（旧気仙沼市、旧唐桑町、旧本吉町）、 みなみさんりくちよう しづがわちよう うたつちよう 南三陸町（旧志津川町、旧歌津町）

第1 自然的条件

1 地形

本計画区の西端を南北に走る奥羽山脈は、北から栗駒山(1,626m・栗原市(旧栗駒町)、岩手県)、小釜山〔禿岳〕(1,261m・大崎市(旧鳴子町))、翁峠(1,075m・加美町(旧小野田町)、山形県)、船形山(1,500m・色麻町)を主峰とする山塊であるが、東方に向かうにつれ急激に標高を減じながら、山麓部、丘陵部、平野部へと移行し中央部に至る。この中央部の一部にはのだけ笥岳山(236m・涌谷町)、か加護坊山(223m・大崎市(旧田尻町))、旭山(173m・石巻市(旧河南町))などの丘陵性の山塊が点在するものの、穀倉地帯を形づくる沖積平野が広がっている。

さらに東方へと向かうと、北上川を経て北上高地に至る。この高地の様相は丘陵に近いところも

あるが、最高峰の大森山（759m・気仙沼市、岩手県）をはじめ、北から田東山（511m・気仙沼市（旧本吉町）、南三陸町（旧歌津町））、翁倉山（531m・石巻市（旧北上町）、登米市（旧津山町））、硯上山（519m・石巻市（旧雄勝町））などを擁し、山頂部に準平原のなごりを残してはいるが中腹以下は急峻で傾斜地が多く、壮年期的地形を呈している。

北上高地の東側はリアス式海岸で太平洋に面し、北から大島（気仙沼市）、出島（女川町）、金華山（石巻市（旧牡鹿町））、網地島（石巻市（旧牡鹿町））、田代島（石巻市）などの島しょが陸地からあまり離れていない位置に点在している。近海は日本有数の漁場となっている。

河川は、平野部の中心を北上川が南下して太平洋にそそぎ、北上川の支流には奥羽山脈に源を發する迫川、江合川をはじめとする大小河川があつて、栗原、登米、大崎などの穀倉地帯を潤している。さらに鳴瀬川、吉田川が大崎耕土の南部を東流し仙台湾に注いでいる。これらの河川には栗駒ダム、荒砥沢ダム、花山ダム、鳴子ダム、漆沢ダム（加美町（旧小野田町））、南川ダム（大和町）などの多目的ダムをはじめ、農業用ダムも多数建設されている。北上高地は、分水界と海岸線との距離が短いため大川、津谷川、定川など小規模な二級河川が太平洋に注いでいる。

また、平成20年の岩手・宮城内陸地震では、栗原市などで大規模な山地災害が発生し、甚大な被害をもたらし、平成23年の東北地方太平洋沖地震では、激しい揺れと大津波によって沿岸部を中心に未曾有の被害が発生した。

2 地質

奥羽山脈の栗駒山、小鎗山〔禿岳〕、船形山一帯は新期火山噴出物の安山岩類からなっており、その周辺は第三紀緑色凝灰岩が分布する。

さらに山地から丘陵部に移ると第三紀の石英安山岩類や凝灰岩類が大宗を占め、中央部の篋岳山は第三紀の泥岩、砂岩及び火砕岩からなっている。

北上高地は古生代及び中生代の堆積岩である砂岩、泥岩及び粘板岩が主体をなしているが、一部に貫入岩類である花崗岩も見られる。このためこの一帯には硯・スレート・碎石等の採取場が多く見られ、一部石灰も生産されている。

3 土壌

奥羽山脈の標高700～800mを超える山腹上部からポドゾル化土壌が見られるが、それ以下の標高地では褐色森林土が大勢を占めている。また、山麓から丘陵地に至る平坦地及び沢筋には、火山灰を母材とする黒ボク土が分布している。

丘陵地帯は褐色森林土を主体とするが、乾性のものの占める割合が多く、緩斜面の山頂部には残積性で薄い黒ボク土が被っているところがある。

北上高地も褐色森林土が主体であるが緩斜面山頂部には残積性の黒ボク土が分布し、古い時代に生成された赤色土も局所的に見られる。また、中腹から沢筋にかけては礫を含んだ崩積性の土壌が多く分布した生産力の高い地域を有する。

4 気象

本計画区内にある11の気象庁観測地における令和2年～4年の3か年平均は、次のとおり。

(1) 気温

年平均気温は、山間部の駒ノ湯（旧栗駒町）で9.1℃と最も低く、中央部の米山で12.3、沿岸

部の女川で12.4℃、11観測地で最も高いのは石巻の12.5℃、計画区平均は11.8℃である。

(2) 年間降水量

年間降水量は、駒ノ湯（旧栗駒町）で2,004mmと最も多く、次いで川渡（旧鳴子町）の1,645mm、女川の1,366mmなどで、11観測地で最も少ないのは石巻の1,009mmとなっている。

(3) 最深積雪深

積雪は、公表データによると奥羽山脈に多く、最大値は駒ノ湯の126cm、次いで川渡の51cm、古川の25cmで、沿岸部の石巻では8cmとなっている。

5 植 生

(1) 沿岸地帯

石巻市から気仙沼市までのリアス式海岸には、主にヒサカキやコナラなどを伴うアカマツ林が成立しているが、南三陸町志津川の野島などにはクロマツ林が成立している。海蝕崖には、オオバイボタやトベラなどが分布している。

この地帯は、海流の影響で内陸部に比べて気候が温暖であり、島嶼や岬端などの土壌が肥沃で、冬の季節風が当たらないような場所には、暖地性のタブノキ林が成立している。

石巻市の八景島や志津川町の椿島などは全島タブノキ林で覆われ、林内の下生えには、北限種であるモチノキやユズリハをはじめ、ヤブツバキやヒサカキなどの常緑広葉樹が多い。

東松島市やリアス式海岸に介在する各地の砂浜海岸には、ハマニンニクやコウボウムギなどの海浜植物の背後に、内陸部を飛砂や塩害から守り、津波の被害を軽減するため、藩政時代から多くの努力を払ってクロマツ林が造成され、地域の重要な環境資源となっていたが、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により流出、倒伏、幹折などの壊滅的な被害を受けた。現在では復旧工事が完了し、防災機能が十分に発揮されるまで、関係者が一丸となり適切な保育管理を進めているところである。

(2) 平野地帯

平野部はほとんど耕地と市街地であるが、湿地帯周辺にはハンノキが、河川敷はシロヤナギ、イヌコリヤナギなどが見られ、湖沼や河川の岸边にはヨシやマコモの群落が見られる。

(3) 丘陵地帯

平野から標高300m程度までの地域である。暖温帯から冷温帯への推移帯で、中間温帯と呼ばれる。

その多くが、人間の伐採によりぼう芽力^{*1}の強いコナラなどの二次林^{*2}になっていると言われているが、花粉分析などの結果、人為の影響を受ける前からコナラが主要な構成種であったと見られている。コナラに次いで、クリ、カスミザクラが多く、本県の里山の自然景観を代表している。尾根筋にはモミやアカマツが、林内にはシデ類やイヌブナ、ケヤキなどが混生しており、下層植生にもツツジ科植物などの多くの種類が見られる。

スギやアカマツなどの人工林も多い。登米市の平筒沼の近くには、アカシデ林が成立している。

(4) 山地帯

およそ標高300m～1,400mの地域で、冷温帯に属する。奥羽山脈の多雪地帯には、下生えにチ

*1 ぼう芽：主に広葉樹を伐採した後、切り株又は地際部から出る芽

*2 二次林：自然林が、災害又は人為的伐採等により消失し、その後に生育した森林

シマザサなどを伴う日本海型のブナ林が成立している。

比較的標高の高い地域にはミズナラ林が、その下部にはコナラ林が広く分布している。ミズナラ林も人間の伐採などの影響による二次林だと言われているが、花粉分析などにより、ミズナラも人為の影響を受ける前から主要な構成種であったと見られている。

沢通りなどの湿潤地にはトチノキ・サワグルミ林が、尾根筋などの乾燥し易い場所にはキタゴヨウ・クロベ林が成立している。スギやアカマツなどの人工林も多い。

鬼首おにこうべの自生山じしょうざんには、本県唯一のスギの天然林があり、ブナと混生している。鬼首の田代の氾濫原には、ハルニレ林が成立している。

金華山島などの山頂付近には、太平洋型のブナ林がぽつぽつと残存している。

(5) 高山帯・亜高山帯

栗駒山及び船形山の山頂付近にはハイマツ群落が分布し、ミネカエデ、ハクサンシャクナゲ、ミネザクラなどを伴い、草本層には、マイヅルソウ、ミツバオウレン、ツルツゲなどが見られる。また、標高約1,100～1,600mには、ミヤマナラ、ミネカエデ、ナナカマドなどの落葉低木群落が分布し、アカミノイヌツゲ、キャラボク、ツルシキミなどの常緑低木を伴い、林床にはマイヅルソウ、タケシマラン、ゴゼンタチバナなどが見られる。

第2 社会経済的条件

1 人口（宮城県統計年鑑（令和4年版・宮城県企画部統計課）

本計画区の人口は689,177人で、県総数2,301,996人の30%を占め、石巻市の140,151人を最高に、大崎市（127,330人）、登米市（76,037人）、栗原市（64,637人）の順となり、最少は大衡村の5,849人となっている。

人口密度は計画区平均で153人/km²で、県平均316人/km²の2分の1となっている。

2 土地利用

本計画区の総面積は、449,904haで県土面積728,229haの62%に当たり、土地利用の現況は次のとおり。

(単位 面積:ha)

総面積 (100%) 449,904	農地			その他	
	総数	田	畑	総数	うち宅地
	(20%) 91,616	79,187	12,429	(23%) 108,352	23,034
	森林			備考 本表は宮城県統計年鑑(令和4年版)を基に作成したもので、森林面積は、参考資料「(1)市町村別土地面積及び森林面積」と一致しない。	
	総数				
	(56%) 249,936				

本計画区の森林率は56%と県平均(57%)とほぼ等しく、市町村別では、女川町の80%を最高に、5市町が70%を超えている。

農地は20%と県平均(17%)より高く、奥羽山脈と北上高地の間に広がる大崎耕土を中心とした本県を代表する穀倉地帯となっている。

3 地域産業

本計画区内の産業別総生産額は、第1次産業が975億2百万円(計画区内の総生産額に対する割合:3%)、第2次産業は1兆1,151億69百万円(同:41%)、第3次産業は1兆5,095億36百万円(同:56%)で、県全体に占める割合はそれぞれ76%、48%、21%となっており、県全体の第1次産業に占める割合が大きい。

なお、第一次産業のうち林業の総生産額は38億25百万円で県全体の68%となっている。

就業者総数は35万5,073人で県全体の30%を占め、これを産業別で見ると、第1次産業3万2,797人(うち林業964人)、第2次産業10万2,375人、第3次産業21万9,901人となっている。

4 交通網

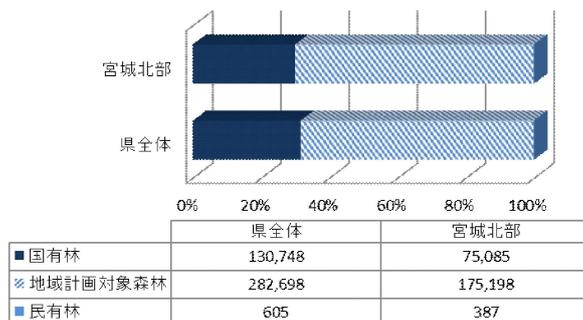
鉄道は、JR古川駅及びJRくりこま高原駅を通過する東北新幹線が南北に縦断するとともに、これとほぼ並行して東北本線が縦断し、陸羽東線及び石巻線が東西に横断している。また、仙台市を起点とする仙石線が仙台湾岸を石巻市までつなぎ、石巻線から分かれた気仙沼線が北部沿岸を北上し、気仙沼市を経て岩手県大船渡市までつないでいる。道路は、県中央部を東北縦貫自動車道と国道4号が並行して南北に縦断しているほか、沿岸部では国道45号が石巻市を経て気仙沼市及び岩手県へと通じており、これと並行する三陸縦貫自動車道も整備されている。また、国道47号・国道108号やみやぎ県北高速幹線道路等の東西交通軸が形成されており、その他主要な国道及び県道を含めた道路網は、地域の産業経済発展の基盤となっている。

第3 森林・林業の概要

1 森林資源

森林面積は250,670haで、その内訳は国有林が75,085ha(国有林率:30%)、民有林が175,585ha(民有林率:70%)となっている。

民有林のうち本計画の対象となる森林の面積は175,198haで、県全体の計画対象森林面積の62%を占める。また、材積は4,264万4,422m³で、県全体の65%を占めている。

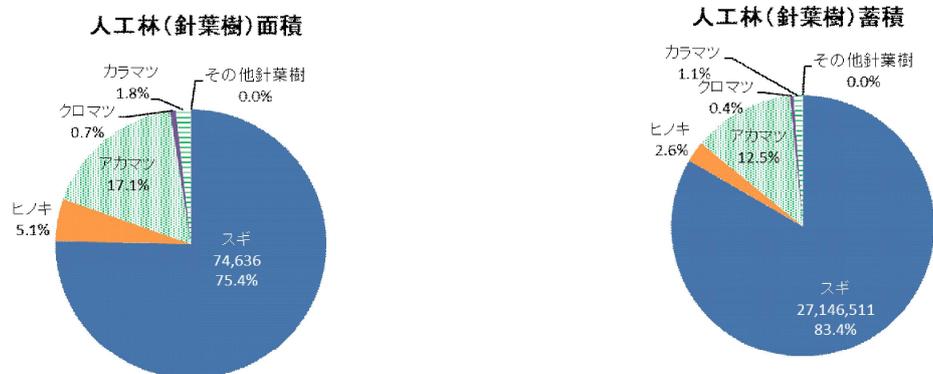


所有形態別では県有林9,095ha(5%)、市町村有林25,018ha(14%)、財産区^{*1}有林403ha(0.2%)、私有林140,682ha(80%)となっている。

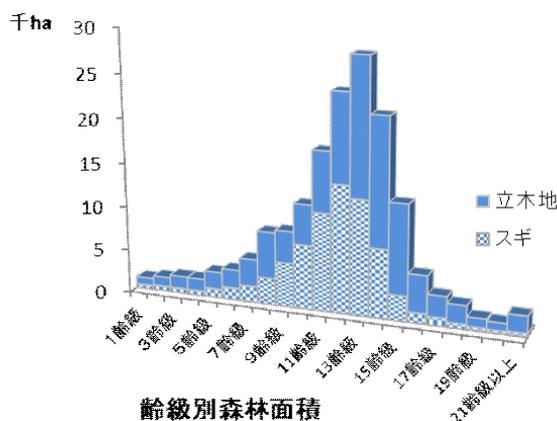
林地の利用状況は立木地170,145ha(うち竹林1,115ha)、無立木地5,053haであり、普通林^{*2}・制限林^{*3}では普通林115,703ha、制限林59,495haで、制限林の割合は34%となっている。

立木地のうち針葉樹・広葉樹別の割合は、面積では針葉樹62%、広葉樹38%、材積では針葉樹80%、広葉樹20%となっており、1ヘクタール当たりの平均材積は針葉樹325m³、広葉樹133m³で、全体平均では243m³である。平均材積は全体平均で前計画より3m³増加している。また、人工林率は59%で、県平均54%を上回っている。

樹種別では、人工林はスギ74,636ha(材積27,147千m³、ヘクタール当たり材積364m³)、ヒノキ5,015ha(同835千m³、167m³/ha)、アカマツ16,923ha(同4,071千m³、241m³/ha)となっており、スギは人工林の針葉樹のうち面積で75%、材積で83%を占める。また、天然林はアカマツ5,519ha(同1,406千m³、255m³/ha)、クスギ1,033ha(同165千m³、159m³/ha)、その他広葉樹61,737ha(同8,239千m³、136m³/ha)でコナラ・クリ林が主体を占めている。



人工林の主体を占めるスギについて年齢別構成を見ると、Ⅷ年齢級(36~40年生)が3,024ha、Ⅸ年齢級(41~45年生)が5,016ha、Ⅹ年齢級(46~50年生)が7,272ha、Ⅺ年齢級(51~55年生)が11,044ha、Ⅻ年齢級が14,379ha、ⅩⅢ年齢級が12,970haで、Ⅻ年齢級がピークで、次いでⅩⅢ年齢級が多いことから森林資源は充実していることがわかる。



*1 財産区：特別地方公共団体の一つ。市町村の一部で山林などの財産を持つ法人。
 *2 普通林：制限林以外の森林
 *3 制限林：保安林や自然公園特別地域などで、法令により伐採の制限を受けている森林

2 林業・木材産業の概況

本計画区内の林業経営体は344経営体で、そのうち1ha以上の山林を保有する林業経営体数は320で、県全体（489）の65%を占めている。3～30haを保有する林業経営体数は234で、県全体の林業経営体の68%を占めている。

産業別の就業者数で見ると、本計画区内で林業に就業している人数は962人で、県全体の林業就業者数（1,541人）の62%を占めているが、この人数は第一次産業の就業者数の3%に過ぎない。また、産業別の生産額では、本計画区の林業生産額は38億25百万円で県全体の林業生産額（56億57百万円）の68%を占めているが、これは本計画区の第一次産業の生産額の4%となっている。

本計画区内の林業・木材産業事業体のうち、林業事業体は44事業体で、木材木製品製造業のうち製材業及び木製品製造業が83事業体で、造作材、合板、建築用組立材料製造業及び木製容器製造業は31事業体となっており、その他の木製品製造業が10事業体となっている。

一方、森林組合は本計画区内に10組合があり、組合員数は14,650人、組合員が所有する森林面積は101,620haで、民有林面積の63%を占めている。払込済出資金の合計は977,823千円で、1組合当たりは97,782千円となっている。執行体制について見ると常勤役員を置いている組合は7組合、職員は10組合で102名となっている。

組合活動を経済事業取扱高で見ると、経済事業取扱高は6,987,933千円で県全体の79%となっており、森林整備事業、販売・林産事業が組合事業の主要な部門となっている。

雇用労働者は280人（県全体の70%）で、年間延べ労働日数は60,996日（同73%）、1人当たりの年間労働日数は218日となっている。

Ⅱ 計画樹立に当たっての 基本的考え方

Ⅱ 計画樹立に当たっての基本的考え方

第1 森林の整備及び保全の課題

1 本計画区の特徴

本計画区の県全体に占める割合は、土地面積の62%、民有林面積の62%(国有林を含む森林面積では61%)、民有林材積の65%である。これに対し人口は県全体の30%となっており、仙台市を含む宮城南部計画区に比べて都市部が少ない傾向にある。

民有林の人工林率は59%と宮城南部森林計画区の47%に比べて高く、天然林が少ない。また、栗駒ダム、花山ダム、荒砥沢ダム、鳴子ダム、漆沢ダムなどを擁し、大崎平野等の穀倉地帯を潤す水源地帯としての森林の役割が求められている。

このため、本計画区では、森林の有する機能のうち、水源涵養^{かん}機能、山地災害防止機能・土壤保全機能、生活環境保全機能、保健文化等機能に配慮した森林の整備が必要である。

2 現状と課題

水源涵養^{かん}、山地災害防止・土壤保全、保健・文化機能等の森林の有する多面的機能に対する県民の期待はますます多様化、高度化している。さらに、生物多様性の保全、地球温暖化防止に果たす森林の役割は大きな比重を占めている。

一方、林業を取り巻く情勢は、木材価格の長期低迷や経営コストの増大による採算性の悪化などが森林所有者の経営意欲の低下を招き、間伐が実施されない森林が増加しつつあるなど、森林の適切な管理の低下が懸念される状況にある。

森林の有する多面的機能発揮のため、スギ人工単層林施業からの転換、多様な森林への誘導、適切な保育^{*1}・間伐^{*2}、主伐・再造林等の推進が課題であり、その整備を担う人材の育成と施業の集約化、低コストで効率的な作業システムの普及の推進への取組みを強化する必要がある。

これらの課題に取り組むことにより、国際的課題である持続可能な森林経営^{*3}の確立に寄与する。

*1 保育 : 植栽後の下草刈り(下刈り)や余分な枝の除去(枝打ち)等、健全な森林に育てるための作業

*2 間伐 : 林の混み具合を調整し、主要な立木の成長を促進するために行う抜き伐り作業

*3 持続可能な森林経営 : 森林を生態系としてとらえ、生物の多様性の保全、木材生産量の維持、森林生態系の健全性と活力の維持、土壌と水資源の保全等、森林のもつ多面的な機能の重要性を認識した上で、森林の保全と利用を両立させつつ、多様なニーズに永続的に対応していこうとする森林の取扱

第2 前期実行結果の概要及びその評価

本事項における各表は、前計画の前期5か年分に対応する計画量及び実行量（最終年度の実行量は、見込み数量を算入）を記載したものである。

1 伐採立木材積

イ 計画と実行状況

(単位 材積：千m³，実行歩合：%)

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
計画区総数	1,996	1,244	3,240	1,464	277	1,741	73	22	54
針葉樹	1,732	1,244	2,976	1,295	277	1,572	75	22	53
広葉樹	264	-	264	169	-	169	64	-	64

(注) 林業振興課資料による。

ロ 計画と実行結果についての検討

主伐については着実に増加しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う木材需要の変動等の経済情勢により、計画を下回った。

間伐については新型コロナウイルス感染症拡大に伴う木材需要低迷の影響等により、大幅に計画を下回った。

2 間伐面積

イ 計画と実行状況

(単位 面積：ha，実行歩合：%)

計画区総数			備 考
計 画	実 行	実行歩合	
19,700	10,652	54	

(注) 森林整備課資料による。

ロ 計画と実行結果についての検討

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う木材需要低迷期においては搬出間伐が伸び悩み、一転して、ウッドショック後の需要高騰期においては主伐による素材生産が優先されたため、実行面積が低迷したものの。

3 人工造林・天然更新別面積

イ 計画と実行状況

(単位 面積：ha，実行歩合：%)

計画区総数			人工造林			天然更新			備 考
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	
7,061	2,524	36	5,352	1,134	21	1,709	1,390	81	

(注) 林業振興課資料による。

□ 計画と実行結果についての検討

人工造林については林業の採算性の低迷に伴う経営意欲の低迷に起因し、計画を大きく下回った。
天然更新については更新完了の確認が進んだことから着実に増加しているものの、計画の81%に留まった。

4 林道の開設及び拡張の数量

イ 計画と実行状況

(単位 延長：km, 箇所数：箇所, 実行歩合：%)

区分	開設延長			拡張箇所数			備考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
基幹路網	38.4	4.6	12	29	7	24	
うち林業専用道	12.4	1.1	9	-	-	-	

(注) 林業振興課資料による。

□ 計画と実行結果についての検討

大規模な災害への対応及び事業主体の財源不足等により計画量を下回った。

5 保安林整備及び治山事業

(1) 保安林の指定又は解除の面積

イ 計画と実行状況

(単位 面積：ha, 実行歩合：%)

種別	指定			解除			備考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
水源かん養保安林	628.00	1,295.50	206	6.78	2.20	32	
土砂流出防備保安林	17.00	36.20	213	0.08	0.00	0	
土砂崩壊防備保安林	5.00	1.11	22	0.71	0.00	0	
その他の保安林	65.00	16.93	26	44.01	0.96	2	
計	715.00	1,349.75	189	51.58	3.16	6	

(注) 森林整備課資料による。

□ 計画と実行結果についての検討

保安林の指定については、土砂崩壊防備及びその他の保安林において指定に必要な要件が整わず、計画を下回った。

保安林の解除については、解除に必要な要件が整わず計画を下回った。

(2) 保安施設地区の指定

該当なし

(3) 治山事業の数量

イ 計画と実行状況

(単位：箇所，実行歩合：%)

区 分	治山事業施行地区数			備考
	計 画	実 行	実行歩合	
計画区総数	174	130	75	

(注) 森林整備課資料による。

ロ 計画と実行結果についての検討

令和元年東日本台風等の影響に伴い、緊急性の高い災害箇所等を重点に置き事業を実施したが、事業調整等により、計画の75%の水準に留まった。

6 要整備森林の整備

該当なし

第3 森林の整備及び保全の推進方向

前述の課題を踏まえ、長期的な視点に立ち、全国森林計画に即して、本計画における森林の整備及び保全の推進方向を次のとおり定める。

1 持続可能な森林経営の推進

人工林の適切な保育及び主間伐を実施するとともに、長伐期施業、複層林施業又は広葉樹林施業などにより多様な森林整備を推進して、健全な森林を育成することにより安定的な木材生産ができる森林の整備を図り、持続可能な森林経営を推進する。

2 重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全

森林の有する諸機能のうち、水源涵養^{かん}機能を重視する「水源涵養^{かん}機能維持増進森林」、山地災害防止機能を重視する「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」、快適な生活環境の形成機能を重視する「快適環境形成機能維持増進森林」、保健文化機能を重視する「保健文化機能維持増進森林」、木材等生産機能を重視する「木材等生産機能維持増進森林」に区分し、これらの機能が高度に発揮されるような森林整備を推進するほか、保安林制度の適切な運用、**治山施設の整備による山地災害の防止**、森林病虫害や**野生鳥獣による被害の防止対策**、スギ等の**花粉発生源対策の加速化**等により、多様な森林資源の整備及び保全を図る。

なお、「木材等生産機能維持増進森林」では、育成林の適切な施業—**とりわけ利用期を迎えた人工林の適切な主伐と再造林の確実な実施**により、効率的な林業生産と資源の育成を推進する。

3 林業生産基盤の整備

集約化によって、造林、保育、間伐、伐採などの森林施業や森林の保全・管理を効率的に進めるとともに、農山村地域の振興にも資するため、計画的に林道等の路網を整備する。

4 森林施業の合理化の推進

森林整備を着実に推進するため、森林施業の集約化、高性能林業機械*の配備及び効率的な作業システムの普及を図るとともに、積極的に林業従事者の育成・確保を図っていく。

加えて、**航空レーザ計測等のリモートセンシングによる森林資源情報や地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、路網整備の効率化、効果的な治山施設の配置等を推進する。**

5 森林の保全・管理の推進

保安林等を適切に配置するなど、県民が安全・安心に暮らせる森林の保全及び管理を進める。また、レクリエーションや保健・文化・教育の場として利用できる森林の整備を進める。

*高性能林業機械：林業機械のうち、作業の効率化及び労働強度の軽減等の性能が著しく高い機械で、プロセッサ、ハーベスタ等の多工程処理機械の総称

Ⅲ 計 画 事 項

Ⅲ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林は、森林計画図*において表示する区域内の民有林とし、市町村別の面積は次のとおりである。

なお、この区域内の森林は、森林法(昭和 26年法律第249号)第10条の2第1項に基づく開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の対象となる。

(単位 面積 : ha)

区 分	森 林 面 積	前計画第四次変更の面積	比較増減	
計 画 区 総 数	175,197.84	175,263.69	△ 65.85	
仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管 内	富 谷 市	2,057.13	2,067.27	△ 10.14
	大 和 町	10,863.96	11,027.91	△ 163.95
	大 郷 町	3,549.24	3,548.79	0.45
	大 衡 村	1,600.48	1,600.65	△ 0.17
	計	18,070.81	18,244.62	△ 173.81
北 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	大 崎 市	23,855.84	23,855.59	0.25
	旧古川市	1,228.90	1,228.95	△ 0.05
	旧松山町	1,090.80	1,090.80	-
	旧三本木町	1,284.50	1,286.32	△ 1.82
	旧鹿島台町	1,728.56	1,728.57	△ 0.01
	旧岩出山町	7,893.20	7,892.44	0.76
	旧鳴子町	9,671.22	9,669.68	1.54
	旧田尻町	958.66	958.83	△ 0.17
	色 麻 町	3,062.19	3,080.55	△ 18.36
	加 美 町	18,211.09	18,211.49	△ 0.40
	旧中新田町	2,348.97	2,350.75	△ 1.78
	旧小野田町	6,881.53	6,879.35	2.18
	旧宮崎町	8,980.59	8,981.39	△ 0.80
	涌 谷 町	2,168.91	2,170.57	△ 1.66
	美 里 町	14.33	13.53	0.80
	旧小牛田町	14.33	13.53	0.80
	旧南郷町	-	-	-
計	47,312.36	47,331.73	△ 19.37	
栗 北 部 地 域 方 振 興 事 務 所 管 内	栗 原 市	29,966.67	29,966.80	△ 0.13
	旧築館町	1,455.01	1,458.16	△ 3.15
	旧若柳町	679.34	675.70	3.64
	旧栗駒町	10,107.50	10,106.11	1.39
	旧高清水町	407.93	407.93	-
	旧一迫町	4,234.13	4,235.20	△ 1.07
	旧瀬峰町	508.53	508.53	-
	旧鶯沢町	2,279.11	2,279.62	△ 0.51
	旧金成町	3,211.36	3,211.96	△ 0.60
	旧志波姫町	59.78	62.13	△ 2.35
	旧花山村	7,023.98	7,021.46	2.52
	計	29,966.67	29,966.80	△ 0.13

* 森林計画図 : 5,000分の1の地形図に、森林所有者、樹種、林齢ごとの区画線を入れた図面。

(注) 森林計画図は、宮城県林業振興課ホームページにて公開しているほか、宮城県林業振興課、仙台・北部・東部・気仙沼の各地方振興事務所及び栗原・登米の両地域事務所に配備している。

区 分		森 林 面 積	前計画第四次変更の面積	比較増減
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	22,722.29	22,734.10	△ 11.81
	旧石巻市	6,422.41	6,422.74	△ 0.33
	旧河北町	5,929.28	5,931.49	△ 2.21
	旧雄勝町	2,342.11	2,342.06	0.05
	旧河南町	1,190.85	1,194.29	△ 3.44
	旧桃生町	1,020.14	1,020.14	-
	旧北上町	2,824.19	2,829.00	△ 4.81
	旧牡鹿町	2,993.31	2,994.38	△ 1.07
	東 松 島 市	2,686.74	2,633.75	52.99
	旧矢本町	681.75	681.75	-
	旧鳴瀬町	2,004.99	1,952.00	52.99
	女 川 町	5,051.32	4,939.83	111.49
	計	30,460.35	30,307.68	152.67
登東部地方振興事務所管内	登 米 市	19,406.54	19,392.71	13.83
	旧 迫 町	712.85	712.85	-
	旧登米町	2,908.45	2,911.87	△ 3.42
	旧東和町	8,565.65	8,551.62	14.03
	旧中田町	343.17	347.55	△ 4.38
	旧豊里町	657.08	657.08	-
	旧米山町	222.32	222.32	-
	旧石越町	273.53	265.54	7.99
	旧南方町	115.74	115.74	-
	旧津山町	5,607.75	5,608.14	△ 0.39
計	19,406.54	19,392.71	13.83	
気仙沼地方振興事務所管内	気 仙 沼 市	19,240.51	19,301.14	△ 60.63
	旧気仙沼市	10,052.29	10,050.70	1.59
	旧唐桑町	2,451.94	2,451.94	-
	旧本吉町	6,736.28	6,798.50	△ 62.22
	南 三 陸 町	10,740.60	10,719.01	21.59
	旧志津川町	8,028.19	8,001.01	27.18
	旧歌津町	2,712.41	2,718.00	△ 5.59
	計	29,981.11	30,020.15	△ 39.04

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を発揮する上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	林木の樹冠 ^{*1} 及び根系の発達が良好で、団粒構造 ^{*2} がよく発達し、かつ、粗孔隙 ^{*3} に富む森林土壌を有し、成長のおう盛な下層植生がほどよく発達した森林であって、必要に応じて浸透を促進する治山施設等が整備されている森林
山地災害防止機能、土壌保全機能	根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど風、飛砂、騒音等を遮蔽(しゃへい)する能力が高く、諸害に対する抵抗性が高い樹種又は葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種及び林相からなり、明暗・色調に変化を有する森林、郷土樹種を中心として安定した林相を形成している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮する機能であるが、特に属地的に機能が発揮されるものとしては、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林、学術的に貴重な生物が生息している森林
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、二酸化炭素の固定能力が高く、団地的なまとまりがあって形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であって、林道等の林業生産基盤が適切に整備され、持続的な森林生産が安定的かつ効率的に実施することができる森林
地球環境保全機能	二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発発散作用等により地球環境を調節する属地的でない機能であり、全ての森林が発揮する。

*1 樹冠：立木の枝と葉の集まり

*2 団粒構造：適潤から湿性な森林土壌の表層部分で比較的柔らかで丸みのあるパンくず状を呈し、有機物に富み、通気性・透水性に優れた土壌

*3 粗孔隙：土壌の中の比較的粗い隙間（水分・養分・酸素等を含み、根系の健全な発達を促す）

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の方針を次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。また、水源涵養の機能が十分発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能、土壌保全機能	山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれのある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図るべき森林	災害に強い地盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。また、土砂流出防備機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、必要に応じて谷止や土留等の治山施設を整備する。
快適環境形成機能	地域住民の日常生活に密接な関わりをもつ里山林等であって、騒音や粉塵、風害や潮害等を防止する効果が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風・騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。また、環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、海岸林の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林	地域住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林は、生物多様性の維持増進を図る森林として保全する。なお、全ての森林は生物多様性の保全に寄与しており、基本的に地域の森林が様々な生育段階や樹種から構成されバランスよく配置されることを目指す。
木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な森林施業が可能な森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化・機械化に配慮し、効率的に森林整備を推進する。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間（計画期末：令和15年度末）において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおりとする。

単位 面積:ha 蓄積:千m³

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	100,986	99,007
	育成複層林	671	805
	天然生林	67,373	71,853
森林蓄積		42,644	41,230

注1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林

2 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林

3 天然生林

主として、天然力を活用することにより成立させ維持される森林

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全の推進に当たっては、国、県及び市町村が十分な連携を取りながら、森林の各機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案しながら、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この際、森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。人工林の主伐については、樹種ごとの生産目標に対応する直径（胸高直径）に達した時期に行うものとし、特に花粉の発生源となるスギ等人工林については、伐採・植替えの促進に努める。また、スギ（中仕立）の主伐時期の目安は下表のとおりとする。

なお、天然林の伐採は、天然更新が確実な林分又は人工造林によって森林生産力の増大が相当程度期待される森林について実施する。

主伐時期の目安

樹種	生産目標	胸高直径 (cm)	主伐時期の目安 (年)
スギ	一般小径材	23	35
	一般中径材	28	50
	大径材	34	70

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量*が最大となる林齢を基準として市町村森林整備計画において定められるものであるが、本計画区における指針は下表のとおりである。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

標準伐期齢の指針

(単位：年)

樹種						
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
35	40	35	30	40	10	20

(3) その他必要な事項

伐採に当たっては、林地の保全や景観の保全及び気象害の防止のほか、原生的な森林生態系や希少な生物の保全に配慮して伐採跡地の連続性を回避するとともに、必要に応じて保護樹帯を設置し、適確な更新を確保する。

* 平均成長量：ある林齢において、その年まで成長した量の合計を林齢で割った数値

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において規範を定めることとする。

イ 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件や造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して選定するものであり、選択の規範は市町村森林整備計画において定められるが、人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹等の郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意するものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、スギ、ヒノキ、アカマツ、クスギ、ミズキ及びケヤキ等を主体とする。また、苗木を選定する際は、成長に優れた苗木や花粉発生源対策の加速化に資する花粉の少ない苗木の導入に努める。

ロ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るための造林の標準的な方法については、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この場合、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとするほか、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような範囲内において多様な施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数の定めが行われるよう留意するとともに、コンテナ苗の活用や伐採から再造林までの一貫作業システム、低密度植栽の導入による、造林の低コスト化に努めるものとする。

なお、主な項目の基準は次のとおりである。

(イ) 植栽本数

植栽本数は、主要樹種について既往の植栽本数を勘案して生産目標別に下表を基準とする。

植栽本数の基準

樹種	生産目標	1ヘクタール当たりの植栽本数	備考
スギ	一般材	3,000本	低コスト造林のため、活着率の高い植栽法又は初期成長が期待できる植栽法（コンテナ苗、大苗等）による場合は、1ヘクタール当たり1,000本～2,000本とすることも可とする。ただし、地形・地質や土壌条件、地域の気象条件等を十分勘案し、成林が見込まれる場合にのみ実施するものとする。
ヒノキ	一般材	3,000本	
アカマツ	一般材	4,000本	

(ロ) 人工造林の標準的な方法

人工造林に当たっては、伐採木の枝葉等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。また、樹種の選定に当たっては、適地適木に配慮するとともに、適期に植え付けを行う。

ハ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間の規範は、市町村森林整備計画で定められるが、林地の荒廃防止及び森林の有する多面的機能の中でも二酸化炭素吸収源としての機能を発揮するために森林の早期回復に留意する必要がある。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年を経過する日までに更新するものとし、そのうち、択伐^{*1}により伐採を行った場合は、森林の有する機能への影響が比較的小さいことから、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までに更新を行うものとする。

そのほかの森林は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までに植栽又は天然更新が図られていない場合、天然更新完了基準の5年生における期待成立本数の30%以上の本数となるよう植栽することとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において天然更新の方法について規範を定めることとする。

イ 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件や周辺の環境等を勘案して選定するものであり、その規範は市町村森林整備計画において定められるが、天然更新の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とともに施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、コナラ、クリ及びサクラ等を主体とする。

ロ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新における期待成立本数、更新すべき本数、更新補助作業の方法、更新調査の方法は、(附)参考資料6(1)の天然更新完了基準で定める。

なお、ぼう芽更新については、ぼう芽^{*2}の優劣が明らかとなる3年目ごろ(伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、3年を経過する前後)に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たり3～5本仕立てを目安として整理を行う。

人工林を伐採したあとの更新のうち、植栽によらない更新を図るものは、更新予定地及びその周囲に種子を供給する母樹がある場合とし、天然下種による速やかな更新を図るため、更新予定地の適切な環境整備を行うものとする。

*1 択伐：伐期に達した林分を伐採する方法の一つ。持続的に次の世代の樹木を育成させることを考慮しながら、収入の期待できるものや成長が衰えはじめたものなどを単木的に選んで伐採すること。

*2 ぼう芽(萌芽)：主に広葉樹を伐採した後、その切り株又は地際部から出る芽。コナラやクヌギなどはぼう芽が強いいため、通常は植栽ではなくぼう芽による更新を行っている。

ハ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までとする。更新状況について天然更新完了基準に基づく調査を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を鑑みて、確実な天然更新が期待されない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において個々にその森林を特定するとともに「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、基準を定める。

(4) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、持続的・安定的な木材等生産を図るため、伐採後は人工造林又は天然更新により、ほぼ一定の材積を確保するよう留意するものとする。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、間伐率においては、材積に係る伐採率が35%以下であり、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後における森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

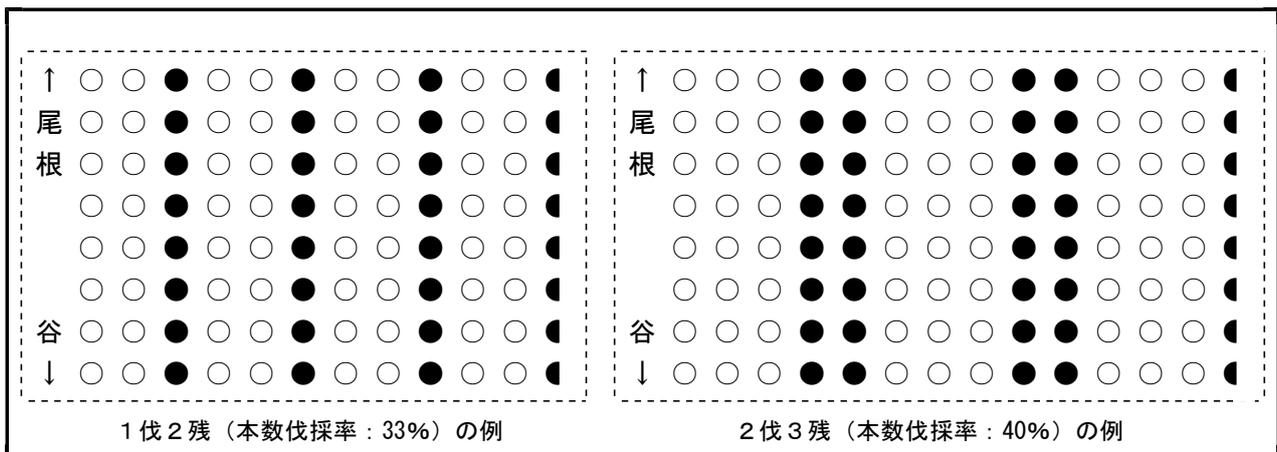
立木の成長の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るための標準的な間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法は下表のとおりである。

間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐の時期(年) 【本数伐採率】					間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	15年 【26%】	20年 【28%】	25年 【26%】	※ 35年 【27%】	※ 50年 【30%】	① 生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図 ^{*1} 及び林分収穫表 ^{*2} 等によって、適正な本数及び材積になるよう実施すること。 ② 具体的な作業については、「間伐のすすめ」(昭和54年3月・宮城県林政課)及び「長伐期施業の手引」(平成6年4月・宮城県林政課)等を参考にすること。
	・植栽本数 4,500本 ・生産目標 良質柱材	10年 【14%】	16年 【20%】	21年 【25%】	30年 【22%】	※ 40年 【29%】	
ヒノキ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	18年 【29%】	23年 【29%】	30年 【28%】	※ 42年 【29%】	※ 65年 【28%】	
アカマツ	・植栽本数 4,000本 ・生産目標 一般材	20年 【25%】	30年 【17%】	※ 40年 【20%】	—	—	

(注) ※：標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期

なお、森林の状況に応じて、**列状間伐の導入**や**高性能林業機械の活用による効率的な施業の実施**を図る。



列状間伐の模式図(例) (●：伐採木、○：保残木)

*1 林分密度管理図：林木の本数と材積との定量的関係など森林の密度の法則を1つの図にまとめたもので、収穫量の予想や間伐の指針に利用される。

*2 林分収穫表：樹種別、地位(林地の生産力を表す指数)別に、林齢ごとの直径、樹高、本数、材積などを示した表で、収穫量の予測等に使用する。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、立木の成長の促進及び林分の健全化を図るために実施する標準的な保育（下刈り、除伐*・つる切り、枝打ち）の時期、回数、作業方法は下表のとおりである。

下刈りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
スギ	○	◎	◎	○	○	○										○：1回刈り ◎：2回刈り
ヒノキ	○	◎	◎	○	○	○										
アカマツ	○	◎	○	○	○											

※作業の省力化・効率化に留意し、必要に応じて回数の削減を検討する。

除伐・つる切りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ				○				○								
ヒノキ			○				○									
アカマツ					○				○							

枝打ちの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ					○					○					○	
ヒノキ		○				○				○				○		

(3) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、効率的な間伐を実施するため、施業箇所の集約化を図り、高性能林業機械等を活用した作業システムの導入を推進するものとする。

* 除伐：下刈りが完了した後で侵入してきた目的外の樹木や成長の見込みのない造林木を伐り抜くこと。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林に、公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設けることとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

イ 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林等の区域は市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に当たっては、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう）及び本書Ⅲ第2の1の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林の標準的な区分は次のとおりであり、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を重複させることも可能である。

(イ) 面的な広がりにより発揮される機能（水源涵養機能）を重視したもの

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(ロ) 属地的に発揮される機能（山地災害防止機能、土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）を重視したもの

a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能、土壤保全機能を重視したもの。）

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能を重視したもの。）

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を重視したもの。）

ロ 施業の方法に関する指針

(イ) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、主伐の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

(ロ) 土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

特に森林の機能の発揮を図ろうとする場合は択伐による複層林施業を行うこととする。そのほかは択伐以外の方法による複層林施業を行うこととするが、適切な伐区の形状・配置等により公益的機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢を伐期とする。）を行うことも可能であり、その際は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において、森林の位置及び構成、地域住民の意向等からみて、風致の優れた森林の維持又は造成が必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成することができる。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

イ 区域の設定の基準

森林の立地条件、森林の機能の評価区分及び本書Ⅲ第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定する。また、林道からの距離や傾斜、地位級、人工林率等を基準に、この区域の中から特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する。

ロ 施業の方法に関する指針

再生可能な資源としての重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的、安定的、かつ効率的に供給する観点から森林整備を推進する。この区域の森林については、地形、土壌等の自然条件や森林構成、木材の需要動向を考慮し、形質の良好な木材を安定的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等の森林整備を推進する。

具体的には、伐採に当たっては、適切な伐区^{*1}の形状、保護樹帯^{*2}の設置等に配慮するとともに、伐採跡地については、自然的条件や森林を構成している樹種に応じて、人工造林又は天然更新^{*3}を実施する。特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行う。また、効率的に森林整備を推進するため、施業の集約化や機械化に配慮するとともに、木材等の搬出及び森林の管理に不可欠な林道等の基盤整備を図る。

(3) その他必要な事項

該当なし。

*1 伐区：一団の伐採の区域

*2 保護樹帯：造林木を寒風害等から保護するため設けられた帯状の森林

*3 天然更新：天然の力によって次の世代の樹木を発生させる方法で、種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の切株から発芽して成長する場合がある。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等（林業専用道を含む。以下同じ）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道^{*1}等の開設及び改良については、本書Ⅲ第2に定める森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道及び林業専用道^{*2}等の計画的な整備を推進するとともに、自然条件や社会的条件がよく、将来に渡り持続的に維持・管理を行う森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの地形選択、余裕のある幅員や土場・排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

区分	路線数	延長
基幹路網	548	976
うち林業専用道	1	4

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両を想定する「林業専用道」、集材や造林等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道^{*3}」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の傾斜区分ごとの路網密度を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60<50> 以上	15 以上
	架線系作業システム	20<15> 以上	15 以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

※「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を活用する。

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網^{*4}整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

地域における森林資源が充実しており、量的なまとまりのある伐採・搬出ができる区域とし、基幹路網^{*5}の整備と効率的な森林施業を推進する。

立地条件や森林の資源状況を勘案し、森林施業の集約化による低コストで持続的に木材を生産することができる区域とする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、宮城県林業専用道作設指針及び宮城県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

イ 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

ロ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

イを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林は、本計画区においては該当しない。

-
- * 1 林道：森林の内外に通じ、森林の管理及び林産物の搬出等のために作られた自動車道で、林道規程により設計・施工され、林道台帳により管理されている。
 - * 2 林業専用道：林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業等に供する自動車道で、10tトラック等に対応した規格・構造となっており、台帳により管理されている。
 - * 3 森林作業道：森林の中で、林産物の搬出及び資材の運搬等のために作られた簡易な自動車道。地形に沿って繰り返し使用に耐える丈夫な構造となっている。
 - * 4 路網：効率的な森林施業を行うため、林道を中心に網の目状に配置された複数の自動車道。
 - * 5 基幹路網：林道、林業専用道、林内公道による路網。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に推進するため、森林・林業・木材産業関係者及び関係機関の合意形成を図り、施業の受委託、林業事業体の体質強化及び高性能林業機械の積極的導入を図るとともに、作業路網の整備、木材加工・流通の合理化等の条件整備を総合的に推進するよう努める。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

イ 施業集約化の推進

森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を進め、施業集約化を推進する。

ロ 森林の施業又は経営の委託の促進

施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の提供及び公開並びに助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業又は経営の委託を促進する。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、林地台帳の森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により森林資源情報の整備を促進し、面的な集約化を図る。

ハ 森林施業の共同化の促進

市町村及び森林組合等による啓発活動の促進等を通じて、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、市町村森林整備計画に即した施業実施協定の締結等を推進する。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、森林所有者から市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については県が公表する意欲と能力のある林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を推進する。

森林経営管理制度の円滑な推進を図るため、「宮城県森林経営管理制度推進方針」を定め、市町村支援及び意欲と能力のある林業経営者の育成等を実施することとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 林業事業体の体質強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化等を一体的かつ総合的に推進する。

ロ 林業就業者の養成・確保

林業就業者の通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等を図るとともに、社会保険等への加入促進など就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に努める。

また、林業就業者に対して段階的・体系的研修により「キャリア形成支援」を行い、間伐や道づくりを効率的に行える現場技能者としての育成に努める。

一方、新規就業の円滑化を図るため、就業希望者等を対象とした技能・技術研修等を実施するなど、「林業労働力確保支援センター^{*1}」を中心として林業関係団体等が密接に連携し、林業への就業の促進を図る。

あわせて、地域の実情に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適切な受入れ等に取り組む。

*1 林業労働力確保支援センター：林業への就業希望者の相談、林業従事者の技能研修の実施など、林業労働力の確保・育成の事業を実施する団体

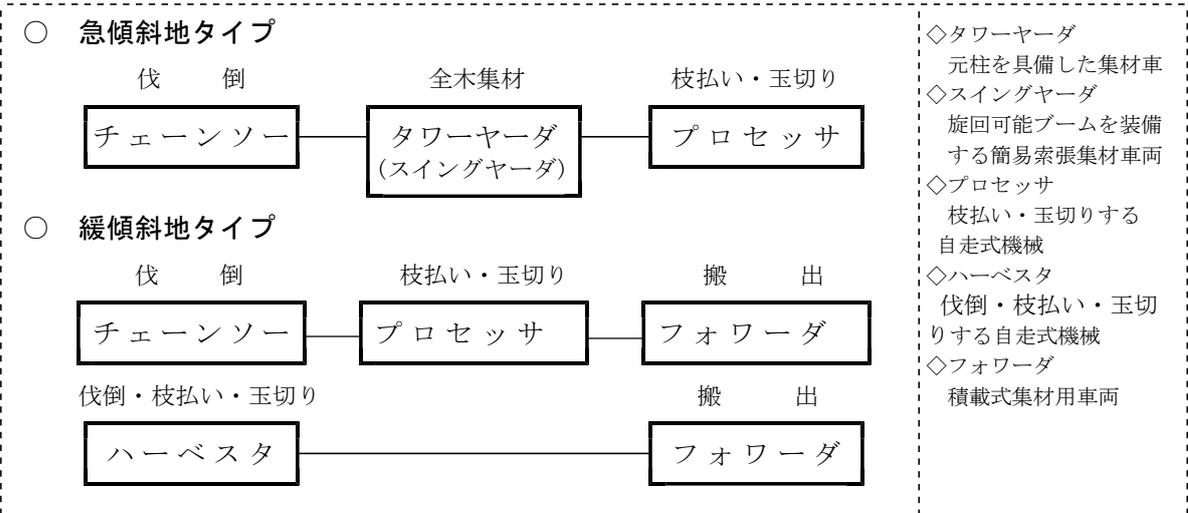
ハ 林業後継者の育成

農林家の後継者等が林業への関心を持ち、林業に就業する環境を整備するとともに、林業研究グループ*¹等若手林業後継者の活動を育成・支援し、林業後継者を育成する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産性の向上、労働安全性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械の導入を推進する。導入に当たっては、伐採搬出作業等を主体とする森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、高性能林業機械を活用した効果的な作業システムの整備、普及及び定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる機械作業オペレーターの養成及び機械の共同利用化等を推進する。この場合、より効率的な作業が展開できるような路網体系の整備を同時に推進するものとする。

地形等の特性に応じた標準的な機械作業システム



(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

イ 木材の流通・加工体制の整備

森林組合・素材生産業者等の事業者が、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに、地域における熱利用及び熱電供給等に向けた関係者等の連携体制の構築など、合板工場をはじめとした大口需要者に対する木材の安定供給体制の整備に努める。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

木材の加工については、生産方式の合理化による低コスト化や高付加価値化を推進するとともに、事業の共同化、銘柄化の体制の整備に努める。

ロ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産流通システムの確立等を図るため、「流域森林・林業活性化センター*²」が中心となり、地域材の産地化形成の推進などについて地域の関係者の合意形成に努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の就業機会の創出や生活環境の整備等により、山村地域における定住促進を図るとともに、レクリエーションや環境教育の場としての森林空間の総合的な利用を推進し、都市と山村の交流促進を図ることとする。また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を推進する。

*1 林業研究グループ：林業の経営改善や技術の向上のため、地域の林業後継者が中心となって結成された研究グループ

*2 流域森林・林業活性化センター：林業・木材産業の振興を図るため、流域ごとに関係者の合意形成の場として県、市町村、林業団体、木材関連団体などで組織された任意団体。本県では宮城南部と宮城北部の二つのセンターがある。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、雪崩防止、落石防止及び魚つきの各保安林*¹に指定されている森林については、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意することとし、その地区及び面積等については、別表のとおり定める。

なお、伐採種を定めていない区域の立木の伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能の低下を防止するため、極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所を小面積とし分散させるよう努める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

地形、地質、土壌等から判断して、搬出方法によっては土砂の崩壊などのおそれがあり、搬出方法を特定しなければ林地の保全に支障が生ずる森林については、本計画区において該当しない。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用の調和に留意するものとする。

なお、地域の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等で、居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林については、他用途への転用は極力避ける。また、土砂流出、土砂崩壊、水害等の防止、地域における水資源の確保及び環境の保全を図るため、その態様等に応じ、土留工等の防災施設及び貯水池等を適正に配置する。太陽光発電設備を設置する場合には、小規模の林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げなど、改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、宮城県知事が指定する規制区域*²の森林の土地においては、森林の谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

*¹ 保安林：水源の涵養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など公共の目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質の変更などに一定の制限が課せられた森林

*² 規制区域：市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定する「宅地造成等工事規制区域」と、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定する「特定盛土等規制区域」からなる。宮城県では、令和7年度に当該区域の指定及び許可等業務の開始を予定している。

別表 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積: ha)

所 在	面 積	留意すべき 事 項	備 考
市 町 村			
計 画 区 総 数	47,049.45		
仙台地方振興 事務所管内		森林が有する水源かん養、土砂流出防 止、土砂崩壊防止等の機能が低下しないよ うに適正な管理及び適切な施業の実施を図 ること。	
富 谷 市	70.50		
大 和 町	2,599.64		
大 郷 町	395.16		
大 衡 村	128.78		
計	3,194.08		
北部地方振興事務 所管内			
大 崎 市	7,262.14		
旧 古 川 市	1.80		
旧 松 山 町	304.22		
旧 三 本 木 町	74.01		
旧 鹿 島 台 町	517.69		
旧 岩 出 山 町	1,202.30		
旧 鳴 子 町	4,994.00		
旧 田 尻 町	168.12		
色 麻 町	1,305.03		
加 美 町	11,225.01		
旧 中 新 田 町	600.97		
旧 小 野 田 町	5,028.24		
旧 宮 崎 町	5,595.80		
涌 谷 町	13.06		
計	19,805.24		
栗原地方振興事務 所管内			
栗 原 市	12,021.47		
旧 築 館 町	47.48		
旧 若 柳 町	45.48		
旧 栗 駒 町	5,845.10		
旧 高 清 水 町	9.72		
旧 一 迫 町	539.78		
旧 鶯 沢 町	1,355.74		
旧 金 成 町	242.29		
旧 花 山 村	3,935.88		
計	12,021.47		
東部地方振興事務 所管内			
石 巻 市	2,639.09		
旧 石 巻 市	460.80		
旧 河 北 町	254.14		
旧 雄 勝 町	1,018.40		
旧 河 南 町	40.67		
旧 桃 生 町	1.97		
旧 北 上 町	464.80		
旧 牡 鹿 町	398.31		
東 松 島 市	129.61		
旧 矢 本 町	20.91		
旧 鳴 瀬 町	108.70		
女 川 町	424.52		
計	3,193.22		
登米地方振興事務 所管内			
登 米 市	4,961.34		
旧 一 迫 町	22.76		
旧 登 米 町	947.13		
旧 東 和 町	2,525.35		
旧 中 田 町	18.52		
旧 米 山 町	45.53		
旧 津 山 町	1,402.05		
計	4,961.34		
気仙沼地方振興 事務所管内			
気 仙 沼 市	2,856.92		
旧 気 仙 沼 市	1,536.88		
旧 唐 桑 町	125.97		
旧 本 吉 町	1,194.07		
南 三 陸 町	1,017.18		
旧 志 津 川 町	763.75		
旧 歌 津 町	253.43		
計	3,874.10		

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、保安林を計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の機能を発揮させるため保安施設事業^{*1}を行う必要がある場合、保安施設地区^{*2}を指定する。

(3) 治山事業^{*3}の実施に関する方針

近年頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方にたち、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るとともに、計画的に治山施設を整備する。また、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、根系の発達を促す間伐等の森林整備、渓流域での危険木の伐採などに取り組むこととする。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害を受けた海岸防災林の整備に当たっては、防潮工、植栽工等について津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ実施することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林^{*4}については、本書Ⅲの第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、同書Ⅲの第3の1に定める森林の立木竹の伐採に関する事項、Ⅲの第3の2に定める造林に関する事項、同書Ⅲの第3の3に定める間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林^{*5}とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

*1 保安施設事業：保安林の指定された目的が達成されるよう行われる、山地治山、防災林造成、保安林整備等の事業の総称。

*2 保安施設地区：保安施設事業を行う必要がある場合、事業地及び周辺森林等を指定した地区であり、一定期間経過後保安林に転換される。

*3 治山事業：「保安施設事業」と「地すべり防止工事に関する事業」の総称。

*4 特定保安林：機能が低位で、全国森林計画で定める要件すべてを満たすとして農林水産大臣に指定された保安林

*5 要整備森林：特定保安林の区域内で、林木の生育の状況等からみて機能の発揮が低位な状態で、気象、土壌等の自然条件、林道等整備状況、指定施業要件の内容、当該地域の林業技術水準からみて森林所有者等に施業を実施させることが相当、かつ、施業実施により早期に機能の回復・増進が図られるもの。

3 鳥獣害の防止に関する事項

伐採後の適確な更新及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、鳥獣害がある森林又は鳥獣害発生のおそれがある森林に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設けるとともに、区域内における鳥獣害防止対策を推進するものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

イ 区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域については、ニホンジカを対象鳥獣とし、市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に当たっては、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、「森林生態系多様性基礎調査」の結果を基本とし、「宮城県ニホンジカ管理計画」、研究論文等の文献、市町村における森林被害又は生息状況に関する情報等を勘案し、設定することとする。

ロ 鳥獣害の防止に関する方針

鳥獣害防止森林区域における森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、ニホンジカによる森林被害や生息状況等の地域の実情に応じて、防護柵の設置や森林モニタリングの実施等の植栽木の保護措置又は銃器やわなを用いた捕獲等による鳥獣害の防止の方法を選定し、適切な鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備を図るとともに、日常の管理を通じて森林の保護等の充実に努めることとする。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫被害については、感染源の早期駆除や樹種転換を進めるなど、被害まん延防止策の徹底を図ることとし、地域による防除の重点化や被害程度に応じた対策を推進する。

また、ナラ枯れ被害対策については、監視体制の強化や被害木の早期駆除を進めるなど、被害の拡大防止に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外におけるニホンジカによる森林被害については、鳥獣保護管理施策や鳥獣被害対策等と連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや被害対策等の取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適時適切に実施するとともに、防火線及び防火樹帯等の整備、標識等の設置及び地域住民への普及啓発を図る。

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項等に従うものとする。

第5 保健機能森林の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第5条に規定する保健機能森林の区域等は、次の基準により「市町村森林整備計画」において定める。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、森林レクリエーションの場として活用され、今後、森林保健施設整備が行われる見込みのある森林について定める。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、山地災害防止等の機能の低下を防止するため、広葉樹の植栽や複層林^{かん}施業を積極的に実施する。また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に実施する。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設は、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮するとともに、地域の実状、利用者の意向等を踏まえて整備する。

施設の総量規制及び技術的基準は「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成2年4月27日農林水産省令第18号）」によることとする。また、施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）未満とし、期待平均樹高は市町村森林整備計画において定める。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

(単位 材積：千m³)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	6,291	5,754	537	4,600	4,063	537	1,691	1,691	-
前半5か年の計画量	3,418	3,114	304	2,388	2,084	304	1,030	1,030	-

2 間伐面積

(単位 面積：ha)

区 分	間伐面積
総 数	27,000
前半5か年の計画量	16,400

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	14,323	4,029
前半5か年の計画量	7,384	2,608

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設

(単位 延長：km, 面積：ha)

事務所	市町村	種類	区分	対 図 番 号	路 線 名 及び路線数	延 長	利用区域面積	うち前半5年分	備 考	
計画区総数		自動車道			50 路線	117.7	11,839			
仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管 内	大 和 町	自動車道		1	下 原 ～ 石 倉 線	12.3	3,750			
		"		2	長 倉 山 線	1.5	196			
		"		3	佐 手 山 線	1.5	175			
		"	林業専用道	4	上 嘉 太 神 線	4.0	320			
		"		5	七ツ森湖～泉ヶ岳線	4.0	120	○		
	計				5 路線	23.3	4,561			
合 計	自動車道				5 路線	23.3	4,561			
北 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	色 麻 町	自動車道		1	中 ノ 岫 線	1.0	120			
		"		2	天 ケ 岡 線	1.0	88			
		"		3	大 谷 地 線	2.0	117			
	計				3 路線	4.0	325			
合 計	自動車道				3 路線	4.0	325			
栗 原 地 域 振 興 事 務 所 管 内	栗 原 市	自動車道		1	沼 ケ 森 線	5.0	620		(旧栗駒町)	
		"		2	大 槻 ～ 駒 堂 線	1.6	54		(")	
		"		3	内 屋 敷 線	2.1	35		(")	
		"		4	兔 田 ～ 西 山 線	1.5	45		(")	
						(小計)	10.2	754		
		自動車道		5	大土森～虚空蔵線	1.1	25		(旧鶯沢町)	
						(小計)	1.1	25		
		自動車道		6	二反田～下畑線	6.9	556		(旧花山村)	
		"		7	大土森～虚空蔵線	1.8	43		(")	
	"		8	御 嶽 山 線	4.0	46		(")		
				(小計)	12.7	645				
合 計	自動車道				8 路線	24.0	1,424			
東 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	東 松 島 市	自動車道		1	滝 山 線	0.5	19		(旧矢本町)	
		計				1 路線	0.5	19		
	女 川 町	自動車道		1	女 川 北 線	17.0	1,200	○		
		"		2	石 投 線	0.7	198	○		
		"		3	新 田 線	1.1	286	○		
		"		4	御 前 1 号 線	1.0	380			
		"		5	指 ケ 浜 線	0.4	56			
	計				5 路線	20.2	2,120			
	合 計	自動車道				6 路線	20.7	2,139		

(単位 延長：km, 面積：ha)

事務所	市町村	種類	区分	対 図 番 号	路 線 名 及 び 路 線 数	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	備 考	
登米地方振興事務所管内	登米市	自動車道		1	北 沢 線	1.3	159		(旧登米町)	
		"		2	金成沢九九線	1.1	42		(")	
		"		3	竹の沢明通沢線	2.5	59		(")	
		"	林業専用道	4	山 田 線	1.4	338	○	(旧登米町)	
		"	"	5	中山1号線	0.9	111	○	(")	
		"	"	6	中山2号線	1.0	92	○	(")	
		"	"	7	五郎峯線	0.7	104	○	(")	
							(小計)	8.9	905	
		自動車道		8	海無沢線	1.5	259		(旧東和町)	
		"		9	獅子鼻線	1.1	296		(")	
		"		10	町 裏 線	0.5	138		(")	
		"		11	小出沢線	1.0	57		(")	
		"	林業専用道	12	鉞赤天神線	3.3	364	○	(")	
		"	"	13	蚕飼山西	1.1	264	○	(")	
							(小計)	8.5	1,378	
		自動車道		14	宮 田 線	1.2	38		(旧津山町)	
		"		15	西 風 沢 線	1.6	61		(")	
"		16	桑の沢～物見石線	0.5	21		(")			
					(小計)	3.3	120			
合計	自動車道				16 路線	20.7	2,403			
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	自動車道		1	岩井堂大洞線	4.0	114		(旧気仙沼市)	
		"		2	安 波 山 線	1.5	52		(")	
		"		3	洞木太田線	4.0	156		(")	
		"		4	猿 岩 線	5.0	229		(")	
		"		5	物 見 線	1.3	60		(")	
							(小計)	15.8	611	
		自動車道		6	小 鯖 線	0.8	19		(旧唐桑町)	
						(小計)	0.8	19		
	計					6 路線	16.6	630		
	南三陸町	自動車道		1	大久保線	1.5	39		(旧志津川町)	
		"		2	内山2号線	1.0	38		(")	
		"		3	保呂羽南面線	1.5	60		(")	
		"		4	惣内山西線	2.0	100		(")	
							(小計)	6.0	237	
自動車道			5	ブドウ沢線	0.9	58		(旧歌津町)		
"			6	刈松辺線	1.5	62		(")		
					(小計)	2.4	120			
計					6 路線	8.4	357			
合計	自動車道				12 路線	25.0	987			

(2) 林道の拡張

(単位 延長：km, 面積：ha)

区分	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	改良 箇所数	舗装 延長	利用 面積	うち前半5年 分	備考
計画区総数		自動車道			98 路線	144	87.4	16,956		
仙台地方 振興事務 所管内	大和町	自動車道 (改良)		1	湯名沢線	4	-	99	○	橋梁・局部
		"		2	檀ノ下線	1	-	228	○	"
		"		3	嘉太神線	3	-	415	○	"
		"		4	兵土ヶ原線	2	1.2	86	○	"
		"		5	鍛冶屋敷線	1	1.3	55	○	"
		"		6	長倉山線	2	-	218		"
		"		7	宮床ダム右岸線	1	0.8	71		"
		計				7 路線	14	3.3	1,172	
	合計	自動車道				7 路線	14	3.3	1,172	
北部地方 振興事務 所管内	大崎市	自動車道 (改良)		1	桑折線	1	-	32		局部 (旧三本木町)
					(旧三本木町小計)	1	-	32		
		自動車道 (改良)		2	前田沢線	1	-	48		幅員拡張(旧松山町)
		"		3	大黒森線	1	-	42		" (")
					(旧松山町小計)	2	-	90		
		自動車道 (改良)		4	賜目～向山線	1	1.2	1,116	○	舗装打換 (旧岩出山町)
					(旧岩出山町小計)	1	1.2	1,116		
	計				4 路線	4	1.2	1,238		
	色麻町	自動車道 (改良)		1	青野～岳山線	1	-	189	○	局部
		計				1 路線	1	-	189	
	加美町	自動車道 (改良)		1	白沼線	1	4.0	577		局部 (旧小野田町)
					(旧小野田町小計)	1	4.0	577		
		自動車道 (改良)		2	道沖線	1	-	343	○	幅員拡張 (旧宮崎町)
		"		3	天山2号線	1	-	58		" (")
		"		4	地藏線	1	-	441		" (")
		"		5	宇土沼線	1	0.3	134		局部 (")
					(旧宮崎町小計)	4	0.3	976		
計				5 路線	5	4.3	1,553			
合計	自動車道				10 路線	10	5.5	2,980		
栗原市 <small>北部地方 振興事務 所管内 栗原地域 振興事務 所管内</small>	自動車道 (改良)		1	木売沢線	1	1.9	43		(旧若柳町)	
				(旧若柳町小計)	1	1.9	43			
	自動車道 (改良)		2	花山～文字線	4	-	664		局部 (旧栗駒町)	
	"		3	古吹平～内峰線	2	1.1	287		局部 (")	
"		4	脇の下線	-	0.3	73		(")		

(単位 延長：km, 面積：ha)

区分	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	改良 箇所数	舗装 延長	利用区 面積	うち前半5年 分	備考		
北部地方振興事務所 栗原地域事務所管内	栗原市	自動車道 (改良)		5	山田線	1	0.4	93		局部(〃)		
		〃		6	津花線	1	0.4	159		〃(〃)		
		〃		7	金丁～細越線	-	1.2	109		(〃)		
		〃		8	割沼線	-	2.0	77		(〃)		
		〃		9	似坂線	-	2.2	156		(〃)		
							(旧栗駒町小計)	8	7.6	1,618		
		自動車道 (改良)		10	六ツ寺線	1	0.7	46			幅員拡張(旧一迫町)	
		〃		11	浦の沢線	1	1.5	45			〃(〃)	
		〃		12	入の沢線	1	0.9	20			〃(〃)	
		〃		13	寺東線	1	0.8	36			〃(〃)	
		〃		14	小古線	1	0.2	153			舗装(〃)	
							(旧一迫町小計)	5	4.1	300		
		自動車道 (改良)		15	大土森線	3	2.8	71			路盤・排水(旧鶯沢町)	
		〃		16	飯の森線	1	1.2	26			〃(〃)	
		〃		17	向山線	1	1.4	32			〃(〃)	
		〃		18	保網線	1	1.5	64			〃(〃)	
		〃		19	久保山支線	1	1.3	20			〃(〃)	
		〃		20	黒森線	2	1.9	56			〃(〃)	
		〃		21	八沢線	1	1.6	42			〃(〃)	
							(旧鶯沢町小計)	10	11.7	311		
		自動車道 (改良)		22	伊勢堂線	-	1.5	79			(旧金成町)	
							(旧金成町小計)	-	1.5	79		
		自動車道 (改良)		23	花山～文字線	12	-	719			局部(旧花山村)	
		〃		24	金沢線	3	1.8	565			局部・幅員拡張(〃)	
		〃		25	早坂線	-	0.5	66			舗装打換(〃)	
		〃		26	大平線	-	0.6	43			舗装(〃)	
		〃		27	天狗森線	-	0.3	57			舗装(〃)	
							(旧花山村小計)	15	3.2	1,450		
			合計	自動車道			27 路線	39	30.0	3,801		
		東部地方振興事務所管内	東松島市	自動車道 (改良)		1	大島沖下線	1	0.5	4		局部(旧矢本町)
〃				2	滝山線	-	0.4	19		(〃)		
							(旧矢本町小計)	1	0.9	23		
自動車道 (改良)				3	鷹の巣山線	-	1.7	57			(旧鳴瀬町)	
							(旧鳴瀬町小計)	-	1.7	57		
			計			3 路線	1	2.6	80			
女川町	自動車道 (改良)			1	大沢線	1	3.4	303	○		局部・幅員拡張	
	〃			2	女川京ヶ森線	10	-	1,086	○		局部改良	
	〃			3	針浜線	5	0.6	264	○		局部改良	
				計			3 路線	16	4.0	1,653		
	合計	自動車道			6 路線	17	6.6	1,733				

(単位 延長：km, 面積：ha)

区分	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	改良 箇所数	舗装 延長	利用区 面積	うち前半5年 分	備考	
登米 東部 地域 振興 事務 所 管内	登米市	自動車道 (改良)		1	海無沢線	1	0.7	259		法面保全(旧東和町)	
		"		2	宮の沢線	1	-	86		橋梁・局部(")	
		"		3	赤沢線	1	-	130		局部(")	
		"		4	富沢線	1	-	90		橋梁・局部(")	
		"		5	末田～馬の足線	1	-	40		法面保全(")	
		"		6	峡線	1	-	105		排水(")	
		"		7	細野～相川線	1	-	147		法面保全(")	
							(旧東和町小計)	7	0.7	857	
		自動車道 (改良)		8	鎌沢線	3	-	70		法面保全・局部(旧津山町)	
		"		9	大柳津線	1	-	236		幅員拡張・橋梁(")	
		"		10	黄金宮線	1	-	52		幅員拡張・橋梁(")	
		"		11	水沢線	1	-	134		"(")	
		"		12	竹の沢線	1	-	362		幅員拡張・橋梁(旧津山町)	
		"		13	権口	1	-	136		排水(")	
		"		14	石貝大沢	1	-	423		排水(")	
		"		15	金屑沢	1	-	95		排水(")	
		"		16	茶畑	1	-	169		排水(")	
		"		17	小金沢	1	-	51		排水(")	
		"		18	大芝沢	1	-	138		排水(")	
		"		19	餅田沢	1	-	101		排水(")	
		"		20	大畑1号	1	-	92		排水(")	
		"		21	物見石	1	-	113		排水(")	
		"		22	野尻	1	-	101		排水(")	
		"		23	手洗沢	1	-	68		排水(")	
"		24	火の沢	1	-	25		排水(")			
					(旧津山町小計)	19	-	2,366			
合計		自動車道			24 路線	26	0.7	3,223			
気仙沼 地方 振興 事務 所 管内	気仙沼市	自動車道 (改良)		1	府中線	1	0.5	117		局部(旧気仙沼市)	
		"		2	源氏沢線	2	2.0	257		橋梁・局部(")	
		"		3	安波山線	1	1.5	52		局部(")	
		"		4	黒森線	1	4.7	112		法面保全(")	
		"		5	手長洞木線	2	1.0	304		局部(")	
		"		6	早稲谷官代入線	5	2.2	94		法面保全(")	
		"		7	篠沢黒森線	1	0.5	487		局部(")	
							(旧気仙沼市小計)	13	12.4	1,423	
		自動車道 (改良)		8	陣ヶ森線	3	3.3	79		法面保全(旧唐桑町)	
		"		9	立神線	1	-	63		(")	
		"		10	日向貝線	2	-	93		局部(")	
							(旧唐桑町小計)	6	3.3	235	
		自動車道 (改良)		11	稲持線	1	0.3	271		局部(旧本吉町)	
		"		12	平山線	1	3.2	211	○	幅員拡張(")	
		"		13	岩帯午王野沢線	-	2.0	91		(")	
		"		14	表山田線	-	1.9	566		(")	
		"		15	小松倉線	1	-	73		局部(")	
					(旧本吉町小計)	3	7.4	1,212			
計					15 路線	22	23.1	2,870			

(単位 延長：km, 面積：ha)

区分	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	改良 箇所数	舗装 延長	利用区 域面積	うち前半5年 分	備考	
気仙沼地方 振興事務 所管内	南三陸町	自動車道 (改良)		1	蛇王線	3	3.8	185		幅員拡張(旧志津川町)	
		〃		2	主田沢線	1	1.5	72		〃(〃)	
		〃		3	磯の沢線	2	2.5	162		〃(〃)	
		〃		4	内山線	1	1.1	46		〃(〃)	
		〃		5	脇の沢線	2	2.2	89		〃(〃)	
		〃		6	並石線	1	1.8	135		〃(〃)	
		〃		7	金ヶ沢線	3	4.0	326		〃(〃)	
		〃		8	保呂羽山線	2	-	117		法面保全(〃)	
		〃		9	大沢線	1	1.3	45		幅員拡張(〃)	
						(旧志津川町小計)		16	18.2	1,177	
			計		9路線		16	18.2	1,177		
	合計	自動車道		24路線		38	41.3	4,047			

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積：ha)

保安林の種類		面積	面積		備考
			計画期末	うち前半5年分	
計画区総数 (実数)		49,438	48,613	47,836	期首面積
内 訳	水源涵養のための保安林*1	37,116	36,386	35,661	期首面積
	災害防備のための保安林*2	11,145	11,050	10,996	期首面積
	保健、風致の保存等のための保安林*3	3,359	3,359	3,362	期首面積

(注) 2以上の目的を達成するために指定された保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計と一致しない。

(注) 各計画期末面積は、期首面積を基準として、ロに記載の指定・解除を実行した面積である。

*1水源涵養のための保安林：ロでは「水源かん養保安林」が該当する

*2災害防備のための保安林：ロでは「土砂流出防備保安林」、「土砂崩壊防備保安林」、「潮害防備保安林」、「飛砂防備保安林」、「干害防備保安林」が該当する

*3保健、風致の保存等のための保安林：ロでは「魚つき保安林」が該当する

ロ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積：ha)

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除 を必要とする 理由	備考	
		市 町 村	区 域	計画期末	うち前半5年分			
指 定	計 画 区 総 数 (指 定)				1,650	825		
	水 源 かん 養 保 安 林	大 和 町			30	10	水源の涵養	
		大 郷 町			30	15		
		仙台地方振興事務所管内 計			60	25		
		大 崎 市			300	150		
		色 麻 町			50	20		
		加 美 町			160	50		
		北部地方振興事務所管内 計			510	220		
		栗 原 市			400	250		
		北部・栗原地域事務所管内 計			400	250		
		石 巻 市			100	50		
		女 川 町			50	25		
		東部地方振興事務所管内 計			150	75		
		登 米 市			260	120		
		東部・登米地域事務所管内 計			260	120		
		気 仙 沼 市			50	25		
	南 三 陸 町			30	15			
	気仙沼地方振興事務所管内 計			80	40			
	合 計			1,460	730			
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	大 崎 市			20	10	土砂流出の防備	
加 美 町				10	7			
北部地方振興事務所管内 計				30	17			
登 米 市				40	20			
東部・登米地域事務所管内 計				40	20			
合 計			70	37				

(単位 面積 : ha)

指定解除別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
指定	土砂崩壊防備保安林	大崎市		10	2	土砂崩壊の防備	
		北部地方振興事務所管内計		10	2		
		栗原市		5	3		
		北部・栗原地域事務所管内計		5	3		
		気仙沼市		10	3		
		南三陸町		20	10		
		気仙沼地方振興事務所管内計		30	13		
	合計		45	18			
	潮害防備保安林	石巻市		5	5	潮害の防備	
		東部地方振興事務所管内計		5	5		
		気仙沼市		70	35		
		気仙沼地方振興事務所管内計		70	35		
	合計		75	40			
	計画区総数(解除)				48.48	48.48	
解除	水源かん養保安林	大崎市		0.63	0.63	指定理由の消滅	
		加美町		3.13	3.13		
		北部地方振興事務所管内計		3.76	3.76		
		登米市		0.86	0.86		
		東部・登米地域事務所管内計		0.86	0.86		
		気仙沼市		0.02	0.02		
		気仙沼地方振興事務所管内計		0.02	0.02		
	合計		4.64	4.64			
	土砂流出防備保安林	大崎市		0.08	0.08		
		北部地方振興事務所管内計		0.08	0.08		
		合計		0.08	0.08		
	土砂崩壊防備保安林	石巻市		0.71	0.71		
		東部地方振興事務所管内計		0.71	0.71		
		合計		0.71	0.71		
	飛砂防備保安林	石巻市		38.91	38.91		
		東部地方振興事務所管内計		38.91	38.91		
	合計		38.91	38.91			
	潮害防備保安林	気仙沼市		1.45	1.45		
		気仙沼地方振興事務所管内計		1.45	1.45		
		合計		1.45	1.45		
	干害防備保安林	大崎市		0.03	0.03		
		北部地方振興事務所管内計		0.03	0.03		
		登米市		0.05	0.05		
東部・登米地域事務所管内計		0.05	0.05				
合計		0.08	0.08				
魚つ安き林	石巻市		0.24	0.24			
	女川町		0.30	0.30			
	東部地方振興事務所管内計		0.54	0.54			
	気仙沼市		1.84	1.84			
	南三陸町		0.23	0.23			
	気仙沼地方振興事務所管内計		2.07	2.07			
合計		2.61	2.61				

ハ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積 : ha)

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水 源 かん 養 保 安 林			5,800	3,000	4,700
土砂流出防備 保 安 林			3,800	1,000	3,300
土砂崩壊防備 保 安 林				100	100
潮 害 防 備 保 安 林				100	
干 害 防 備 保 安 林			500	200	400
魚 つ き 保 安 林			300	700	
保 安 健 保 安 林			200	300	
風 安 致 保 安 林			100	200	

(2) 保安施設として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

・該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位 地区)

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	備 考
市 町 村	区 域		うち前半5年分		
計 画 区 総 数		310	186		
仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管 内	富 谷 市	杉ノ入	1	0	山腹工
	大 和 町	且ノ原 外	10	4	溪間工 外
	大 郷 町	田の入沢 外	7	3	溪間工 外
	大 衡 村	牛野沢	1	0	溪間工
	計		19	7	
北 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	大 崎 市		62	34	
	旧松山町	千石沢 外	6	2	溪間工 外
	旧三本木町	坂の森沢 外	5	2	山腹工 外
	旧鹿島台町	大迫	3	2	森林整備
	旧岩出山町	下金沢 外	12	7	山腹工 外
	旧鳴子町	末沢 外	30	19	山腹工 外
	旧田尻町	赤山沢 外	6	2	溪間工 外
	色 麻 町	小栗山 外	10	5	森林整備 外
	加 美 町		35	15	
	旧中新田町	岩滝 外	3	2	溪間工 外
	旧小野田町	内野 外	17	6	山腹工 外
	旧宮崎町	寒風沢分校 外	15	7	山腹工 外
	涌 谷 町	柳沢 外	8	3	溪間工 外
計		115	57		
栗 北 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	栗 原 市		86	63	
	旧若柳町	武鎗	1	1	山腹工 外
	旧栗駒町	文字高山 外	37	19	溪間工 外
	旧一迫町	川口 外	3	3	溪間工 外
	旧鶯沢町	北郷的場 外	14	13	森林整備 外
	旧金成町	有壁字長根 外	6	4	森林整備 外
	旧花山村	本沢温湯 外	25	23	山腹工 外
計		86	63		

(単位 地区)

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	備 考
市 町 村	区 域		うち前半5年分		
東部 地方振興 事務所管内	石 巻 市		21	11	
	旧石巻市	湊 外	4	2	山腹工
	旧河北町	長面 外	2	2	森林整備 外
	旧雄勝町	水浜 外	3	1	溪間工 外
	旧河南町	和渕 外	4	2	溪間工 外
	旧北上町	十三浜 外	3	2	溪間工 外
	旧牡鹿町	鮎川浜 外	5	2	森林整備 外
	東 松 島 市		7	5	
	旧矢本町	矢本 外	2	2	山腹工 外
	旧鳴瀬町	浅井 外	5	3	山腹工 外
女 川 町	鷲神浜 外	6	3	山腹工 外	
計		34	19		
登米 地方振興 事務所管内	登 米 市		31	15	
	旧登米町	馬鞍沢 外	9	5	溪間工 外
	旧東和町	舟井沢 外	18	7	溪間工 外
	旧津山町	参口沢 外	4	3	溪間工 外
計		31	15		
気仙沼 地方振興 事務所管内	気 仙 沼 市		15	15	
	旧気仙沼市	田中浜 外	11	11	防潮工 外
	旧本吉町	沖ノ田 外	4	4	森林整備 外
	南 三 陸 町		10	10	
	旧志津川町	入大船沢 外	5	5	山腹工 外
	旧歌津町	長須賀 外	5	5	溪間工 外
計		25	25		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

イ 保安林

(イ) 水源かん養保安林

施 業 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ただし、指定施業要件により特例を設けたものについては、この限りでない。</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>間伐できる箇所は、主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、原則として省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1) 伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積 同一の単位とする保安林の区域面積を、更新期待樹種の標準伐期齢で除した面積とする。 ただし、前伐採年度の当該地域の伐採につき許可された面積が前記の面積に達しない場合には、その達するまでの面積を加えて得た面積とする。</p> <p>(2) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる、1箇所当たりの面積の限度 20ha以下とする。</p> <p>2 択伐による場合</p> <p>伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。 植栽義務が定められている森林について伐採することができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。 ただし、指定後最初に行う択伐の択伐率は、指定施業要件を定める者が必要に応じて定める係数を、10分の3（植栽義務が定められている森林については10分の4）に乘じて算出する。</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>伐採年度ごとに間伐をすることができる立木の材積は当該年度の初日における森林の立木の材積の10分の2又は10分の3.5を超えず、かつ、伐採後おおむね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p> <p>◎ 植 栽</p> <p>1 方 法</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね1ha当たり省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期 間</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹 種</p> <p>保安林機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として、指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽する。</p>

(ロ) 土砂流出防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 保安施設事業の施行地の森林で、地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1) 伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積 水源かん養保安林と同様</p> <p>(2) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる、1箇所当たりの面積 10ha以下とする。</p> <p>2 択伐による場合 水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ハ) 土砂崩壊防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 保安施設事業の施行地の森林で、地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ニ) 飛砂防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その地表が、比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>土砂流出防備保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ホ) 防風保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1)、(2)は水源かん養保安林と同様</p> <p>(3) 原則としてその保安林のうち、その立木の全部又は相当部分が おおむね標準伐期齢以上である部分が、幅20メートル以上にわたり 帯状に残存することとなるようにするもの。</p> <p>2 択伐による場合 水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ハ) 水害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(ト) 潮害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 水害防備保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(フ) 干害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 土砂流出防備保安林と同様
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(リ) なだれ防止保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(ヌ) 落石防止保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 なだれ防止保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(ル) 防火保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 禁伐	

(7) 魚つき保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 魚つきの目的に係る海岸、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(7) 航行目標保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(カ) 保健保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>土砂流出防備保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(3) 風致保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 風致の保存のため、特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

□ 保安施設地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 立木を伐採しても保安施設地区の指定目的の達成に支障がないと認められる場合には、択伐又は伐採種を定めない。 2 その他の森林にあつては、禁伐	◎ 主 伐 土砂流出防備保安林と同様

ハ 砂防指定地

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
砂防指定地等管理条例（平成 15 年宮城県規則第 42 号）第 5 条による。	

二 国立公園

(イ) 特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
特別保護地区においては禁伐とする。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の 10 パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に 10 年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ハ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の 30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の 60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1 伐区の面積が 2ha 以内であること。ただし、粗密度 3 より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して 5 年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。 第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ニ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

木 国定公園

(イ) 特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
特別保護地区においては禁伐とする。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ハ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1 伐区の面積が2ha以内であること。ただし、粗密度3より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。 第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ニ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	一般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

へ 県立自然公園

(イ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、粗密度3より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。 第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ハ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

ト 県自然環境保全地域特別地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第18条による。	

チ 鳥獣保護区特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
木竹の伐採は、下記の場合を除き、大臣又は知事の許可を要する。 (許可不要の場合) ・単木択伐 ・木竹の本数において20%以下の間伐 ・保育のための下刈り若しくは除伐	

リ 都市計画区域風致地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年宮城県条例第15号）第2条による。	

ヌ 史跡名勝天然記念物

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
文化財保護法第125条及び文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第36条による。	

ル 急傾斜地崩壊危険区域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号） 第 7 条による。	

(附) 參考資料

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

(単位 面積：ha)

区 分	区域面積①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林	民有林		
県 総 数	728,229	414,051	130,748	283,303	57%	
宮城北部計画区 総数	449,904	250,670	75,085	175,585	56%	
仙台 地方 振興 事務 所 管 内	富 谷 市	4,918	2,057	0	2,057	42%
	大 和 町	22,549	16,029	5,163	10,866	71%
	大 郷 町	8,201	3,549	0	3,549	43%
	大 衡 村	6,032	2,822	1,173	1,649	47%
	計	41,700	24,457	6,336	18,121	59%
北部 地方 振興 事務 所 管 内	大 崎 市	79,681	42,699	18,830	23,869	54%
	旧古川市				1,236	
	旧松山町				1,091	
	旧三本木町				1,285	
	旧鹿島台町				1,729	
	旧岩出山町				7,893	
	旧鳴子町				9,671	
	旧田尻町				965	
	色 麻 町	10,928	6,151	3,080	3,071	56%
	加 美 町	46,067	33,575	15,364	18,211	73%
	旧中新田町				2,349	
	旧小野田町				6,882	
	旧宮崎町				8,981	
	涌 谷 町	8,216	2,262	0	2,262	28%
美 里 町	7,499	14	0	14	0.2%	
計	152,391	84,702	37,274	47,427	56%	
栗原 地方 振興 事務 所 管 内	栗 原 市	80,497	44,120	14,144	29,977	55%
	旧築館町				1,455	
	旧若柳町				680	
	旧栗駒町				10,109	
	旧高清水町				409	
	旧一迫町				4,234	
	旧瀬峰町				511	
	旧鶯沢町				2,279	
	旧金成町				3,215	
	旧志波姫町				60	
	旧花山村				7,024	
	計	80,497	44,120	14,144	29,977	55%

- (注) 1 区域面積は、宮城県統計年鑑(令和4年版・宮城県企画部統計課)による。
 2 森林面積は、下記3、4の国有林と民有林の面積の計とし、集計時期等が異なるため、宮城県統計年鑑を基に作成する「(3)土地利用の現況」と一致しない。
 3 国有林面積は、林野庁所管国有林は東北森林管理局資料、その他国有林は林業振興課資料による。
 4 民有林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積で、本計画の対象外の森林を含む。
 5 単位未満を四捨五入したため総数が一致しない場合がある。

(単位 面積 : ha)

区 分		区域面積①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
			総数②	国有林	民有林	
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	55,455	30,753	8,029	22,724	55%
	旧石巻市				6,423	
	旧河北町				5,930	
	旧雄勝町				2,342	
	旧河南町				1,191	
	旧桃生町				1,020	
	旧北上町				2,825	
	旧牡鹿町				2,993	
	東 松 島 市	10,130	3,127	437	2,690	31%
	旧矢本町				682	
旧鳴瀬町				2,009		
女 川 町	6,535	5,285	233	5,052	81%	
計	72,120	39,166	8,699	30,466	54%	
東部地方振興事務所管内	登 米 市	53,612	22,084	2,659	19,424	41%
	旧迫町				723	
	旧登米町				2,909	
	旧東和町				8,566	
	旧中田町				343	
	旧豊里町				659	
	旧米山町				225	
	旧石越町				275	
	旧南方町				117	
	旧津山町				5,608	
計	53,612	22,084	2,659	19,424	41%	
気仙沼地方振興事務所管内	気 仙 沼 市	33,244	23,664	4,237	19,427	71%
	旧気仙沼市				10,152	
	旧唐桑町				2,452	
	旧本吉町				6,823	
	南 三 陸 町	16,340	12,478	1,735	10,742	76%
	旧志津川町				8,029	
旧歌津町				2,714		
計	49,584	36,142	5,972	30,169	73%	

(2) 地 況
イ 気 候

観測所	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 深 積 雪 深 (cm)	主風の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
大 衡	36.2	-11.0	12.1	1,321	※	西	
古 川	35.4	-13.9	12.1	1,244	25	西北西	
川 渡	35.4	-10.9	11.2	1,645	51	北東	
鹿島台	35.6	-12.2	12.1	1,056	※	西北西	
築 館	35.8	-14.6	11.8	1,325	※	西	
駒ノ湯	31.5	-12.8	9.1	2,004	126	西北西	
米 山	35.8	-14.0	12.3	1,086	※	西	
女 川	34.6	-7.1	12.4	1,366	※	西北西	
石 巻	34.6	-7.4	12.5	1,009	8	西北西	
気仙沼	34.4	-8.5	11.7	1,309	※	北西	
志津川	35.3	-8.5	12.2	1,257	※	北東	
平 均	35.0	-11.0	11.8	1,329	※	—	

(注) 気象庁データ(令和2~4年の平均)による。(※:公表データなし)

ロ 地 勢

区 分	名 称 等
主 要 山 岳	標高1,000m以上 栗 駒 山 (1,626m) 虚 空 蔵 山 (1,409m) 大 地 森 (1,173m) 山 猫 森 (1,034m) 竹 ノ 子 森 (1,125m) 須 金 岳 (1,253m) 片 倉 森 (1,040m) 大 鐮 山 (1,119m) 小 鐮 山 (1,261m) 小 柴 山 (1,056m) 大 柴 山 (1,083m) 荒 神 山 (1,270m) 前 船 形 山 (1,312m) 花 染 山 (1,018m) 船 形 山 (1,500m) 三 峰 山 (1,417m) 北 泉 ヶ 岳 (1,253m)
主 要 河 川	一級河川： 北上川水系 北上川、旧北上川、江合川、迫川 鳴瀬川水系 鳴瀬川、吉田川 二級河川： 大川水系 大川 津谷川水系 津谷川 定川水系 定川
主要ダム	栗駒ダム、荒砥沢ダム、花山ダム、鳴子ダム、漆沢ダム、南川ダム
主要島しょ	大島、出島、江島、金華山、網地島、田代島

(注) 「宮城県統計年鑑(令和4年版・宮城県企画部統計課)」による。

(3) 土地利用の現況

(単位 面積：ha)

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
県 総 数	728,229	413,713	125,440	103,372	22,068	189,076	48,532	
宮城北部計画区 総数	449,904	249,936	91,616	79,787	12,429	108,352	23,034	
仙台地方振興 事務所管内	富 谷 市	4,918	2,068	649	564	85	2,201	730
	大 和 町	22,549	15,876	2,198	2,020	178	4,475	925
	大 郷 町	8,201	3,619	2,062	1,830	232	2,520	369
	大 衡 村	6,032	2,055	1,315	1,090	225	2,662	408
	計	41,700	23,618	6,224	5,504	720	11,858	2,432
北部地方振興事務所管内	大 崎 市	79,681	42,819	18,370	16,000	2,370	18,492	4,199
	旧古川市							
	旧松山町							
	旧三本木町							
	旧鹿島台町							
	旧岩出山町							
	旧鳴子町							
	旧田尻町							
	色 麻 町	10,928	5,700	2,834	2,480	354	2,394	314
	加 美 町	46,067	33,637	6,140	4,850	1,290	6,290	980
	旧中新田町							
	旧小野田町							
	旧宮崎町							
涌 谷 町	8,216	2,258	3,276	2,760	516	2,682	651	
美 里 町	7,499	14	4,936	4,670	266	2,549	826	
計	152,391	84,428	35,556	30,760	4,796	32,407	6,970	
栗原地方振興事務所管内	栗 原 市	80,497	44,144	17,360	15,600	2,360	18,993	3,110
	旧築館町							
	旧若柳町							
	旧栗駒町							
	旧高清水町							
	旧一迫町							
	旧瀬峰町							
	旧鶯沢町							
	旧金成町							
	旧志波姫町							
	旧花山村							
	計	80,497	44,144	17,360	15,600	2,360	18,993	3,110

(注) 1 「宮城県統計年鑑(令和4年版・宮城県企画部統計課)」による。

2 森林面積は、集計時期等が異なるため、「(1)市町村別土地面積及び森林面積」と一致しない。

(単位 面積 : ha)

区 分		総 数	森 林	農 地			そ の 他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	55,455	30,855	9,710	8,510	1,200	14,890	3,946
	旧石巻市							
	旧河北町							
	旧雄勝町							
	旧河南町							
	旧桃生町							
	旧北上町							
	旧牡鹿町							
	東 松 島 市	10,130	3,071	2,819	2,440	379	4,240	970
	旧矢本町							
旧鳴瀬町								
女 川 町	6,535	5,197	4	-	4	1,334	164	
計	72,120	39,123	12,533	10,950	1,583	20,464	5,080	
登米地域振興事務所管内	登 米 市	53,612	22,064	17,540	15,600	1,940	14,008	2,973
	旧迫町							
	旧登米町							
	旧東和町							
	旧中田町							
	旧豊里町							
	旧米山町							
	旧石越町							
	旧南方町							
	旧津山町							
計	53,612	22,064	17,540	15,600	1,940	14,008	2,973	
気仙沼地方振興事務所管内	気 仙 沼 市	33,244	23,986	1,574	967	607	7,684	1,914
	旧気仙沼市							
	旧唐桑町							
	旧本吉町							
	南 三 陸 町	16,340	12,573	829	406	423	2,938	555
	旧志津川町							
	旧歌津町							
計	49,584	36,559	2,403	1,373	1,030	10,622	2,469	

(4) 産業別生産額

(単位 金額：百万円)

区 分	総生産額	第一次産業				第二次産業	第三次産業	
		総 額	農 業	林 業	水産業			
県 総 数	9,485,225	128,520	84,262	5,657	38,601	2,342,038	7,041,539	
宮城北部計画区 総数	2,714,516	97,502	61,995	3,825	31,682	1,115,169	1,509,536	
仙台地方振興 事務所管内	富 谷 市	105,430	299	285	14	-	20,182	85,247
	大 和 町	247,383	1,136	874	204	58	163,944	83,004
	大 郷 町	37,259	1,015	990	25	-	21,546	14,804
	大 衡 村	155,689	537	523	14	-	130,482	25,111
	計	545,761	2,987	2,672	257	58	336,154	208,166
北部地方振興事務所管内	大 崎 市	483,083	12,784	11,458	1,322	4	178,041	293,627
	旧古川市							
	旧松山町							
	旧三本木町							
	旧鹿島台町							
	旧岩出山町							
	旧鳴子町							
	旧田尻町							
	色 麻 町	25,905	5,998	5,956	42	-	8,922	11,059
	加 美 町	70,010	3,669	3,203	432	34	28,552	37,987
	旧中新田町							
	旧小野田町							
	旧宮崎町							
	涌 谷 町	78,460	2,060	2,025	35	-	50,721	25,901
美 里 町	67,339	2,476	2,475	1	-	22,928	42,126	
計	724,797	26,987	25,117	1,832	38	289,164	410,700	
栗原地方振興事務所 管内	栗 原 市	205,775	10,724	10,043	681	0	58,739	136,895
	旧築館町							
	旧若柳町							
	旧栗駒町							
	旧高清水町							
	旧一迫町							
	旧瀬峰町							
	旧鶯沢町							
	旧金成町							
	旧志波姫町							
	旧花山村							
	計	205,775	10,724	10,043	681	0	58,739	136,895

(注) 1 「令和2年度宮城県市町村民経済計算(宮城県企画部)」による。
2 総計は輸入品に課される税・関税を除いているため、各産業の和と一致しない。

(単位 金額：百万円)

区 分	総生産額	第一次産業				第二次産業	第三次産業	
		総 額	農 業	林 業	水産業			
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	570,637	20,096	6,448	205	13,443	199,746	352,412
	旧石巻市							
	旧河北町							
	旧雄勝町							
	旧河南町							
	旧桃生町							
	旧北上町							
	旧牡鹿町							
	東 松 島 市	105,634	3,068	1,694	37	1,337	25,871	76,995
	旧矢本町							
旧鳴瀬町								
女 川 町	48,296	4,606	0	35	4,571	24,568	19,259	
計	724,567	27,770	8,142	277	19,351	250,185	448,666	
登米地域振興事務所管内	登 米 市	236,086	14,966	14,646	312	8	76,415	145,373
	旧迫町							
	旧登米町							
	旧東和町							
	旧中田町							
	旧豊里町							
	旧米山町							
	旧石越町							
	旧南方町							
	旧津山町							
計	236,086	14,966	14,646	312	8	76,415	145,373	
気仙沼地方振興事務所管内	気 仙 沼 市	232,041	10,242	868	265	9,109	87,286	135,170
	旧気仙沼市							
	旧唐桑町							
	旧本吉町							
	南 三 陸 町	45,489	3,826	507	201	3,118	17,226	24,566
	旧志津川町							
	旧歌津町							
計	277,530	14,068	1,375	466	12,227	104,512	159,736	

(5) 産業別就業者数

(単位 人数：人)

区 分	総 数	第 一 次 産 業				第 二 次 産 業	第 三 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	水産業			
県 総 数	1,181,118	47,651	39,948	1,541	6,162	263,229	870,238	
宮城北部計画区 総数	355,073	32,797	26,393	962	5,442	102,375	219,901	
仙台地方振興 事務所管内	富 谷 市	26,831	284	261	16	7	6,426	20,121
	大 和 町	15,615	679	620	58	1	5,399	9,537
	大 郷 町	3,877	459	454	4	1	1,095	2,323
	大 衡 村	3,171	341	325	16	-	1,083	1,747
	計	49,494	1,763	1,660	94	9	14,003	33,728
北部地方振興事務所管内	大 崎 市	66,887	5,325	5,133	169	23	19,994	41,568
	旧古川市							
	旧松山町							
	旧三本木町							
	旧鹿島台町							
	旧岩出山町							
	旧鳴子町							
	旧田尻町							
	色 麻 町	3,644	691	681	10	-	1,224	1,729
	加 美 町	11,945	1,689	1,598	87	4	4,172	6,084
	旧中新田町							
	旧小野田町							
	旧宮崎町							
涌 谷 町	7,883	1,110	1,100	6	4	2,465	4,308	
美 里 町	12,217	1,254	1,230	16	8	3,295	7,668	
計	102,576	10,069	9,742	288	39	31,150	61,357	
栗原地方振興事務所管内	栗 原 市	33,219	4,925	4,734	177	14	9,214	19,080
	旧築館町							
	旧若柳町							
	旧栗駒町							
	旧高清水町							
	旧一迫町							
	旧瀬峰町							
	旧鶯沢町							
	旧金成町							
	旧志波姫町							
	旧花山村							
	計	33,219	4,925	4,734	177	14	9,214	19,080

(注) 1 「宮城県統計年鑑(令和4年版・宮城県企画部統計課)」による。
2 総数には、「分類不能の産業」を含む。

(単位 人数：人)

区 分	総 数	第 一 次 産 業				第 二 次 産 業	第 三 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	水 産 業			
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	69,702	5,166	2,777	109	2,280	20,151	44,385
	旧石巻市							
	旧河北町							
	旧雄勝町							
	旧河南町							
	旧桃生町							
	旧北上町							
	旧牡鹿町							
	東 松 島 市	19,571	1,436	1,063	16	357	4,797	13,338
	旧矢本町							
旧鳴瀬町								
女 川 町	3,394	426	6	5	415	1,125	1,843	
計	92,667	7,028	3,846	130	3,052	26,073	59,566	
東部地方振興事務所管内 登米地域事務所管内	登 米 市	40,487	5,452	5,313	107	32	12,025	23,010
	旧迫町							
	旧登米町							
	旧東和町							
	旧中田町							
	旧豊里町							
	旧米山町							
	旧石越町							
	旧南方町							
	旧津山町							
計	40,487	5,452	5,313	107	32	12,025	23,010	
気仙沼地方振興事務所管内	気 仙 沼 市	30,330	2,190	802	120	1,268	7,984	20,156
	旧気仙沼市							
	旧唐桑町							
	旧本吉町							
	南 三 陸 町	6,300	1,370	296	46	1,028	1,926	3,004
	旧志津川町							
	旧歌津町							
計	36,630	3,560	1,098	166	2,296	9,910	23,160	

2 森林の現況（地域森林計画対象森林）

(1) 齢級別森林資源表

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
県 総 数	総数	282,698.25	65,657,999	767,318	2,062.06	-	2,123	2,415.52	15,120	7,673	2,982.55	97,571	12,366	2,720.21	155,773	12,749		
	針	154,875.74	49,868,855	628,210	938.48	-	-	1,065.98	-	4,958	925.51	43,099	6,263	1,016.31	89,360	7,504		
	広	118,171.68	15,789,144	139,109	1,123.59	-	2,123	1,349.54	15,120	2,715	2,057.04	54,472	6,103	1,703.90	66,413	5,245		
宮城北 部計 画区 総 数	総数	175,197.84	42,644,422	505,729	1,279.80	-	1,370	1,620.19	12,540	6,066	1,968.87	66,357	8,404	1,925.58	112,572	9,301		
	針	105,192.15	34,139,343	433,647	579.29	-	-	611.35	-	3,876	717.87	34,769	5,000	764.04	69,125	5,837		
	広	63,838.26	8,505,079	72,082	700.50	-	1,370	1,008.83	12,540	2,190	1,251.00	31,588	3,404	1,161.54	43,447	3,464		
立 木	人 工 林	総数	100,095.21	32,660,126	426,908	632.02	-	75	632.23	268	3,921	827.92	37,730	5,315	827.07	71,865	6,057	
		針	99,027.44	32,558,248	424,738	574.17	-	-	608.69	-	3,876	715.39	34,707	4,992	762.23	69,022	5,831	
		広	1,067.77	101,878	2,170	57.84	-	75	23.54	268	45	112.52	3,023	323	64.84	2,843	226	
	育 成 単 層 林	総数	99,460.51	32,513,412	424,171	625.94	-	75	623.68	268	3,899	753.04	34,636	4,898	800.50	70,162	5,915	
		針	98,450.27	32,415,211	422,166	568.10	-	-	600.14	-	3,854	658.69	32,214	4,634	747.73	67,830	5,726	
		広	1,010.24	98,201	2,005	57.84	-	75	23.54	268	45	94.35	2,422	264	52.77	2,332	189	
	育 成 複 層 林	総数	634.70	146,714	2,737	6.07	-	-	8.55	-	22	74.87	3,094	417	26.57	1,703	142	
		針	577.18	143,037	2,572	6.07	-	-	8.55	-	22	56.70	2,493	358	14.50	1,192	105	
		広	57.53	3,677	165	-	-	-	-	-	-	18.17	601	59	12.07	511	37	
	地 天 然 林	總 数	総数	68,935.21	9,984,296	78,821	647.78	-	1,295	987.95	12,272	2,145	1,140.96	28,627	3,089	1,098.51	40,707	3,244
			針	6,164.71	1,581,095	8,909	5.12	-	-	2.66	-	-	2.48	62	8	1.81	103	6
			広	62,770.50	8,403,201	69,912	642.66	-	1,295	985.29	12,272	2,145	1,138.48	28,565	3,081	1,096.70	40,604	3,238
育 成 単 層 林		総数	1,525.79	199,649	2,103	9.48	-	2	89.60	1,482	194	114.27	3,478	360	46.55	1,808	159	
		針	140.42	34,826	229	-	-	-	0.89	-	-	0.34	13	2	0.27	22	1	
		広	1,385.37	164,823	1,874	9.48	-	2	88.71	1,482	194	113.93	3,465	358	46.28	1,786	158	
育 成 複 層 林		総数	35.94	4,650	59	2.65	-	-	-	-	-	2.29	40	4	-	-	-	
		針	9.96	1,563	18	2.65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	25.98	3,087	41	-	-	-	-	-	-	2.29	40	4	-	-	-	
天 然 生 林	総数	67,373.47	9,779,997	76,659	635.65	-	1,293	898.35	10,790	1,951	1,024.40	25,109	2,725	1,051.96	38,899	3,085		
	針	6,014.32	1,544,706	8,662	2.47	-	-	1.77	-	-	2.14	49	6	1.54	81	5		
	広	61,359.15	8,235,291	67,998	633.18	-	1,293	896.58	10,790	1,951	1,022.26	25,060	2,719	1,050.42	38,818	3,080		
竹 林		1,114.51	1,162,537	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地		5,052.92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

区分	11 齢級			12 齢級			13 齢級			14 齢級			15 齢級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
県 総 数	総数	27,746.61	8,006,260	109,164	37,113.70	10,941,443	115,768	44,603.74	12,019,955	94,857	37,771.57	9,562,996	53,964	21,245.66	4,681,538	21,851		
	針	22,086.80	7,245,541	102,403	27,650.58	9,610,013	106,461	25,313.00	9,194,564	79,111	17,541.65	6,511,509	39,668	6,260.09	2,359,650	11,840		
	広	5,659.80	760,719	6,761	9,463.13	1,331,430	9,307	19,290.74	2,825,391	15,747	20,229.92	3,051,487	14,297	14,985.57	2,321,888	10,010		
宮城北 部計 画区 総 数	総数	17,880.07	5,333,186	74,019	24,350.93	7,515,572	82,254	28,295.44	8,145,571	68,181	22,150.65	5,866,831	33,470	12,993.66	2,965,614	13,370		
	針	14,896.08	4,926,457	70,639	19,294.14	6,799,540	77,590	18,166.38	6,658,506	60,422	11,477.70	4,253,253	26,918	4,385.95	1,638,804	8,295		
	広	2,983.99	406,729	3,380	5,056.78	716,032	4,664	10,129.06	1,487,065	7,759	10,672.95	1,613,578	6,551	8,607.71	1,326,810	5,075		
立 木	人 工 林	総数	14,743.06	4,890,737	70,209	18,926.70	6,708,010	76,745	17,465.08	6,479,760	59,089	10,381.95	3,972,098	25,163	3,616.27	1,437,722	7,058	
		針	14,716.84	4,887,211	70,173	18,896.71	6,703,697	76,722	17,366.84	6,463,741	58,976	10,306.56	3,959,351	25,104	3,574.92	1,431,414	7,030	
		広	26.22	3,526	36	29.99	4,313	23	98.24	16,019	113	75.39	12,747	59	41.35	6,308	28	
	育 成 単 層 林	総数	14,711.19	4,880,924	70,061	18,868.13	6,691,452	76,555	17,404.04	6,459,397	58,903	10,308.27	3,943,160	24,999	3,580.26	1,424,277	6,988	
		針	14,685.00	4,877,402	70,025	18,838.20	6,687,147	76,532	17,305.80	6,443,378	58,790	10,235.35	3,930,762	24,942	3,538.91	1,417,969	6,960	
		広	26.19	3,522	36	29.93	4,305	23	98.24	16,019	113	72.92	12,398	57	41.35	6,308	28	
	育 成 複 層 林	総数	31.88	9,813	148	58.57	16,558	190	61.04	20,363	186	73.68	28,938	164	36.01	13,445	70	
		針	31.85	9,809	148	58.51	16,550	190	61.04	20,363	186	71.21	28,589	162	36.01	13,445	70	
		広	0.03	4	-	0.06	8	-	-	-	-	2.47	349	2	-	-	-	
	地 天 然 林	總 数	総数	3,137.00	442,449	3,810	5,424.23	807,562	5,509	10,830.36	1,665,811	9,093	11,768.70	1,894,733	8,307	9,377.39	1,527,892	6,312
			針	179.23	39,246	466	397.43	95,843	868	799.54	194,765	1,446	1,171.14	293,902	1,815	811.03	207,390	1,265
			広	2,957.77	403,203	3,344	5,026.80	711,719	4,641	10,030.82	1,471,046	7,646	10,597.56	1,600,831	6,492	8,566.36	1,320,502	5,047
育 成 単 層 林		総数	86.53	13,006	94	149.83	23,166	161	610.00	92,852	570	112.92	19,670	98	62.68	12,250	68	
		針	20.43	4,080	45	22.15	5,357	49	20.77	5,259	22	26.26	6,997	44	24.22	6,659	47	
		広	66.10	8,926	49	127.68	17,809	112	589.23	87,593	548	86.66	12,673	54	38.46	5,591	21	
育 成 複 層 林		総数	0.12	16	-	0.13	20	-	5.30	1,022	14	10.90	1,795	11	0.40	70	-	
		針	-	-	-	0.06	10	-	5.23	1,010	14	1.18	292	2	0.16	43	-	
		広	0.12	16	-	0.07	10	-	0.07	12	-	9.72	1,503	9	0.24	27	-	
天 然 生 林	総数	3,050.36	429,427	3,716	5,274.27	784,376	5,348	10,215.06	1,571,937	8,509	11,644.88	1,873,268	8,198	9,314.31	1,515,572	6,244		
	針	158.80	35,166	421	375.22	90,476	819	773.54	188,496	1,410	1,143.70	286,613	1,769	786.64	200,688	1,218		
	広	2,891.55	394,261	3,295	4,899.05	693,900	4,529	9,441.53	1,383,441	7,098	10,501.18	1,586,655	6,429	8,527.66	1,314,884	5,026		
竹 林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(単位 面積:ha 材積:立木地はm³, 竹林は束 成長量:m³)

5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			10 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
4,171.23	386,645	22,729	5,367.34	691,906	29,705	9,580.87	1,382,433	44,130	15,291.61	2,626,325	66,630	14,503.26	3,314,631	70,425	18,383.48	4,781,016	81,644
2,100.53	262,216	16,033	3,166.42	507,352	23,145	4,300.82	868,738	30,045	7,192.84	1,742,908	48,606	10,296.48	2,822,448	63,637	13,628.54	4,177,917	75,270
2,070.70	124,429	6,696	2,200.92	184,554	6,560	5,280.05	513,695	14,085	8,098.77	883,417	18,024	4,206.78	492,183	6,787	4,754.95	603,099	6,374
2,954.34	278,302	16,259	3,485.43	465,333	20,072	4,934.68	789,173	25,158	8,267.30	1,464,277	35,965	8,605.50	2,055,673	43,101	11,810.01	3,200,359	55,086
1,460.95	187,470	11,168	2,233.57	359,037	15,888	2,823.99	576,693	19,177	4,159.91	1,003,356	26,690	6,621.10	1,814,143	40,126	9,454.31	2,895,495	52,498
1,493.39	90,832	5,091	1,251.86	106,296	4,184	2,110.68	212,480	5,981	4,107.39	460,921	9,274	1,984.40	241,530	2,975	2,355.71	304,864	2,588
1,498.03	189,861	11,288	2,342.88	367,879	16,248	2,892.30	583,126	19,331	4,264.18	1,012,748	26,858	6,638.93	1,812,806	40,031	9,379.97	2,876,983	52,188
1,454.03	186,904	11,133	2,222.20	357,815	15,845	2,792.90	573,113	19,050	4,136.21	999,671	26,603	6,554.08	1,803,795	39,910	9,342.12	2,873,208	52,169
44.00	2,957	155	120.69	10,064	403	99.40	10,013	281	127.97	13,077	255	84.85	9,011	121	37.85	3,775	19
1,473.01	187,096	11,125	2,278.05	358,612	15,853	2,825.84	571,406	18,934	4,215.57	1,002,963	26,554	6,633.64	1,811,818	40,014	9,365.38	2,872,480	52,110
1,432.37	184,372	10,982	2,167.99	349,452	15,487	2,731.73	561,948	18,668	4,091.27	990,201	26,299	6,550.52	1,802,999	39,896	9,327.57	2,868,710	52,091
40.64	2,724	143	110.06	9,160	366	94.11	9,458	266	124.30	12,762	255	83.12	8,819	118	37.80	3,770	19
25.02	2,765	163	64.84	9,267	395	66.47	11,720	397	48.61	9,785	304	5.29	988	17	14.59	4,503	78
21.66	2,532	151	54.21	8,363	358	61.18	11,165	382	44.94	9,470	304	3.56	796	14	14.54	4,498	78
3.36	233	12	10.63	904	37	5.29	555	15	3.67	315	-	1.73	192	3	0.05	5	-
1,456.31	88,441	4,971	1,142.54	97,454	3,824	2,042.37	206,047	5,827	4,003.12	451,529	9,106	1,966.57	242,867	3,070	2,430.04	323,376	2,898
6.92	566	35	11.37	1,222	43	31.09	3,580	127	23.70	3,685	87	67.02	10,348	216	112.19	22,287	329
1,449.39	87,875	4,936	1,131.17	96,232	3,781	2,011.28	202,467	5,700	3,979.42	447,844	9,019	1,899.55	232,519	2,854	2,317.85	301,089	2,569
34.58	1,774	107	17.85	1,361	68	11.61	1,136	28	25.41	2,924	62	33.68	4,239	53	40.34	5,300	39
-	-	-	-	-	-	0.02	2	-	0.59	64	2	0.80	122	2	1.95	299	5
34.58	1,774	107	17.85	1,361	68	11.59	1,134	28	24.82	2,860	60	32.88	4,117	51	38.39	5,001	34
-	-	-	8.41	715	25	-	-	-	0.31	35	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	8.41	715	25	-	-	-	0.31	35	-	-	-	-	-	-	-
1,421.73	86,667	4,864	1,116.28	95,378	3,731	2,030.76	204,911	5,799	3,977.40	448,570	9,044	1,932.89	238,628	3,017	2,389.70	318,076	2,859
6.92	566	35	11.37	1,222	43	31.07	3,578	127	23.11	3,621	85	66.22	10,226	214	110.24	21,988	324
1,414.81	86,101	4,829	1,104.91	94,156	3,688	1,999.69	201,333	5,672	3,954.29	444,949	8,959	1,866.67	228,402	2,803	2,279.46	296,088	2,535
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

16 齡級			17 齡級			18 齡級			19 齡級			20 齡級			21 齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
9,088.03	2,043,515	7,953	5,564.09	1,467,899	5,852	4,233.35	1,112,828	3,668	2,269.64	692,997	1,866	1,877.75	565,590	1,323	4,055.14	1,111,558	877
2,620.68	1,016,178	4,336	2,399.91	950,621	3,728	1,860.66	716,048	2,395	1,237.68	518,078	1,355	1,101.64	434,662	972	2,171.14	797,953	480
6,467.35	1,027,337	3,618	3,164.18	517,278	2,124	2,372.70	396,780	1,273	1,031.96	174,919	511	776.11	130,928	351	1,884.00	313,605	397
5,420.56	1,273,169	4,800	3,389.26	928,228	3,729	2,654.25	706,609	2,499	1,451.70	444,698	1,331	1,249.56	386,288	835	2,342.66	634,070	459
1,822.32	704,235	3,140	1,602.57	637,804	2,663	1,265.02	474,274	1,701	813.87	336,846	976	805.90	313,178	747	1,235.84	456,358	294
3,598.24	568,934	1,660	1,786.69	290,424	1,066	1,389.23	232,335	798	637.83	107,852	355	443.66	73,110	88	1,106.82	177,712	165
1,394.75	589,511	2,512	1,254.38	541,859	2,183	802.88	347,237	1,137	560.96	262,630	782	482.54	222,278	518	531.09	255,018	199
1,384.15	587,652	2,508	1,250.68	541,228	2,181	801.43	347,015	1,137	559.49	262,387	782	478.89	221,663	516	528.89	254,654	199
10.60	1,859	4	3.70	631	2	1.45	222	-	1.47	243	-	3.65	615	2	2.20	364	-
1,392.10	588,295	2,506	1,248.44	539,196	2,173	791.83	343,680	1,123	559.15	261,656	779	476.16	219,618	510	526.28	252,316	196
1,381.50	586,436	2,502	1,244.74	538,565	2,171	790.38	343,458	1,123	557.68	261,413	779	472.51	219,003	508	524.08	251,952	196
10.60	1,859	4	3.70	631	2	1.45	222	-	1.47	243	-	3.65	615	2	2.20	364	-
2.65	1,216	6	5.94	2,663	10	11.05	3,557	14	1.81	974	3	6.38	2,660	8	4.81	2,702	3
2.65	1,216	6	5.94	2,663	10	11.05	3,557	14	1.81	974	3	6.38	2,660	8	4.81	2,702	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4,025.81	683,658	2,288	2,134.88	386,369	1,546	1,851.36	359,372	1,362	890.73	182,068	549	767.02	164,010	317	1,811.57	379,052	260
438.17	116,583	632	351.89	96,576	482	463.59	127,259	564	254.38	74,459	194	327.01	91,515	231	706.95	201,704	95
3,587.64	567,075	1,656	1,782.99	289,793	1,064	1,387.78	232,113	798	636.36	107,609	355	440.01	72,495	86	1,104.62	177,348	165
22.43	3,726	10	29.30	4,889	19	10.58	2,155	9	4.46	1,052	-	4.64	1,198	2	9.07	2,183	-
2.83	686	2	1.72	463	-	5.23	1,414	6	3.09	825	-	4.07	1,108	2	4.80	1,456	-
19.60	3,040	8	27.58	4,426	19	5.35	741	3	1.37	227	-	0.57	90	-	4.27	727	-
0.54	161	2	3.25	541	3	-	-	-	0.14	47	-	-	-	-	1.50	188	-
0.54	161	2	-	-	-	-	-	-	0.14	47	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	3.25	541	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.50	188	-
4,002.84	679,771	2,276	2,102.33	380,939	1,524	1,840.78	357,217	1,353	886.13	180,969	549	762.38	162,812	315	1,801.00	376,681	260
434.80	115,736	628	350.17	96,113	482	458.36	125,845	558	251.15	73,587	194	322.94	90,407	229	702.15	200,248	95
3,568.04	564,035	1,648	1,752.16	284,826	1,042	1,382.42	231,372	795	634.99	107,382	355	439.44	72,405	86	1,098.85	176,433	165
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹				総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
県総数	面 積	282,698.25	273,047.42	154,875.74	118,171.68	148,695.21	146,777.54	1,917.68	147,828.37	145,978.75	1,849.62	866.84	798.78	68.06
	材 積	65,657,999	65,657,999	49,868,855	15,789,144	47,988,131	47,811,674	176,457	47,794,088	47,621,813	172,275	194,043	189,861	4,182
	成長量	767,318	767,318	628,210	139,109	620,447	616,828	3,619	616,548	613,120	3,428	3,899	3,708	191
宮 城 部 区 計 画 区 総 数	面 積	175,197.84	169,030.41	105,192.15	63,838.26	100,095.21	99,027.44	1,067.77	99,460.51	98,450.27	1,010.24	634.70	577.18	57.53
	材 積	42,644,422	42,644,422	34,139,343	8,505,079	32,660,126	32,558,248	101,878	32,513,412	32,415,211	98,201	146,714	143,037	3,677
	成長量	505,729	505,729	433,647	72,082	426,908	424,738	2,170	424,171	422,166	2,005	2,737	2,572	165
制限林	面 積	59,494.66	57,727.25	38,000.22	19,727.03	36,470.87	36,029.04	441.84	36,058.51	35,632.78	425.73	412.36	396.25	16.11
	材 積	14,400,390	14,400,390	11,677,364	2,723,026	11,216,855	11,174,849	42,006	11,127,640	11,086,919	40,721	89,215	87,930	1,285
	成長量	187,332	187,332	165,465	21,867	164,229	163,253	976	162,311	161,382	929	1,918	1,871	47
普通林	面 積	115,703.18	111,303.17	67,191.93	44,111.24	63,624.34	62,998.41	625.93	63,402.00	62,817.49	584.51	222.34	180.92	41.42
	材 積	28,244,032	28,244,032	22,461,979	5,782,053	21,443,271	21,383,399	59,872	21,385,772	21,328,292	57,480	57,499	55,107	2,392
	成長量	318,397	318,397	268,181	50,216	262,679	261,486	1,194	261,861	260,785	1,076	819	701	118

(単位 面積:ha 材積:立木地はm³, 竹林は束 成長量:m³)

地												竹林	無立木地		
天			然			林							総数	伐採跡地	未立木地
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
124,352.21	8,098.20	116,254.01	1,852.49	175.65	1,676.84	40.75	11.32	29.43	122,458.96	7,911.23	114,547.73	1,940.70	7,710.13	3,222.19	4,487.94
17,669,868	2,057,181	15,612,687	246,345	43,358	202,987	5,397	1,870	3,527	17,418,126	2,011,953	15,406,173	2,078,577			
146,871	11,382	135,490	2,471	260	2,211	65	20	45	144,335	11,102	133,234				
68,935.21	6,164.71	62,770.50	1,525.79	140.42	1,385.37	35.94	9.96	25.98	67,373.47	6,014.32	61,359.15	1,114.51	5,052.92	2,181.71	2,871.21
9,984,296	1,581,095	8,403,201	199,649	34,826	164,823	4,650	1,563	3,087	9,779,997	1,544,706	8,235,291	1,162,537			
78,821	8,909	69,912	2,103	229	1,874	59	18	41	76,659	8,662	67,998				
21,256.38	1,971.19	19,285.19	429.50	60.09	369.41	23.45	5.51	17.94	20,803.43	1,905.59	18,897.84	100.37	1,667.04	632.73	1,034.31
3,183,535	502,515	2,681,020	53,202	15,516	37,686	3,232	1,043	2,189	3,127,101	485,956	2,641,145	102,475			
23,104	2,213	20,891	759	111	648	49	15	34	22,296	2,087	20,209				
47,678.83	4,193.52	43,485.31	1,096.30	80.33	1,015.97	12.49	4.45	8.04	46,570.04	4,108.74	42,461.31	1,014.14	3,385.88	1,548.97	1,836.90
6,800,761	1,078,580	5,722,181	146,447	19,310	127,137	1,418	520	898	6,652,896	1,058,750	5,594,146	1,060,062			
55,717	6,696	49,022	1,344	118	1,226	10	3	7	54,363	6,575	47,789				

(3) 市町村別森林資源表

区 分	面積 材積	立 人 工 林												
		総 数			総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	
														総 数
県 総 数	面積 材積	282,698.25 65,657,999	273,047.42 65,657,999	154,875.74 49,868,855	118,171.68 15,789,144	148,695.21 47,988,131	146,777.54 47,811,674	1,917.68 176,457	147,828.37 47,794,088	145,978.75 47,621,813	1,849.62 172,275	866.84 194,043	798.78 189,861	68.06 4,182
宮城北部 計画区総数	面積 材積	175,197.84 42,644,422	169,030.41 42,644,422	105,192.15 34,139,343	63,838.26 8,505,079	100,095.21 32,660,126	99,027.44 32,558,248	1,067.77 101,878	99,460.51 32,513,412	98,450.27 32,415,211	1,010.24 98,201	634.70 146,714	577.18 143,037	57.53 3,677
富 谷 市	面積 材積	2,057.13 428,395	2,010.74 428,395	698.04 253,417	1,312.70 174,978	676.99 246,093	671.34 245,772	5.65 321	673.14 244,904	667.49 244,583	5.65 321	3.85 1,189	3.85 1,189	-
大 和 町	面積 材積	10,863.96 2,038,446	10,140.16 2,038,446	4,962.87 1,359,307	5,177.29 679,139	4,866.45 679,139	4,792.63 1,316,577	73.82 1,310,643	4,777.28 1,299,556	4,704.18 1,293,671	73.10 5,885	89.17 17,021	88.45 16,972	0.72 49
大 郷 町	面積 材積	3,549.24 686,867	3,193.61 686,867	1,793.30 514,650	1,400.30 172,217	1,656.66 479,195	1,636.46 478,631	20.19 564	1,597.07 464,951	1,576.87 464,387	20.19 564	59.59 14,244	59.59 14,244	-
大 衡 村	面積 材積	1,600.48 337,393	1,552.37 337,393	749.06 236,588	803.31 100,805	748.26 229,970	717.68 228,271	30.58 1,699	743.39 228,424	712.81 226,725	30.58 1,699	4.87 1,546	4.87 1,546	-
仙台地振 管内計	面積 材積	18,070.81 3,491,101	16,896.87 3,491,101	8,203.27 2,363,962	8,693.60 1,127,139	7,948.36 2,271,835	7,818.11 2,263,317	130.24 8,518	7,790.88 2,237,835	7,661.36 2,229,366	129.52 8,469	157.48 34,000	156.76 33,951	0.72 49
大 崎 市	面積 材積	23,855.84 6,262,194	22,907.92 6,262,194	14,022.49 5,092,921	8,885.44 1,169,273	13,789.57 5,001,912	13,606.25 4,986,539	183.32 15,373	13,743.90 4,990,158	13,560.63 4,974,790	183.27 15,368	45.67 11,754	45.62 11,749	0.05 5
田 古 川 市	面積 材積	1,228.90 237,653	1,190.56 237,653	568.15 160,489	622.41 77,164	500.67 135,330	469.03 132,623	31.64 2,707	500.57 135,310	468.93 132,603	31.64 2,707	0.10 20	0.10 20	-
田 松 山 町	面積 材積	1,090.80 219,258	1,079.67 219,258	598.79 159,002	480.88 60,256	569.11 152,488	568.17 152,418	0.94 70	569.11 152,488	568.17 152,418	0.94 70	-	-	-
田 三 本 木 町	面積 材積	1,284.50 237,694	1,258.61 237,694	613.21 162,526	645.40 75,168	574.72 153,059	566.88 152,333	7.84 726	574.72 153,059	566.88 152,333	7.84 726	-	-	-
田 鹿 島 台 町	面積 材積	1,728.56 344,623	1,681.51 344,623	999.88 254,150	681.63 90,473	943.05 242,042	933.53 241,167	9.52 875	942.59 241,975	933.07 241,100	9.52 875	0.46 67	0.46 67	-
田 岩 出 山 町	面積 材積	7,893.20 2,064,340	7,661.52 2,064,340	4,981.54 1,723,632	2,679.98 340,708	4,947.11 1,708,257	4,906.67 1,704,159	40.44 4,098	4,907.52 1,698,484	4,867.13 1,694,391	40.39 4,093	39.59 9,773	39.54 9,768	0.05 5
田 鳴 子 町	面積 材積	9,671.22 2,909,823	9,101.76 2,909,823	5,563.73 2,413,567	3,538.03 496,256	5,568.62 2,394,176	5,481.06 2,387,654	87.56 6,522	5,563.36 2,392,340	5,475.80 2,385,818	87.56 6,522	5.26 1,836	5.26 1,836	-
田 田 尻 町	面積 材積	958.66 248,803	934.29 248,803	697.19 219,555	237.10 29,248	686.30 216,560	680.92 216,185	5.38 375	686.04 216,502	680.66 216,127	5.38 375	0.26 58	0.26 58	-
色 麻 町	面積 材積	3,062.19 682,464	2,897.62 682,464	1,908.45 567,077	989.17 115,387	1,800.78 532,471	1,783.55 531,077	17.23 1,394	1,797.00 531,239	1,779.77 529,845	17.23 1,394	3.78 1,232	3.78 1,232	-
加 美 町	面積 材積	18,211.09 3,893,114	17,693.42 3,893,114	9,528.51 2,755,259	8,164.90 1,137,855	9,455.34 2,724,255	9,391.13 2,717,067	64.20 7,188	9,437.30 2,720,023	9,373.26 2,712,846	64.04 7,177	18.04 4,232	17.88 4,221	0.16 11
田 中 新 田 町	面積 材積	2,348.97 567,423	2,298.77 567,423	1,537.14 480,578	761.63 86,845	1,522.01 474,950	1,512.53 473,925	9.48 1,025	1,520.73 474,766	1,511.25 473,741	9.48 1,025	1.28 184	1.28 184	-
田 小 野 田 町	面積 材積	6,881.53 1,445,017	6,597.82 1,445,017	3,963.60 1,057,667	2,634.22 387,350	3,918.60 1,040,826	3,896.99 1,038,921	21.61 1,905	3,913.06 1,039,656	3,891.61 1,037,762	21.45 1,894	5.54 1,170	5.38 1,159	0.16 11
田 宮 崎 町	面積 材積	8,980.58 1,880,674	8,796.82 1,880,674	4,027.77 1,217,014	4,769.05 663,660	4,014.72 1,208,479	3,981.61 1,204,221	33.11 4,258	4,003.50 1,205,601	3,970.39 1,201,343	33.11 4,258	11.22 2,878	11.22 2,878	-
涌 谷 町	面積 材積	2,168.91 508,830	2,054.60 508,830	1,381.81 425,967	672.78 82,863	1,351.50 417,836	1,339.22 417,205	12.28 631	1,351.50 417,836	1,339.22 417,205	12.28 631	-	-	-
美 里 町	面積 材積	14.33 4,272	13.58 4,272	12.40 4,104	1.18 168	12.23 4,064	12.23 4,064	-	12.23 4,064	12.23 4,064	-	-	-	-
田 小 牛 田 町	面積 材積	14.33 4,272	13.58 4,272	12.40 4,104	1.18 168	12.23 4,064	12.23 4,064	-	12.23 4,064	12.23 4,064	-	-	-	-
田 南 郷 町	面積 材積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部地振 管内計	面積 材積	47,312.35 11,350,874	45,567.14 11,350,874	26,853.66 8,845,328	18,713.47 2,505,546	26,409.42 8,680,538	26,132.38 8,655,952	277.04 24,586	26,341.93 8,663,320	26,065.11 8,638,750	276.82 24,570	67.49 17,218	67.28 17,202	0.21 16
栗 原 市	面積 材積	29,966.68 6,413,748	29,317.09 6,413,748	17,806.35 4,991,014	11,510.73 1,422,734	16,902.54 4,772,365	16,674.94 4,754,192	227.60 18,173	16,618.65 4,707,481	16,426.42 4,691,052	192.23 16,429	283.90 64,884	248.53 63,140	35.37 1,744
田 築 館 町	面積 材積	1,455.01 241,808	1,434.52 241,808	652.08 151,837	782.44 89,971	440.58 106,175	437.21 105,741	3.37 434	440.58 106,175	437.21 105,741	3.37 434	-	-	-
田 若 柳 町	面積 材積	679.34 135,727	659.17 135,727	448.01 108,565	211.16 27,162	325.56 82,126	325.34 82,094	0.22 32	325.56 82,126	325.34 82,094	0.22 32	-	-	-
田 栗 駒 町	面積 材積	10,107.50 2,098,356	9,964.46 2,098,356	6,426.63 1,651,188	3,537.83 447,168	6,282.43 1,616,666	6,236.83 1,612,863	45.60 3,803	6,225.47 1,602,400	6,179.87 1,598,597	45.60 3,803	56.96 14,266	56.96 14,266	-
田 高 清 水 町	面積 材積	407.93 73,923	397.13 73,923	184.68 48,388	212.45 25,535	160.25 43,016	157.87 42,784	2.38 232	160.25 43,016	157.87 42,784	2.38 232	-	-	-
田 一 迫 町	面積 材積	4,234.13 926,545	4,095.11 926,545	2,605.91 753,714	1,489.20 172,831	2,593.47 741,530	2,513.22 734,287	80.25 7,243	2,570.32 736,939	2,493.74 730,011	76.58 6,928	23.15 4,591	19.48 4,276	3.67 315
田 瀬 峰 町	面積 材積	508.53 86,701	498.24 86,701	197.66 49,477	300.58 37,224	153.78 40,866	153.30 40,835	0.48 31	153.78 40,866	153.30 40,835	0.48 31	-	-	-
田 鶯 沢 町	面積 材積	2,279.11 466,668	2,239.38 466,668	1,739.59 401,701	499.79 64,967	1,657.74 384,961	1,653.52 384,386	4.22 575	1,674.85 373,227	1,570.69 372,660	4.16 567	82.89 11,734	82.83 11,726	0.06 8
田 金 成 町	面積 材積	3,211.36 521,102	3,151.59 521,102	1,316.92 289,580	1,834.67 231,522	1,007.36 222,450	991.34 220,847	16.02 1,603	1,002.63 221,716	986.61 220,113	16.02 1,603	4.73 734	4.73 734	-
田 志 波 姫 町	面積 材積	59.78 12,143	54.40 12,143	37.33 9,962	17.07 2,181	28.68 8,123	28.56 8,108	0.12 15	28.68 8,123	28.56 8,108	0.12 15	-	-	-
田 花 山 村	面積 材積	7,023.98 1,850,775	6,823.10 1,850,775	4,197.55 1,526,602	2,625.55 324,173	4,252.69 1,526,452	4,177.75 1,522,247	74.94 4,205	4,136.52 1,492,893	4,093.22 1,490,109	43.30 2,784	116.17 33,559	84.53 32,138	31.64 1,421
北部地振 栗原地域 管内計	面積 材積	29,966.68 6,413,748	29,317.09 6,413,748	17,806.35 4,991,014	11,510.73 1,422,734	16,902.54 4,772,365	16,674.94 4,754,192	227.60 18,173	16,618.65 4,707,481	16,426.42 4,691,052	192.23 16,429	283.90 64,884	248.53 63,140	35.37 1,744

(単位 面積:ha 材積:立木地はm³, 竹林は束)

地												竹 林	無 立 木 地		
天 然			林			天 然 生 林			総 数	伐 採 跡 地	未 立 木 地				
総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹							
124,352.21	8,098.20	116,254.01	1,852.49	175.65	1,676.84	40.75	11.32	29.43	122,458.96	7,911.23	114,547.73	1,940.70	7,710.13	3,222.19	4,487.94
17,669,868	2,057,181	15,612,687	246,345	43,358	202,987	5,397	1,870	3,527	17,418,126	2,011,953	15,406,173	2,078,577			
68,935.21	6,164.71	62,770.50	1,525.79	140.42	1,385.37	35.94	9.96	25.98	67,373.47	6,014.32	61,359.15	1,114.51	5,052.92	2,181.71	2,871.21
9,984,296	1,581,095	8,403,201	199,649	34,826	164,823	4,650	1,563	3,087	9,779,997	1,544,706	8,235,291	1,162,537			
1,333.75	26.70	1,307.05	3.96	-	3.96	-	-	-	1,329.79	26.70	1,303.09	10.12	36.27	3.49	32.78
182,302	7,645	174,657	587	-	587	-	-	-	181,715	7,645	174,070	10,850			
5,273.71	170.24	5,103.47	123.83	1.66	122.17	4.47	0.68	3.79	5,145.41	167.90	4,977.51	73.27	650.53	275.02	375.51
721,869	48,664	673,205	16,631	312	16,319	436	208	228	704,802	48,144	656,658	73,270			
1,536.95	156.84	1,380.11	40.52	2.81	37.71	-	-	-	1,496.43	154.03	1,342.40	76.72	278.91	133.27	145.65
207,672	36,019	171,653	5,714	666	5,048	-	-	-	201,958	35,353	166,605	76,720			
804.11	31.38	772.73	10.17	1.72	8.45	-	-	-	793.94	29.66	764.28	12.87	35.24	14.94	20.30
107,423	8,317	99,106	1,100	306	794	-	-	-	106,323	8,011	98,312	16,240			
8,948.51	385.16	8,563.35	178.48	6.19	172.29	4.47	0.68	3.79	8,765.56	378.29	8,387.27	172.98	1,000.96	426.72	574.24
1,219,266	100,645	1,118,621	24,032	1,284	22,748	436	208	228	1,194,798	99,153	1,095,645	177,080			
9,118.35	416.23	8,702.12	225.47	6.52	218.95	6.51	2.76	3.75	8,886.37	406.95	8,479.42	78.16	869.76	184.34	685.42
1,260,282	106,382	1,153,900	22,479	1,240	21,239	636	32	604	1,237,167	105,110	1,132,057	91,865			
689.89	99.12	590.77	9.17	1.52	7.65	0.11	0.11	-	680.61	97.49	583.12	9.54	28.80	6.38	22.42
102,323	27,866	74,457	878	449	429	32	32	-	101,413	27,385	74,028	10,365			
510.56	30.62	479.94	14.95	1.78	13.17	-	-	-	495.61	28.84	466.77	4.40	6.73	-	6.73
66,770	6,584	60,186	1,452	265	1,187	-	-	-	65,318	6,319	58,999	5,410			
683.90	46.33	637.56	14.79	0.30	14.49	-	-	-	669.11	46.03	623.07	3.57	22.32	8.31	14.01
84,635	10,193	74,442	419	58	361	-	-	-	84,216	10,135	74,081	3,810			
738.46	66.35	672.11	8.41	0.23	8.18	-	-	-	730.05	66.12	663.93	27.78	19.27	2.98	16.29
102,581	12,983	89,598	523	34	489	-	-	-	102,058	12,949	89,109	30,290			
2,714.41	74.87	2,639.54	67.24	1.32	65.92	6.09	2.65	3.44	2,641.08	70.90	2,570.18	22.16	209.52	73.92	135.60
356,083	19,473	336,610	5,748	123	5,625	569	-	569	349,766	19,350	330,416	29,350			
3,533.14	82.67	3,450.47	105.09	0.36	104.73	0.31	-	0.31	3,427.75	82.31	3,345.44	4.72	564.74	86.61	478.13
515,647	25,913	489,734	12,932	115	12,817	35	-	35	502,680	25,798	476,882	5,825			
247.99	16.27	231.72	5.82	1.01	4.81	-	-	-	242.17	15.26	226.91	5.99	18.38	6.14	12.24
32,243	3,370	28,873	527	196	331	-	-	-	31,716	3,174	28,542	6,815			
1,096.84	124.90	971.94	27.69	12.78	14.91	-	-	-	1,069.15	112.12	957.03	7.88	156.69	117.13	39.56
149,993	36,000	113,993	4,057	3,522	535	-	-	-	145,936	32,478	113,458	7,880			
8,238.08	137.38	8,100.70	469.56	11.50	458.06	9.41	-	9.41	7,759.11	125.88	7,633.23	12.08	505.59	91.53	414.06
1,168,859	38,192	1,130,667	66,762	3,187	63,575	1,458	-	1,458	1,100,639	35,005	1,065,634	14,535			
776.76	24.61	752.15	12.43	1.44	10.99	-	-	-	764.33	23.17	741.16	3.23	46.97	11.58	35.39
92,473	6,653	85,820	742	391	351	-	-	-	91,731	6,262	85,469	4,035			
2,679.22	66.61	2,612.61	27.46	10.02	17.44	-	-	-	2,651.76	56.59	2,595.17	3.27	280.44	37.77	242.67
404,191	18,746	385,445	4,956	2,785	2,171	-	-	-	399,235	15,961	383,274	4,140			
4,782.10	46.16	4,735.94	429.67	0.04	429.63	9.41	-	9.41	4,343.02	46.12	4,296.90	5.58	178.18	42.18	136.00
672,195	12,793	659,402	61,064	11	61,053	1,458	-	1,458	609,673	12,782	596,891	6,360			
703.10	42.60	660.50	17.15	4.90	12.25	-	-	-	685.95	37.70	648.25	91.20	23.11	9.35	13.76
90,994	8,762	82,232	2,617	936	1,681	-	-	-	88,377	7,826	80,551	100,320			
1.35	0.17	1.18	-	-	-	-	-	-	1.35	0.17	1.18	0.04	0.71	-	0.71
208	40	168	-	-	-	-	-	-	208	40	168	40			
1.35	0.17	1.18	-	-	-	-	-	-	1.35	0.17	1.18	0.04	0.71	-	0.71
208	40	168	-	-	-	-	-	-	208	40	168	40			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19,157.72	721.28	18,436.44	739.87	35.70	704.17	15.92	2.76	13.16	18,401.94	682.82	17,719.11	189.36	1,555.85	402.35	1,153.51
2,670,336	189,376	2,480,960	95,915	8,885	87,030	2,094	32	2,062	2,572,327	180,459	2,391,868	214,640			
12,414.54	1,131.41	11,283.13	217.32	14.01	203.30	5.81	5.62	0.19	12,191.42	1,111.78	11,079.64	57.77	591.82	407.36	184.46
1,641,383	236,822	1,404,561	19,653	2,871	16,782	1,091	1,064	27	1,620,639	232,887	1,387,752	60,320			
993.94	214.87	779.07	6.71	1.07	5.64	-	-	-	987.23	213.80	773.43	4.09	16.40	7.28	9.12
135,633	46,096	89,537	958	237	721	-	-	-	134,675	45,859	88,816	4,090			
333.61	122.67	210.94	1.85	0.47	1.38	-	-	-	331.76	122.20	209.56	8.06	12.11	7.29	4.82
53,601	26,471	27,130	194	100	94	-	-	-	53,407	26,371	27,036	8,060			
3,682.03	189.80	3,492.23	91.53	3.64	87.89	0.06	0.06	-	3,590.44	186.10	3,404.34	7.01	136.03	78.90	57.14
481,690	38,325	443,365	7,438	669	6,769	10	10	-	474,242	37,646	436,596	7,170			
236.88	26.81	210.07	0.03	-	0.03	-	-	-	236.85	26.81	210.04	2.53	8.27	8.18	0.09
30,907	5,604	25,303	1	-	1	-	-	-	30,906	5,604	25,302	2,605			
1,501.64	92.69	1,408.95	15.30	2.00	13.30	-	-	-	1,486.34	90.69	1,395.65	10.37	128.66	112.66	16.00
185,015	19,427	165,588	1,318	451	867	-	-	-	183,697	18,976	164,721	11,574			
344.46	44.36	300.10	2.13	0.54	1.59	-	-	-	342.33	43.82	298.51	4.95	5.34	5.34	-
45,835	8,642	37,193	301	93	208	-	-	-	45,534	8,549	36,985	4,970			
581.64	86.07	495.57	25.49	3.87	21.62	4.89	4.89	-	551.25	77.31	473.94	2.33	37.40	9.49	27.91
81,707	17,315	64,392	3,716	805	2,911	913	913	-	77,078	15,597	61,481	2,400			
2,144.22	325.58	1,818.65	22.26	1.63	20.63	0.67	0.67	-	2,121.29	323.28	1,798.02	14.29	45.49	23.99	21.50
298,652	68,733	229,919	1,671	353	1,318	141	141	-	296,840	68,239	228,601	14,596			
25.72	8.77	16.95	0.18	0.04	0.14	-	-	-	25.54	8.73	16.81	0.44	4.94	4.09	0.85
4,020	1,854	2,166	25	9	16	-	-	-	3,995	1,845	2,150	440			
2,570.41	19.79	2,550.61	51.83	0.75	51.08	0.19	-	0.19	2,518.39	19.04	2,499.34	3.70	197.18	150.14	47.04
324,323	4,355	319,968	4,031	154	3,877	27	-	27	320,265	4,201	316,064	4,415			
12,414.54	1,131.41	11,283.13	217.32	14.01	203.30	5.81	5.62	0.19	12,191.42	1,111.78	11,079.64	57.77	591.82	407.36	184.46
1,641,383	236,822	1,404,561	19,653	2,871	16,782	1,091	1,064	27	1,620,639	232,887	1,387,752	60,320			

区 分	面 積 材 積	総 数	立 木												
			総 数			人 工			林						
			総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	育 成	単 層 林	育 成	複 層 林	林		
石 巻 市	面積	22,722.29	22,187.12	14,515.72	7,671.40	13,634.22	13,524.28	109.94	13,601.90	13,493.05	108.86	32.32	31.24	1.08	
	材積	5,652,137	5,652,137	4,532,497	1,119,640	4,315,781	4,299,648	16,133	4,307,953	4,291,892	16,061	7,828	7,756	72	
	旧石巻市	面積	6,422.41	6,258.51	3,881.96	2,376.55	3,654.51	3,608.45	46.06	3,651.16	3,605.10	46.06	3.35	3.35	-
		材積	1,549,195	1,549,195	1,197,924	351,271	1,141,999	1,134,754	7,245	1,141,082	1,133,837	7,245	917	917	-
	旧河北町	面積	5,929.28	5,835.06	4,123.95	1,711.11	4,065.54	4,059.91	5.63	4,061.67	4,056.04	5.63	3.87	3.87	-
		材積	1,623,868	1,623,868	1,378,049	245,819	1,365,435	1,364,664	771	1,364,130	1,363,359	771	1,305	1,305	-
	旧雄勝町	面積	2,342.11	2,308.06	1,583.79	724.27	1,524.80	1,504.39	20.41	1,524.69	1,504.28	20.41	0.11	0.11	-
		材積	615,830	615,830	507,355	108,475	492,006	489,206	2,800	491,969	489,169	2,800	37	37	-
	旧河内町	面積	1,190.85	1,091.33	652.06	439.27	611.94	605.64	6.30	611.94	605.64	6.30	-	-	-
		材積	310,165	310,165	245,153	65,012	234,593	233,868	725	234,593	233,868	725	-	-	-
	旧桃生町	面積	1,020.14	981.89	696.41	285.48	694.65	694.63	0.02	694.65	694.63	0.02	-	-	-
		材積	290,919	290,919	256,233	34,686	255,837	255,834	3	255,837	255,834	3	-	-	-
旧北上町	面積	2,824.19	2,762.13	1,445.46	1,316.67	1,417.95	1,401.98	15.97	1,398.32	1,382.36	15.97	19.63	19.63	-	
	材積	523,955	523,955	331,289	192,666	324,540	321,653	2,887	319,947	317,060	2,887	4,593	4,593	-	
旧牡鹿町	面積	2,993.30	2,950.14	2,132.10	818.04	1,664.82	1,649.27	15.55	1,659.46	1,644.99	14.47	5.36	4.28	1.08	
	材積	738,205	738,205	616,494	121,711	501,371	499,669	1,702	500,395	498,765	1,630	976	904	72	
東 松 島 市	面積	2,686.74	2,478.86	1,079.87	1,398.98	831.01	822.75	8.26	831.01	822.75	8.26	-	-	-	
	材積	477,058	477,058	277,583	199,475	218,857	218,403	454	218,857	218,403	454	-	-	-	
	旧矢本町	面積	681.75	621.45	286.27	335.17	258.68	257.14	1.54	258.68	257.14	1.54	-	-	-
		材積	125,014	125,014	76,360	48,654	70,028	69,809	219	70,028	69,809	219	-	-	-
	旧鳴瀬町	面積	2,004.99	1,857.41	793.60	1,063.81	572.33	565.61	6.72	572.33	565.61	6.72	-	-	-
材積		352,044	352,044	201,223	150,821	148,829	148,594	235	148,829	148,594	235	-	-	-	
女 川 町	面積	5,051.32	4,895.95	2,852.48	2,043.47	2,691.18	2,663.85	27.33	2,685.36	2,659.76	25.60	5.82	4.09	1.73	
	材積	1,137,295	1,137,295	855,147	282,148	815,899	813,288	2,611	814,453	812,034	2,419	1,446	1,254	192	
東 部 地 振 管 内 計	面積	30,460.35	29,561.93	18,448.08	11,113.85	17,156.41	17,010.88	145.53	17,118.27	16,975.55	142.72	38.14	35.33	2.81	
	材積	7,266,490	7,266,490	5,665,227	1,601,263	5,350,537	5,331,339	19,198	5,341,263	5,322,329	18,934	9,274	9,010	264	
登 米 市	面積	19,406.54	18,673.58	13,297.33	5,376.25	13,059.35	12,922.01	137.35	12,982.21	12,863.04	119.17	77.14	58.97	18.18	
	材積	5,362,601	5,362,601	4,701,840	660,761	4,617,163	4,604,870	12,293	4,599,099	4,588,395	10,704	18,064	16,475	1,589	
	旧迫町	面積	712.85	677.92	391.78	286.14	344.06	342.77	1.29	344.06	342.77	1.29	-	-	-
		材積	155,742	155,742	117,593	38,149	104,551	104,491	60	104,551	104,491	60	-	-	-
	旧登米町	面積	2,908.44	2,814.00	2,020.26	793.74	2,008.85	1,973.63	35.22	1,964.93	1,947.67	17.26	43.92	25.97	17.96
		材積	741,202	741,202	640,060	101,142	631,991	628,632	3,359	621,325	619,529	1,796	10,666	9,103	1,563
	旧東和町	面積	8,565.65	8,266.63	5,932.74	2,333.89	5,799.65	5,750.42	49.22	5,779.38	5,730.15	49.22	20.27	20.27	-
		材積	2,020,401	2,020,401	1,757,555	262,846	1,716,497	1,711,738	4,759	1,712,226	1,707,467	4,759	4,271	4,271	-
	旧中田町	面積	343.17	323.03	233.74	89.29	195.18	195.11	0.07	195.18	195.11	0.07	-	-	-
		材積	80,621	80,621	68,572	12,049	58,340	58,330	10	58,340	58,330	10	-	-	-
	旧豊里町	面積	657.08	646.93	311.99	334.94	295.19	293.46	1.73	294.97	293.46	1.51	0.22	-	0.22
		材積	146,129	146,129	100,447	45,682	95,811	95,617	194	95,785	95,617	168	26	-	26
	旧米山町	面積	222.32	210.32	102.02	108.30	94.99	94.99	-	94.99	94.99	-	-	-	-
		材積	51,305	51,305	36,081	15,224	34,197	34,197	-	34,197	34,197	-	-	-	-
	旧石越町	面積	273.53	249.16	160.11	89.05	143.33	143.11	0.22	143.33	143.11	0.22	-	-	-
		材積	62,445	62,445	50,424	12,021	45,973	45,946	27	45,973	45,946	27	-	-	-
	旧南方町	面積	115.74	110.57	66.51	44.06	61.95	61.95	-	61.85	61.85	-	0.10	0.10	-
		材積	27,179	27,179	21,172	6,007	19,894	19,894	-	19,871	19,871	-	23	23	-
	旧津山町	面積	5,607.75	5,375.02	4,078.18	1,296.84	4,116.15	4,066.56	49.59	4,103.52	4,053.93	49.59	12.63	12.63	-
材積		2,077,577	2,077,577	1,909,936	167,641	1,909,909	1,906,025	3,884	1,906,831	1,902,947	3,884	3,078	3,078	-	
東 部 地 振 登 米 地 域 管 内 計	面積	19,406.54	18,673.58	13,297.33	5,376.25	13,059.35	12,922.01	137.35	12,982.21	12,863.04	119.17	77.14	58.97	18.18	
	材積	5,362,601	5,362,601	4,701,840	660,761	4,617,163	4,604,870	12,293	4,599,099	4,588,395	10,704	18,064	16,475	1,589	
気 仙 沼 市	面積	19,240.51	18,611.19	13,472.33	5,138.86	12,132.23	12,060.66	71.56	12,123.76	12,052.43	71.32	8.47	8.23	0.24	
	材積	5,453,579	5,453,579	4,723,928	729,651	4,315,933	4,307,368	8,565	4,313,320	4,304,770	8,550	2,613	2,598	15	
	旧気仙沼市	面積	10,052.29	9,714.44	7,321.21	2,393.23	6,669.53	6,624.63	44.90	6,668.01	6,623.35	44.66	1.52	1.28	0.24
		材積	2,842,304	2,842,304	2,499,277	343,027	2,299,461	2,294,793	4,668	2,299,198	2,294,545	4,653	263	248	15
	旧唐桑町	面積	2,451.94	2,415.51	1,668.72	746.79	1,392.39	1,391.64	0.75	1,392.39	1,391.64	0.75	-	-	-
		材積	751,219	751,219	638,676	112,543	554,209	554,105	104	554,209	554,105	104	-	-	-
	旧本吉町	面積	6,736.28	6,481.23	4,482.40	1,998.83	4,070.30	4,044.39	25.91	4,063.35	4,037.44	25.91	6.95	6.95	-
材積		1,860,056	1,860,056	1,585,975	274,081	1,462,263	1,458,470	3,793	1,459,913	1,456,120	3,793	2,350	2,350	-	
南 三 陸 町	面積	10,740.60	10,402.62	7,111.12	3,291.50	6,486.90	6,408.45	78.45	6,484.81	6,406.36	78.45	2.09	2.09	-	
	材積	3,306,029	3,306,029	2,848,044	457,985	2,651,755	2,641,210	10,545	2,651,094	2,640,549	10,545	661	661	-	
	旧志津川町	面積	8,028.19	7,797.39	5,214.26	2,583.13	4,900.12	4,865.94	34.18	4,898.03	4,863.85	34.18	2.09	2.09	-
		材積	2,597,785	2,597,785	2,235,841	361,944	2,139,233	2,134,447	4,786	2,138,572	2,133,786	4,786	661	661	-
	旧歌津町	面積	2,712.41	2,605.23	1,896.86	708.37	1,586.78	1,542.51	44.27	1,586.78	1,542.51	44.27	-	-	-
材積		708,244	708,244	612,203	96,041	512,522	506,763	5,759	512,522	506,763	5,759	-	-	-	
気仙沼地振 管内計	面積	29,981.11	29,013.81	20,583.45	8,430.36	18,619.13	18,469.11	150.01	18,608.57	18,458.79	149.77	10.56	10.32	0.24	
	材積	8,759,608	8,759,608	7,571,972	1,187,636	6,967,688	6,948,578	19,110	6,964,414	6,945,319	19,095	3,274	3,259	15	

(単位 面積:ha 材積:立木地はm³, 竹林は束)

地													竹 林	無 立 木 地		
天			然			林			天	然	生	林		総 数	伐採跡地	未立木地
総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹								
8,552.90	991.43	7,561.47	91.00	27.79	63.20	8.53	-	8.53	8,453.37	963.64	7,489.73	260.45	274.71	58.69	216.03	
1,336,356	232,849	1,103,507	14,650	5,947	8,703	731	-	731	1,320,975	226,902	1,094,073	270,592				
2,604.00	273.51	2,330.49	25.74	2.39	23.35	-	-	-	2,578.26	271.12	2,307.15	58.70	105.20	7.47	97.73	
407,196	63,170	344,026	3,842	508	3,334	-	-	-	403,354	62,662	340,692	60,344				
1,769.52	64.04	1,705.48	18.95	6.86	12.09	-	-	-	1,750.57	57.18	1,693.39	56.16	38.06	13.10	24.96	
258,433	13,385	245,048	2,968	1,405	1,563	-	-	-	255,465	11,980	243,485	58,410				
783.26	79.40	703.86	6.07	2.89	3.18	-	-	-	777.19	76.51	700.68	6.38	27.68	2.30	25.38	
123,824	18,149	105,675	1,076	657	419	-	-	-	122,748	17,492	105,256	6,380				
479.39	46.41	432.97	6.42	1.73	4.69	-	-	-	472.97	44.68	428.28	76.09	23.43	8.05	15.38	
75,572	11,285	64,287	1,101	421	680	-	-	-	74,471	10,864	63,607	81,260				
287.24	1.78	285.46	0.66	0.30	0.36	-	-	-	286.58	1.48	285.10	16.89	21.36	11.77	9.59	
35,082	399	34,683	84	69	15	-	-	-	34,998	330	34,668	17,780				
1,344.18	43.47	1,300.71	6.55	0.98	5.57	8.41	-	8.41	1,329.22	42.49	1,286.73	32.79	29.27	1.94	27.33	
199,415	9,636	189,779	1,025	191	834	715	-	715	197,675	9,445	188,230	32,920				
1,285.31	482.82	802.49	26.62	12.65	13.97	0.12	-	0.12	1,258.58	470.18	788.40	13.45	29.72	14.06	15.66	
236,834	116,825	120,009	4,554	2,696	1,858	16	-	16	232,264	114,129	118,135	13,498				
1,647.85	257.12	1,390.72	12.25	1.30	10.95	-	-	-	1,635.60	255.82	1,379.78	77.58	130.30	17.10	113.20	
258,201	59,180	199,021	1,113	282	831	-	-	-	257,088	58,898	198,190	78,969				
362.77	29.13	333.63	5.35	1.11	4.24	-	-	-	357.42	28.02	329.40	19.72	40.58	0.88	39.70	
54,986	6,551	48,435	774	239	535	-	-	-	54,212	6,312	47,900	21,109				
1,285.08	227.99	1,057.09	6.90	0.19	6.71	-	-	-	1,278.18	227.80	1,050.38	57.86	89.72	16.22	73.50	
203,215	52,629	150,586	339	43	296	-	-	-	202,876	52,586	150,290	57,860				
2,204.78	188.64	2,016.14	26.09	0.63	25.46	-	-	-	2,178.69	188.01	1,990.68	18.87	136.50	72.58	63.92	
321,396	41,859	279,537	3,593	40	3,553	-	-	-	317,803	41,819	275,984	18,870				
12,405.52	1,437.19	10,968.33	129.33	29.72	99.61	8.53	-	8.53	12,267.66	1,407.47	10,860.19	356.91	541.51	148.37	393.15	
1,915,953	333,888	1,582,065	19,356	6,269	13,087	731	-	731	1,895,866	327,619	1,568,247	368,431				
5,614.23	375.33	5,238.90	140.03	3.42	136.61	-	-	-	5,474.20	371.91	5,102.29	163.07	569.89	387.76	182.13	
745,438	96,970	648,468	16,822	876	15,946	-	-	-	728,616	96,094	632,522	164,678				
333.86	49.01	284.85	6.48	1.79	4.69	-	-	-	327.38	47.22	280.16	16.06	18.87	0.66	18.21	
51,191	13,102	38,089	764	447	317	-	-	-	50,427	12,655	37,772	16,060				
805.15	46.63	758.52	73.74	0.58	73.16	-	-	-	731.41	46.05	685.36	18.87	75.57	39.35	36.22	
109,211	11,428	97,783	9,200	150	9,050	-	-	-	100,011	11,278	88,733	19,385				
2,466.98	182.32	2,284.67	11.31	0.33	10.98	-	-	-	2,455.67	181.99	2,273.69	63.15	235.87	159.16	76.71	
303,904	45,817	258,087	817	89	728	-	-	-	303,087	45,728	257,359	63,150				
127.85	38.63	89.22	1.89	0.33	1.56	-	-	-	125.96	38.30	87.66	12.14	8.00	0.95	7.05	
22,281	10,242	12,039	294	80	214	-	-	-	21,987	10,162	11,825	12,140				
351.74	18.53	333.21	4.91	-	4.91	-	-	-	346.83	18.53	328.30	7.17	2.98	2.71	0.27	
50,318	4,830	45,488	446	-	446	-	-	-	49,872	4,830	45,042	7,610				
115.33	7.03	108.30	0.96	0.16	0.80	-	-	-	114.37	6.87	107.50	7.00	5.00	-	5.00	
17,108	1,884	15,224	164	47	117	-	-	-	16,944	1,837	15,107	7,000				
105.83	17.00	88.83	4.47	0.15	4.32	-	-	-	101.36	16.85	84.51	7.26	17.11	9.11	8.00	
16,472	4,478	11,994	372	42	330	-	-	-	16,100	4,436	11,664	7,260				
48.62	4.56	44.06	0.18	-	0.18	-	-	-	48.44	4.56	43.88	4.49	0.68	-	0.68	
7,285	1,278	6,007	26	-	26	-	-	-	7,259	1,278	5,981	4,530				
1,258.86	11.62	1,247.24	36.09	0.08	36.01	-	-	-	1,222.77	11.54	1,211.23	26.93	205.80	175.82	29.98	
167,668	3,911	163,757	4,739	21	4,718	-	-	-	162,929	3,890	159,039	27,543				
5,614.23	375.33	5,238.90	140.03	3.42	136.61	-	-	-	5,474.20	371.91	5,102.29	163.07	569.89	387.76	182.13	
745,438	96,970	648,468	16,822	876	15,946	-	-	-	728,616	96,094	632,522	164,678				
6,478.96	1,411.67	5,067.29	87.14	37.40	49.74	1.21	0.90	0.31	6,390.61	1,373.37	5,017.24	131.37	497.95	264.50	233.45	
1,137,646	416,560	721,086	17,465	10,728	6,737	298	259	39	1,119,883	405,573	714,310	134,338				
3,044.91	696.58	2,348.33	43.56	13.95	29.61	0.24	-	0.24	3,001.11	682.63	2,318.48	55.74	282.11	110.20	171.92	
542,843	204,484	338,359	7,671	3,996	3,675	27	-	27	535,145	200,488	334,657	58,381				
1,023.12	277.08	746.04	1.77	1.25	0.52	-	-	-	1,021.35	275.83	745.52	26.01	10.41	5.88	4.53	
197,010	84,571	112,439	459	374	85	-	-	-	196,551	84,197	112,354	26,330				
2,410.93	438.01	1,972.92	41.81	22.20	19.61	0.97	0.90	0.07	2,368.15	414.91	1,953.24	49.63	205.42	148.42	57.00	
397,793	127,505	270,288	9,335	6,358	2,977	271	259	12	388,187	120,888	267,299	49,627				
3,915.72	702.67	3,213.05	33.63	13.98	19.65	-	-	-	3,882.09	688.69	3,193.40	43.05	294.93	144.66	150.27	
654,274	206,834	447,440	6,406	3,913	2,493	-	-	-	647,868	202,921	444,947	43,050				
2,897.27	348.32	2,548.95	14.19	5.18	9.01	-	-	-	2,883.08	343.14	2,539.94	30.73	200.07	100.23	99.84	
458,552	101,394	357,158	2,583	1,352	1,231	-	-	-	455,969	100,042	355,927	30,730				
1,018.45	354.35	664.10	19.44	8.80	10.64	-	-	-	999.01	345.55	653.46	12.32	94.86	44.43	50.43	
195,722	105,440	90,282	3,823	2,561	1,262	-	-	-	191,899	102,879	89,020	12,320				
10,394.68	2,114.34	8,280.34	120.77	51.38	69.39	1.21	0.90	0.31	10,272.70	2,062.06	8,210.64	174.42	792.88	409.16	383.72	
1,791,920	623,394	1,168,526	23,871	14,641	9,230	298	259	39	1,767,751	608,494	1,159,257	177,388				

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
県総数	面 積	282,698.25	273,047.42	154,875.74	118,171.68	148,695.21	146,777.54	1,917.68	147,828.37	145,978.75	1,849.62	866.84	798.78	68.06
	材 積	65,657,999	65,657,999	49,868,855	15,789,144	47,988,131	47,811,674	176,457	47,794,088	47,621,813	172,275	194,043	189,861	4,182
宮 城 部 計 画 区 総 数	面 積	175,197.84	169,030.41	105,192.15	63,838.26	100,095.21	99,027.44	1,067.77	99,460.51	98,450.27	1,010.24	634.70	577.18	57.53
	材 積	42,644,422	42,644,422	34,139,343	8,505,079	32,660,126	32,558,248	101,878	32,513,412	32,415,211	98,201	146,714	143,037	3,677
都 道 府 県 有 林	面 積	9,094.82	9,002.53	7,548.00	1,454.53	7,449.04	7,407.44	41.60	7,344.29	7,306.83	37.46	104.75	100.61	4.14
	材 積	2,525,953	2,525,953	2,328,914	197,039	2,296,827	2,291,613	5,214	2,269,585	2,264,903	4,682	27,242	26,710	532
市 町 村 有 林	面 積	25,018.23	24,240.11	16,307.63	7,932.48	15,194.83	14,834.15	360.68	15,053.25	14,697.77	355.48	141.58	136.38	5.20
	材 積	5,971,719	5,971,719	4,888,867	1,082,852	4,529,390	4,494,408	34,982	4,503,807	4,469,332	34,475	25,583	25,076	507
財 産 区 有 林	面 積	402.85	382.42	164.03	218.39	139.95	139.23	0.72	120.01	120.01	0.00	19.94	19.22	0.72
	材 積	69,324	69,324	43,283	26,041	37,932	37,883	49	34,681	34,681	0	3,251	3,202	49
私 有 林	面 積	140,681.94	135,405.35	81,172.49	54,232.87	77,311.39	76,646.62	664.77	76,942.96	76,325.66	617.30	368.43	320.97	47.47
	材 積	34,077,426	34,077,426	26,878,279	7,199,147	25,795,977	25,734,344	61,633	25,705,339	25,646,295	59,044	90,638	88,049	2,589

(注) 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村及びそれらの組織する組合が、財産区有林とは地方自治法第3編第4章に規定される財産区がそれぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。ただし、分取造林契約の場合は、造林者をもって森林所有者とする。

(単位 面積：ha 材積：立木地はm³，竹林は束)

地												竹 林	無 立 木 地		
天 然 林			天 然 林			天 然 林			総 数	伐採跡地	未立木地				
総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林							天 然 生 林		
総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹				
124,352.21	8,098.20	116,254.01	1,852.49	175.65	1,676.84	40.75	11.32	29.43	122,458.96	7,911.23	114,547.73	1,940.70	7,710.13	3,222.19	4,487.94
17,669,868	2,057,181	15,612,687	246,345	43,358	202,987	5,397	1,870	3,527	17,418,126	2,011,953	15,406,173	2,078,577			
68,935.21	6,164.71	62,770.50	1,525.79	140.42	1,385.37	35.94	9.96	25.98	67,373.47	6,014.32	61,359.15	1,114.51	5,052.92	2,181.71	2,871.21
9,984,296	1,581,095	8,403,201	199,649	34,826	164,823	4,650	1,563	3,087	9,779,997	1,544,706	8,235,291	1,162,537			
1,553.49	140.56	1,412.93	88.71	11.29	77.42	9.41	0.00	9.41	1,455.37	129.27	1,326.10	0.27	92.02	0.86	91.16
229,126	37,301	191,825	12,681	2,536	10,145	1,458	0	1,458	214,987	34,765	180,222	270			
9,045.28	1,473.48	7,571.80	220.00	41.05	178.95	5.57	5.45	0.1	8,819.71	1,426.99	7,392.73	13.07	765.05	242.18	522.87
1,442,329	394,459	1,047,870	32,492	11,195	21,297	1,091	1,075	16.0	1,408,746	382,189	1,026,557	13,265			
242.47	24.80	217.67	1.1	-	1.1	-	-	-	241.33	24.80	216.53	-	20.43	19.18	1.25
31,392	5,400	25,992	184.0	-	184.0	-	-	-	31,208	5,400	25,808	-			
58,093.96	4,525.86	53,568.10	1,215.94	88.08	1,127.86	20.96	4.51	16.45	56,857.06	4,433.27	52,423.79	1,101.17	4,175.42	1,919.48	2,255.94
8,281,449	1,143,935	7,137,514	154,292	21,095	133,197	2,101	488	1,613	8,125,056	1,122,352	7,002,704	1,149,002			

(5) 制限林の種類別面積

区分	保安林						保安施設地区	砂防指定地	自然									
	水源かん	土流出	砂土崩防	砂土崩防	その他の	保安林			国立公園					国定公園				
									特別保護地区	第1種地域	第2種地域	第3種地域	国立公園	特別保護地区	第1種地域	第2種地域	第3種地域	
									保安林	保安林	保安林	保安林	計	地区	地域	地域	地域	小計
県総数	-	86.30	5.68	3,050.54	3,142.52	-	390.39	11.18	397.30	517.72	700.99	1,627.19	20.75	80.26	662.22	1,042.25		
52,531.63	11,093.29	156.99	7,951.77	71,733.68	0.75	1,686.88	12.50	463.82	1,956.72	5,723.69	8,156.73	20.75	118.57	1,373.79	2,550.38			
宮城北計画区総数	-	70.79	5.46	2,047.21	2,123.46	-	328.68	11.18	397.30	517.72	700.99	1,627.19	-	80.26	477.55	911.54		
35,475.05	8,810.42	81.04	5,474.13	49,840.64	0.75	1,065.87	12.50	463.82	1,956.72	5,723.21	8,156.25	-	118.57	1,015.50	1,922.07			
仙台地方振興事務所管内	富谷市	-	-	69.89	69.89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
70.50	-	-	70.42	140.92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
大和町	-	-	120.80	120.80	-	-	1.09	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2,021.51	530.48	-	168.55	2,720.54	-	-	14.72	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
大郷町	-	-	-	20.29	20.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
352.42	59.92	-	3.16	415.50	-	-	0.60	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
大衡村	-	-	19.22	19.22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
108.44	1.12	-	38.44	148.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	-	20.29	-	209.91	230.20	-	1.09	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2,552.87	591.52	-	280.57	3,424.96	-	-	15.32	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
北部地方振興事務所管内	大崎市	-	21.59	5.40	202.99	229.98	-	41.75	-	-	9.97	9.97	-	80.26	169.50	889.70		
3,234.09	3,166.71	13.46	1,178.41	7,592.67	-	-	70.59	-	-	9.97	9.97	-	118.57	269.03	1,702.26			
旧古川市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	1.80	-	-	1.80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
旧松山町	-	-	11.34	11.34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	24.39	0.75	291.48	316.62	-	-	1.73	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
旧三本木町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	1.50	-	72.51	74.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
旧鹿島台町	-	-	12.76	12.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
11.91	3.25	-	515.62	530.78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
旧岩出山町	-	-	152.34	152.34	-	-	0.69	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1,001.65	180.70	-	174.65	1,357.00	-	-	11.54	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
旧鳴子町	-	-	26.55	53.54	-	-	41.06	-	-	9.97	9.97	-	80.26	169.50	889.70			
2,220.53	2,787.15	12.51	124.15	5,144.35	-	-	57.32	-	-	9.97	9.97	-	118.57	269.03	1,702.26			
旧田尻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	167.92	0.20	168.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
色麻町	-	-	-	-	-	-	13.27	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1,302.87	2.16	-	1,305.03	-	-	-	20.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
加美町	-	-	458.08	458.08	-	-	149.45	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
7,905.17	3,278.06	-	536.04	11,719.28	-	-	229.28	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
旧中新田町	-	-	-	-	-	-	7.34	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
463.76	137.21	-	600.97	-	-	-	26.22	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
旧小野田町	-	-	430.93	430.93	-	-	57.96	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
4,312.14	702.39	-	470.23	5,484.76	-	-	86.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
旧宮崎町	-	-	27.15	27.15	-	-	84.15	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3,129.27	2,438.46	-	65.81	5,633.54	-	-	117.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
涌谷町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	13.06	-	31.28	44.34	-	-	11.67	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
美里町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
旧小牛田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
旧南郷町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	-	21.59	5.40	661.07	688.06	-	204.47	-	-	9.97	9.97	-	80.26	169.50	889.70			
12,442.13	6,460.00	13.46	1,745.73	20,661.32	-	-	331.68	-	-	9.97	9.97	-	118.57	269.03	1,702.26			
北部地方振興事務所栗原地域事務所管内	栗原市	-	23.01	273.91	296.92	-	34.17	-	-	-	-	-	-	303.85	11.89			
10,925.56	1,005.93	7.82	383.91	12,323.22	-	-	91.29	-	-	-	-	-	735.20	187.94				
旧築館町	-	-	35.48	35.48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	10.95	0.15	73.89	84.99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
旧若柳町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	42.78	-	2.70	45.48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
旧栗駒町	-	-	-	10.12	10.12	-	20.10	-	-	-	-	-	-	199.28	11.89			
5,252.99	586.49	-	15.74	5,855.22	-	-	46.98	-	-	-	-	-	630.63	187.94				
旧高清水町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
9.72	-	-	-	9.72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
旧一迫町	-	-	16.36	16.36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
423.54	75.65	-	57.02	556.21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
旧瀬峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
旧鶯沢町	-	-	1.92	14.74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
1,276.38	91.46	0.72	1.92	1,370.48	-	-	1.19	-	-	-	-	-	-	-	-			
旧金成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
212.00	20.60	-	9.69	242.29	-	-	0.77	-	-	-	-	-	-	-	-			
旧志波姫町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
旧花山村	-	-	220.15	220.15	-	-	14.07	-	-	-	-	-	-	104.57	-			
3,750.93	178.00	6.95	222.95	4,158.83	-	-	42.35	-	-	-	-	-	104.57	-				
計	-	23.01	273.91	296.92	-	-	34.17	-	-	-	-	-	-	303.85	11.89			
10,925.56	1,005.93	7.82	383.91	12,323.22	-	-	91.29	-	-	-	-	-	735.20	187.94				

(注) 1 上段は、その左欄に記載されている制限林と重複して指定されている森林の面積で、内数である。
 ただし、その他の保安林の上段の面積は、その他の保安林どうしの重複を含む面積である。
 2 その他の保安林の下段の面積は、その他の保安林どうしの重複を除いた実面積である。

(単位 面積: ha)

公園						自然環境													制限林	
国定公園	県立自然公園					自然公園計	自然環境法による原生自然環境保全の特別地域	自然環境法による自然環境保全の特別地域	自然環境法による都道府県自然環境保全の特別地域	鳥獣保護法による特別保護地区	都市緑地法による特別緑地保全地区	都市計画法による風致地区	林業種苗法による特別母樹林	文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地	絶滅のおそれのある動植物の保存に関する法律による指定地	その他	制限林計(延べ面積)	制限林実面積		
	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	県立自然公園	小計															
1,805.48	15.46	824.76	3,100.00	3,940.22	7,372.89	-	-	183.11	317.54	-	176.64	-	421.05	-	-	-	-	-		
4,063.49	25.71	1,374.26	9,986.83	11,386.80	23,607.02	-	-	584.60	372.00	96.77	257.22	-	2,584.67	-	49.70	100,973.29	88,969.16			
1,469.35	-	207.38	850.83	1,058.21	4,154.75	-	-	183.11	262.35	-	75.56	-	161.35	-	-	-	-	-		
3,056.14	3.58	276.07	2,958.77	3,238.42	14,450.81	-	-	342.21	262.35	-	135.55	-	674.57	-	11.17	66,783.91	59,494.66			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.58	146.50	76.61			
-	-	-	290.54	290.54	290.54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,276.82	3,864.39			
-	-	-	1,541.56	1,541.56	1,541.56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	447.28	395.82			
-	-	-	-	-	-	-	-	31.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	31.18	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	290.54	290.54	290.54	-	-	31.17	-	-	-	-	-	-	-	148.00	128.78			
-	-	-	1,541.56	1,541.56	1,541.56	-	-	31.18	-	-	-	-	-	-	5.58	5,018.60	4,465.60			
1,139.46	-	-	-	-	1,149.43	-	-	-	79.03	-	75.56	-	-	-	-	-	-			
2,089.86	-	-	-	-	2,099.83	-	-	151.95	79.03	-	135.55	-	5.60	-	-	10,135.22	8,559.47			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.40	7.40			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	318.35	307.01			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74.01	74.01			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	530.78	518.02			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,368.54	1,215.51			
1,139.46	-	-	-	-	1,149.43	-	-	-	79.03	-	75.56	-	-	-	-	-	-			
2,089.86	-	-	-	-	2,099.83	-	-	151.95	79.03	-	135.55	-	-	-	-	7,668.02	6,269.41			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	168.12	168.12			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	151.12	84.41	235.53	235.53	-	-	-	-	-	-	-	19.14	-	-	1,344.31	1,331.04			
-	-	178.18	87.01	265.19	265.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,213.75	11,370.69			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	627.19	619.85			
-	-	151.12	84.41	235.53	235.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,835.98	5,111.56			
-	-	178.18	87.01	265.19	265.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,750.57	5,639.27			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.09	-	-	58.10	58.10			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
1,139.46	-	151.12	84.41	235.53	1,384.96	-	-	-	79.03	-	75.56	-	-	-	-	-	-			
2,089.86	-	178.18	87.01	265.19	2,365.02	-	-	151.95	79.03	-	135.55	-	26.83	-	-	23,751.38	21,319.30			
315.74	-	-	-	-	315.74	-	-	151.94	151.94	-	-	-	7.14	-	-	-	-			
923.14	-	-	-	-	923.14	-	-	159.08	151.94	-	-	-	7.14	-	-	13,655.81	12,697.96			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84.99	49.51			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45.48	45.48			
211.17	-	-	-	-	211.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
818.57	-	-	-	-	818.57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,720.77	6,479.38			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.72	9.72			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	556.21	539.78			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,371.67	1,356.93			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	243.06	243.06			
104.57	-	-	-	-	104.57	-	-	151.94	151.94	-	-	-	7.14	-	-	-	-			
104.57	-	-	-	-	104.57	-	-	159.08	151.94	-	-	-	7.14	-	-	4,623.91	3,974.10			
315.74	-	-	-	-	315.74	-	-	151.94	151.94	-	-	-	7.14	-	-	-	-			
923.14	-	-	-	-	923.14	-	-	159.08	151.94	-	-	-	7.14	-	-	13,655.81	12,697.96			

区分	保安林					保安 施設 地区	砂防 指定地	自然										
	水源	土砂 流出 防備	土砂崩 壊防備	その他 の保安 林	保安林 計			国立公園					国定公園					
								特別 保護 地区	第1種 地域	第2種 地域	第3種 地域	国立 公園 小計	特別 保護 地区	第1種 地域	第2種 地域	第3種 地域		
																	保護 地区	特別 保護 地区
東部 地方 振興 事務 所管 内	石巻市	1,491.38	310.10	19.13	1,404.64	3,225.25	-	108.86	11.61	263.27	1,056.53	2,910.06	4,241.47	-	-	-	9.96	31.01
	旧石巻市	31.99	115.59	9.02	417.55	574.15	-	32.45	-	43.13	114.09	722.51	879.73	-	-	-	-	2.54
	旧河北町	123.71	128.64	-	8.12	260.47	-	23.63	-	-	7.49	37.92	45.41	-	-	-	-	0.42
	旧雄勝町	854.92	27.47	0.38	182.29	1,065.06	-	13.56	11.61	66.74	291.87	281.17	651.39	-	-	-	0.53	-
	旧河南町	-	11.65	2.12	57.92	71.69	-	0.37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧桃生町	-	1.97	-	-	1.97	-	4.91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧北上町	418.38	14.60	4.36	31.07	468.41	-	20.54	-	14.86	76.35	198.65	289.87	-	-	-	-	-
	旧牡鹿町	62.38	10.18	3.25	707.69	783.50	-	13.40	-	138.54	566.72	1,669.81	2,375.07	-	-	-	9.43	28.05
	東松島市	-	4.37	15.63	357.75	377.75	0.75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧矢本町	-	4.34	7.31	49.64	61.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧鳴瀬町	-	0.03	8.32	308.11	316.46	0.75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女川町	217.27	27.49	4.62	40.81	466.48	-	13.90	-	61.10	426.88	902.17	1,390.15	-	-	-	0.50	0.44
	計	1,708.65	341.96	39.38	1,979.49	4,069.48	0.75	122.76	11.61	324.37	1,483.41	3,812.23	5,631.62	-	-	-	10.46	31.45
	東部 地方 振興 事務 所登 米地 域事 務所 管内	登米市	4,701.67	177.97	3.14	208.19	5,090.97	-	257.85	-	-	51.21	670.98	722.19	-	-	-	-
旧迫町		-	-	-	22.76	22.76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧登米町		944.63	3.34	0.12	57.90	1,005.99	-	46.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧東和町		2,382.18	141.57	2.96	-	2,526.71	-	134.86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧中田町		-	-	-	18.52	18.52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧豊里町		-	-	-	-	-	-	6.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧米山町		5.83	-	-	33.61	33.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧石越町		-	-	-	73.31	79.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧南方町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧津山町		1,369.03	33.06	0.06	35.70	1,437.85	-	70.32	-	-	51.21	670.98	722.19	-	-	-	-	-
計		4,701.67	177.97	3.14	208.19	5,090.97	-	257.85	-	-	51.21	670.98	722.19	-	-	-	-	-
気仙 沼地 方振 興事 務所 管内	気仙沼市	2,468.97	62.25	13.12	586.90	3,131.25	-	234.31	-	60.10	295.66	287.16	642.92	-	-	-	0.81	-
	旧気仙沼市	1,299.85	55.08	3.05	432.24	1,790.23	-	208.46	-	13.72	157.75	143.44	314.91	-	-	-	0.81	-
	旧唐桑町	-	-	-	12.37	12.37	-	-	-	37.81	22.97	1.40	62.18	-	-	-	-	-
	旧本吉町	1,169.12	7.17	0.23	20.35	1,196.87	-	20.63	-	-	36.97	65.35	102.32	-	-	-	-	-
	南三陸町	675.20	170.79	4.12	289.33	1,139.44	-	12.66	0.89	79.35	126.44	942.87	1,149.55	-	-	-	-	0.42
	旧志津川町	546.55	129.76	3.36	128.73	808.40	-	10.47	0.89	20.95	29.56	708.13	759.53	-	-	-	-	-
	旧歌津町	128.65	41.03	0.76	160.60	331.04	-	2.19	-	58.40	96.88	234.74	390.02	-	-	-	-	0.42
	計	3,144.17	233.04	17.24	876.23	4,270.69	-	246.97	0.89	139.45	422.10	1,230.03	1,792.47	-	-	-	0.81	0.42

公園						自然環境保全法による自然環境保全の特別地区	自然環境保全法による自然環境保全の特別地区	自然環境保全法による自然環境保全の特別地区	鳥獣保護法による特別緑地保全地区	都市計画法による特別緑地保全地区	都市計画法による特別緑地保全地区	都市計画法による特別緑地保全地区	林業種苗法による特別緑地保全地区	文化財保護法による勝天然記念物に係る指定地	絶滅のおそれのある動植物の保存に関する法律の施行期に達しないもの	その他	制限林面積(延べ面積)	制限林実面積
国定公園	県立自然公園					自然公園計												
国定公園	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	県立自然公園	自然公園計													
小計	地域	地域	地域	小計	小計	地域	地域	特別地区	特別地区	特別地区	特別地区	特別地区	特別地区	特別地区	特別地区	特別地区	特別地区	特別地区
12.92	-	56.14	475.88	532.02	1,319.94	-	-	-	31.17	-	-	-	-	11.61	-	-	-	-
40.97	3.58	97.48	1,287.35	1,388.41	5,670.85	-	-	-	31.17	-	-	-	-	13.38	-	-	9,049.51	7,237.52
0.60	-	55.99	146.69	202.68	343.22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.54	3.58	97.33	869.16	970.07	1,852.34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,458.94	2,026.37
-	-	-	-	-	6.07	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.42	-	-	89.00	89.00	134.83	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	418.93	412.02
0.28	-	0.15	329.19	329.34	474.31	-	-	-	-	-	-	-	-	11.61	-	-	-	-
0.53	-	0.15	329.19	329.34	981.26	-	-	-	-	-	-	-	-	11.61	-	-	2,071.49	1,540.70
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.77	-	-	73.83	47.64
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	29.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.88	6.88
-	-	-	-	-	289.87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	778.81	746.95
12.04	-	-	-	-	466.87	-	-	-	31.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37.48	-	-	-	-	2,412.55	-	-	-	31.17	-	-	-	-	-	-	-	3,240.62	2,456.95
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	142.19	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	620.20	5.59	-	1,004.29	790.23
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.59	-	66.88	57.62
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	142.19	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	620.20	-	-	937.41	732.61
-	-	-	-	-	147.51	-	-	-	0.21	-	-	-	-	0.21	-	-	-	-
0.94	-	0.29	42.85	43.14	1,434.23	-	-	-	0.21	-	-	-	-	0.21	-	-	1,915.03	1,726.29
12.92	-	56.14	475.88	532.02	1,467.45	-	-	-	31.38	-	-	-	-	154.01	-	-	-	-
41.91	3.58	97.77	1,330.20	1,431.55	7,105.08	-	-	-	31.38	-	-	-	-	633.79	5.59	-	11,968.83	9,754.04
-	-	-	-	-	248.56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	722.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,071.01	5,675.46
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.76	22.76
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,052.49	994.88
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,661.57	2,608.88
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18.52	18.52
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.17	6.17
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79.14	45.53
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	248.56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	722.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,230.36	1,978.72
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	248.56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	722.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,071.01	5,675.46
0.81	-	0.12	-	0.12	253.08	-	-	-	-	-	-	-	-	0.20	-	-	-	-
0.81	-	0.12	-	0.12	643.85	-	-	-	-	-	-	-	-	6.19	-	-	4,015.60	3,591.33
0.81	-	-	-	-	126.86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.81	-	-	-	-	315.72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,314.41	2,033.49
-	-	0.12	-	0.12	62.30	-	-	-	-	-	-	-	-	0.20	-	-	-	-
-	-	0.12	-	0.12	225.81	-	-	-	-	-	-	-	-	6.19	-	-	381.37	306.50
-	-	-	-	-	63.92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	102.32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,319.82	1,251.34
0.42	-	-	-	-	194.42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.42	-	-	-	-	1,149.97	-	-	-	-	-	-	-	-	0.62	-	-	2,302.69	1,990.97
-	-	-	-	-	35.90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	759.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,578.40	1,500.95
0.42	-	-	-	-	158.52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.42	-	-	-	-	390.44	-	-	-	-	-	-	-	-	0.62	-	-	724.29	490.02
1.23	-	0.12	-	0.12	447.50	-	-	-	-	-	-	-	-	0.20	-	-	-	-
1.23	-	0.12	-	0.12	1,793.82	-	-	-	-	-	-	-	-	6.81	-	-	6,318.29	5,582.30

(6) 樹種別材積表

(単位 面積:ha 材積:m³)

区 分	県 総 数		宮城北部計画区 総 数		備 考
	面 積	材 積	面 積	材 積	
立 木 地 総 数	273,047.42	65,657,999	169,030.41	42,644,422	
針 葉 樹	154,875.74	49,868,855	105,192.15	34,139,343	
人 工 林	146,777.54	47,811,674	99,027.44	32,558,248	
ス ギ	105,856.70	39,043,528	74,636.31	27,146,511	
ヒ ノ キ	7,566.94	1,319,348	5,015.39	835,488	
ア カ マ ツ	28,534.30	6,587,913	16,923.37	4,070,958	
ク ロ マ ツ	1,292.00	175,181	686.01	145,778	
カ ラ マ ツ	3,484.69	676,961	1,740.44	354,670	
そ の 他 針	42.91	8,743	25.92	4,843	
天 然 林	8,098.20	2,057,181	6,164.71	1,581,095	
ア カ マ ツ	7,253.14	1,822,317	5,519.48	1,405,588	
ク ロ マ ツ	592.32	153,855	523.10	134,522	
そ の 他 針	252.74	81,009	122.13	40,985	
広 葉 樹	118,171.68	15,789,144	63,838.26	8,505,079	
人 工 林	1,917.68	176,457	1,067.77	101,878	
ク ヌ ギ	417.15	57,954	210.78	31,906	
そ の 他 広	1,500.52	118,503	856.98	69,972	
天 然 林	116,254.01	15,612,687	62,770.50	8,403,201	
ク ヌ ギ	2,336.53	344,975	1,032.80	164,501	
そ の 他 広	113,917.47	15,267,712	61,737.70	8,238,700	
人 工 林 計	148,695.21	47,988,131	100,095.21	32,660,126	
天 然 林 計	124,352.21	17,669,868	68,935.21	9,984,296	

(7) 特定保安林の指定状況

- ・該当なし

(8) 荒廃地等の面積

(単位 面積 : ha)

区 分		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
計 画 区 総 数		3,075.60	22.67
仙台地方振興事務 所管内	富 谷 市	-	-
	大 和 町	65.37	0.30
	大 郷 町	44.09	1.50
	大 衡 村	4.53	-
	計	113.99	1.80
北部地方振興事務 所管内	大 崎 市	722.17	9.00
	旧古川市	-	-
	旧松山町	37.56	2.00
	旧三本木町	10.45	-
	旧鹿島台町	13.92	-
	旧岩出山町	82.32	4.00
	旧鳴子町	564.85	1.50
	旧田尻町	13.07	1.50
	色 麻 町	13.28	-
	加 美 町	258.78	-
	旧中新田町	8.83	-
	旧小野田町	152.12	-
	旧宮崎町	97.83	-
	涌 谷 町	21.61	-
	美 里 町	-	-
	旧小牛田町	-	-
	旧南郷町	-	-
	計	1,015.84	9.00
	北部地方振興事務 所管内 栗原地域事務所管内	栗 原 市	664.68
旧築館町		15.00	-
旧若柳町		10.85	-
旧栗駒町		305.79	-
旧高清水町		-	-
旧一迫町		42.22	-
旧瀬峰町		-	-
旧鶯沢町		32.79	-
旧金成町		40.76	1.00
旧志波姫町		-	-
旧花山村		217.27	-
計	664.68	1.00	

(単位 面積 : ha)

区 分		荒 廢 地	荒 廢 危 險 地
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	583.29	7.00
	旧石巻市	183.03	-
	旧河北町	71.12	-
	旧雄勝町	129.07	-
	旧河南町	45.33	-
	旧桃生町	21.56	-
	旧北上町	57.73	4.00
	旧牡鹿町	75.45	3.00
	東 松 島 市	66.84	1.00
	旧矢本町	28.16	-
	旧鳴瀬町	38.68	1.00
女 川 町	106.44	-	
計	756.57	8.00	
東部地方振興事務所管内 登米地域事務所管内	登 米 市	171.85	0.51
	旧迫町	-	-
	旧登米町	40.75	-
	旧東和町	59.04	-
	旧中田町	0.58	-
	旧豊里町	-	-
	旧米山町	-	-
	旧石越町	-	-
	旧南方町	-	-
	旧津山町	71.48	0.51
計	171.85	0.51	
気仙沼地方振興事務所管内	気 仙 沼 市	214.66	1.00
	旧気仙沼市	85.07	1.00
	旧唐桑町	58.46	-
	旧本吉町	71.13	-
	南 三 陸 町	138.01	1.36
	旧志津川町	105.70	1.00
	旧歌津町	32.31	0.36
計	352.67	2.36	

(9) 森林の被害

(単位 面積：ha, 松くい虫・ナラ枯れ被害材積：m³)

種 類	林野火災			気 象 害			獣 害			松くい虫被害			ナラ枯れ被害			
	令和 2	令和 3	令和 4	令和 2	令和 3	令和 4	令和 2	令和 3	令和 4	令和 2	令和 3	令和 4	令和 2	令和 3	令和 4	
計 画 区 総 数	1.06	6.16	8.66	-	-	-	19.80	19.84	30.97	6,080	6,483	5,278	304	106	301	
仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管	富 谷 市	0.12	-	-	-	-	-	-	-	18	-	9	-	-	-	
	大 和 町	-	-	8.12	-	-	-	0.50	8.00	29.00	46	50	46	17	-	-
	大 郷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	14	-	-
	大 衡 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	10	-	-
	計	0.12	-	8.12	-	-	-	0.50	8.00	29.00	102	50	56	41	-	-
北 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	大 崎 市	-	0.07	-	-	-	-	-	-	-	12	16	-	-	-	
	旧 古 川 市	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
	旧 松 山 町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
	旧 三 本 木 町	-	0.02	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
	旧 鹿 島 台 町	-	0.05	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
	旧 岩 出 山 町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
	旧 鳴 子 町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	12	16	-	-	-	
	旧 田 尻 町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
	色 麻 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加 美 町	0.04	-	0.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	14	5
	旧 中 新 田 町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
	旧 小 野 田 町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	27	14	5
	旧 宮 崎 町	0.04	-	0.12	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
	涌 谷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美 里 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
旧 小 牛 田 町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	0.04	0.07	0.12	-	-	-	-	-	-	-	12	16	27	14	5	
栗 原 地 域 事 務 所 管 内	栗 原 市	0.11	0.21	0.14	-	-	-	-	-	-	144	61	25	155	72	133
	旧 築 館 町	0.04	0.08	0.03	/	/	/	-	-	-	72	19	15	-	-	-
	旧 若 柳 町	-	0.01	-	/	/	/	-	-	-	2	1	2	-	-	-
	旧 栗 駒 町	-	-	0.11	/	/	/	-	-	-	-	-	-	78	43	62
	旧 高 清 水 町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	28	4	2	-	-	-
	旧 一 迫 町	0.01	-	-	/	/	/	-	-	-	-	16	6	-	-	17
	旧 瀬 峰 町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	10	10	-	-	-	-
	旧 鶯 沢 町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	1	16
	旧 金 成 町	0.06	0.02	-	/	/	/	-	-	-	2	8	-	-	-	-
	旧 志 波 姫 町	-	0.10	-	/	/	/	-	-	-	13	-	-	-	-	-
	旧 花 山 村	-	-	-	/	/	/	-	-	-	17	2	1	77	27	38
計	0.11	0.21	0.14	-	-	-	-	-	-	144	61	25	155	72	133	

(単位 面積：ha, 松くい虫・ナラ枯れ被害材積：m³)

種 類	林野火災			気 象 害			獣 害			松くい虫被害			ナラ枯れ被害			
	年 度	令和 2	令和 3	令和 4												
東部地方振興事務所管内	石 巻 市	0.76	-	0.02	-	-	-	1.94	-	0.05	2,340	3,157	2,048	36	-	150
	旧石巻市	-	-	-	/	/	/	1.94	-	0.05	1,377	1,697	1,846	36	-	113
	旧河北町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	1,147	64	-	-	37
	旧雄勝町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	32	64	-	-	-	-
	旧河南町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	92	52	102	-	-	-
	旧桃生町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	15	10	9	-	-	-
	旧北上町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	4	114	28	-	-	-
	旧牡鹿町	0.76	-	0.02	/	/	/	-	-	-	819	73	-	-	-	-
	東松島市	-	2.79	0.11	-	-	-	-	-	-	1,511	1,297	1,791	-	-	-
	旧矢本町	-	2.79	-	/	/	/	-	-	-	-	-	12	-	-	-
	旧鳴瀬町	-	-	0.11	/	/	/	-	-	-	1,511	1,297	1,779	-	-	-
女川町	-	-	0.01	-	-	-	8.23	-	-	698	983	528	-	-	-	
計	0.76	2.79	0.14	-	-	-	10.17	-	0.05	4,549	5,437	4,368	36	-	150	
登米地域事務所管内	登米市	0.01	0.02	0.14	-	-	-	9.13	11.84	1.92	169	250	176	9	3	8
	旧迫町	-	0.02	-	/	/	/	-	-	-	8	27	20	-	-	-
	旧登米町	-	-	-	/	/	/	1.74	2.56	0.48	-	6	-	-	2	6
	旧東和町	-	-	0.14	/	/	/	0.31	4.48	-	113	176	117	-	-	-
	旧中田町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	36	27	16	-	-	-
	旧豊里町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	10	18	-	-	-
	旧米山町	0.01	-	-	/	/	/	-	-	-	-	3	-	-	-	-
	旧石越町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	12	2	5	-	-	-
	旧南方町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧津山町	-	-	-	/	/	/	7.08	4.80	1.44	-	-	-	9	1	2
計	0.01	0.02	0.14	-	-	-	9.13	11.84	1.92	169	250	176	9	3	8	
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	0.01	3.07	-	-	-	-	-	-	-	840	578	637	34	5	-
	旧気仙沼市	0.01	-	-	/	/	/	-	-	-	640	502	431	7	4	-
	旧唐桑町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	200	76	206	27	1	-
	旧本吉町	-	3.07	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南三陸町	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	275	95	-	2	12	5
	旧志津川町	0.01	-	-	/	/	/	-	-	-	149	95	-	2	12	-
	旧歌津町	-	-	-	/	/	/	-	-	-	126	-	-	-	-	5
計	0.02	3.07	-	-	-	-	-	-	-	1,116	673	637	36	17	5	

※森林整備課調べ

(10) 防火線等の整備状況

・該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林業経営体数

(単位 経営体数)

区 分	総数	保有山林 なし	3 ha 未満	3～5 ha 未満	5～10ha 未満	10～30ha 未満	30～50ha 未満	50～500ha 未満	500ha 以上
県 総 数	489	16	10	88	107	143	46	61	18
宮城北部計画区 総数	344	10	9	53	69	112	35	41	10
仙台地方 管内 振興事務所	富 谷 市	3	-	-	2	1	-	-	-
	大 和 町	7	1	-	1	-	3	-	2
	大 郷 町	4	-	-	2	1	1	-	-
	大 衡 村	5	-	-	2	2	1	-	-
	計	19	1	-	5	5	6	-	2
北部地方 管内 振興事務所	大 崎 市	62	3	1	13	7	22	9	6
	旧古川市	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧松山町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧三本木町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧鹿島台町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧岩出山町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧鳴子町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧田尻町	/	/	/	/	/	/	/	/
	色 麻 町	2	*	*	*	*	*	*	*
	加 美 町	24	1	2	1	4	8	7	-
	旧中新田町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧小野田町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧宮崎町	/	/	/	/	/	/	/	/
	涌 谷 町	1	*	*	*	*	*	*	*
	美 里 町	0	-	-	-	-	-	-	-
旧小牛田町	/	/	/	/	/	/	/	/	
旧南郷町	/	/	/	/	/	/	/	/	
計	89	4	3	14	11	30	16	6	
北部地方 管内 振興事務所栗原地域 事務所管内	栗 原 市	57	3	1	12	18	16	2	4
	旧築館町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧若柳町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧栗駒町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧高清水町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧一迫町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧瀬峰町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧鶯沢町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧金成町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧志波姫町	/	/	/	/	/	/	/	/
	旧花山村	/	/	/	/	/	/	/	/
計	57	3	1	12	18	16	2	4	

(注) 1 「2020年農林業センサス」による。

2 色麻町・涌谷町では保有山林規模は非公表となる。

(単位 戸数：戸)

区 分	総数	保有山林 なし	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～30ha 未満	30～50ha 未満	50～500ha 未満	500ha 以上	
東部地方振興事務所管内	石 巻 市	18	-	-	2	5	7	3	-	1
	旧石巻市									
	旧河北町									
	旧雄勝町									
	旧河南町									
	旧桃生町									
	旧北上町									
	旧牡鹿町									
	東松島市	2	*	*	*	*	*	*	*	*
	旧矢本町									
旧鳴瀬町										
女 川 町	3	-	-	1	-	2	-	-	-	
計	23	-	-	3	5	9	3	-	1	
東部地方振興事務所登米地域事務所管内	登 米 市	65	1	-	10	11	24	4	13	2
	旧 迫 町									
	旧登米町									
	旧東和町									
	旧中田町									
	旧豊里町									
	旧米山町									
	旧石越町									
	旧南方町									
	旧津山町									
計	65	1	-	10	11	24	4	13	2	
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	62	1	1	5	15	16	9	14	1
	旧気仙沼市									
	旧唐桑町									
	旧本吉町									
	南三陸町	29	-	4	4	4	11	1	4	1
	旧志津川町									
旧歌津町										
計	91	1	5	9	19	27	10	18	2	

(注) 東松島市では保有山林規模は非公表となる。

(2) 森林経営計画の認定状況

イ 市町村長認定分

(単位 人数：人、面積：ha)

区 分	認 定 実 績 (市町村長認定分)									備 考
	総 数			公 有 林			私 有 林			
	件数	人 数	面 積	件数	人 数	面 積	件数	人 数	面 積	
宮城北部計画区 総数	68	494	29,043.56	9	11	17,028.88	59	483	12,014.68	
仙台地方振興事務所管内	富 谷 市	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大 和 町	3	8	1,662.10	1	1	2.86	2	7	1,659.24
	大 郷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大 衡 村	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	3	8	1,662.10	1	1	2.86	2	7	1,659.24
北部地方振興事務所管内	大 崎 市	12	44	3,386.56	1	1	1,846.15	11	43	1,540.41
	旧古川市			25.54			25.54			-
	旧松山町			21.98			21.98			-
	旧三本木町			65.74			65.74			-
	旧鹿島台町			232.20			141.87			90.33
	旧岩出山町			1,121.87			483.17			638.70
	旧鳴子町			1,815.89			1,081.10			734.79
	旧田尻町			103.34			26.75			76.59
	色 麻 町	1	1	1,093.95	1	1	1,093.95	-	-	-
	加 美 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧中新田町			-			-			-
	旧小野田町			-			-			-
	旧宮崎町			-			-			-
	涌 谷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	美 里 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧小牛田町			-			-			-
	旧南郷町			-			-			-
計	13	45	4,480.51	2	2	2,940.10	11	43	1,540.41	
北部地方振興事務所栗原地域事務所管内	栗 原 市	11	229	3,620.52	1	1	2,306.51	10	228	1,314.01
	旧築館町			135.98			135.98			-
	旧若柳町			15.17			15.17			-
	旧栗駒町			642.46			126.75			515.71
	旧高清水町			13.87			13.87			-
	旧一迫町			658.49			420.74			237.75
	旧瀬峰町			7.96			7.96			-
	旧鶯沢町			726.51			726.51			-
	旧金成町			12.86			12.86			-
	旧志波姫町			4.27			4.27			-
	旧花山村			1,402.95			842.40			560.55
計	11	229	3,620.52	1	1	2,306.51	10	228	1,314.01	

(注) 1 令和4年度末現在の数値

2 市町村長認定分は、同一の市町村内に存する森林のみでたてられた森林経営計画である。

3 人数及び面積は、延べ人数と延べ面積である。

4 公有林には市町村が組織する団体及び財産区を含み、人数は団体数である。

(単位 人数：人，面積：ha)

区 分		認 定 実 績 (市町村長認定分)									備 考
		総 数			公 有 林			私 有 林			
		件数	人 数	面 積	件数	人 数	面 積	件数	人 数	面 積	
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	9	156	2,930.67	1	1	2,303.04	8	155	627.63	
	旧石巻市			1,185.32			1,006.00			179.32	
	旧河北町			524.69			227.71			296.98	
	旧雄勝町			128.88			128.88			-	
	旧河南町			38.70			38.70			-	
	旧桃生町			10.00			10.00			-	
	旧北上町			187.67			36.34			151.33	
	旧牡鹿町			855.41			855.41			-	
	東松島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	旧矢本町			-			-			-	
	旧鳴瀬町			-			-			-	
	女川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	9	156	2,930.67	1	1	2,303.04	8	155	627.63	
	東部地方振興事務所登米地域事務所管内	登 米 市	13	9	7,946.75	1	1	2,975.71	12	8	4,971.04
旧迫町				9.43			9.43			-	
旧登米町				2,322.63			691.80			1,630.83	
旧東和町				2,824.38			1,270.98			1,553.40	
旧中田町				62.22			62.22			-	
旧豊里町				285.13			153.77			131.36	
旧米山町				35.79			35.79			-	
旧石越町				19.22			19.22			-	
旧南方町				1.11			1.11			-	
旧津山町				2,386.84			731.39			1,655.45	
計	13	9	7,946.75	1	1	2,975.71	12	8	4,971.04		
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	15	39	6,188.86	2	2	4,734.94	13	37	1,453.92	
	旧気仙沼市			3,274.88			2,057.38			1,217.50	
	旧唐桑町			676.09			637.20			38.89	
	旧本吉町			2,237.89			2,040.36			197.53	
	南三陸町	4	8	2,214.15	1	3	1,765.72	3	5	448.43	
	旧志津川町			1,276.02			827.59			448.43	
	旧歌津町			938.13			938.13			-	
計	19	47	8,403.01	3	5	6,500.66	16	42	1,902.35		

口 県知事認定分

(単位 人数：人，面積：ha)

区 分	認 定 実 績 (県知事認定分)									備 考	
	総 数			公 有 林			私 有 林				
	件数	人数	面積	件数	人数	面積	件数	人数	面積		
宮城北部計画区 総数	46	46	21,033.38	15	15	14,902.35	31	31	6,131.03		
仙台地方振興事務所管内	富 谷 市	2	2	57.98	1	1	55.18	1	1	2.80	
	大 和 町	4	4	1,495.81	1	1	698.65	3	3	797.16	
	大 郷 町	2	2	1,018.37	1	1	982.95	1	1	35.42	
	大 衡 村	2	2	112.43	1	1	75.84	1	1	36.59	
	計	10	10	2,684.59	4	4	1,812.62	6	6	871.97	
北部地方振興事務所管内	大 崎 市	6	6	2,610.71	1	1	916.13	5	5	1,694.58	
	旧古川市			56.38			-			56.38	
	旧松山町			65.58			46.56			19.02	
	旧三本木町			38.11			24.62			13.49	
	旧鹿島台町			133.53			48.69			84.84	
	旧岩出山町			855.67			140.34			715.33	
	旧鳴子町			1,426.82			655.92			770.90	
	旧田尻町			34.62			-			34.62	
	色 麻 町	2	2	437.75	1	1	303.81	1	1	133.94	
	加 美 町	5	5	8,005.06	2	2	7,284.79	3	3	720.27	
	旧中新田町			884.12			644.99			239.13	
	旧小野田町			2,957.76			2,894.98			62.78	
	旧宮崎町			4,163.18			3,744.82			418.36	
	涌 谷 町	2	2	241.88	1	1	67	1	1	174.48	
	美 里 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	旧小牛田町			-			-			-	
	旧南郷町			-			-			-	
計	15	15	11,295.40	5	5	8,572.13	10	10	2,723.27		
北部地方振興事務所栗原地域事務所管内	栗 原 市	4	4	2,880.43	1	1	2,048.90	3	3	831.53	
	旧築館町			-			-			-	
	旧若柳町			-			-			-	
	旧栗駒町			1,127.49			768.39			359.10	
	旧高清水町			-			-			-	
	旧一迫町			106.95			50.89			56.06	
	旧瀬峰町			-			-			-	
	旧鶯沢町			118.07			85.50			32.57	
	旧金成町			106.06			-			106.06	
	旧志波姫町			-			-			-	
	旧花山村			1,421.86			1,144.12			277.74	
計	4	4	2,880.43	1	1	2,048.90	3	3	831.53		

- (注) 1 令和4年度末現在の数値
 2 森林経営計画対象森林が複数の市町村に存する場合、県知事認定となる。
 3 人数及び面積は、延べ人数と延べ面積である。
 4 県知事認定は複数市町村にまたがることから、件数は重複している。
 5 公有林には市町村が組織する団体及び財産区を含み、人数は団体数である。

(単位 人数：人，面積：ha)

区 分		認 定 実 績 (県知事認定分)									備 考
		総 数			公 有 林			私 有 林			
		件数	人数	面積	件数	人数	面積	件数	人数	面積	
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	4	4	957.84	1	1	655.19	3	3	302.65	
	旧石巻市			259.57			203.99			55.58	
	旧河北町			235.78			32.70			203.08	
	旧雄勝町			176.95			169.51			7.44	
	旧河南町			64.78			60.06			4.72	
	旧桃生町			188.93			188.93			-	
	旧北上町			31.83			-			31.83	
	旧牡鹿町			-			-			-	
	東松島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	旧矢本町			-			-			-	
	旧鳴瀬町			-			-			-	
	女川町	3	3	355.85	1	1	231.15	2	2	124.70	
	計	7	7	1,313.69	2	2	886.34	5	5	427.35	
東部地方振興事務所登米地域事務所管内	登米市	4	4	1,404.51	1	1	859.67	3	3	544.84	
	旧追町			-			-			-	
	旧登米町			386.46			337.93			48.53	
	旧東和町			822.67			499.08			323.59	
	旧中田町			-			-			-	
	旧豊里町			-			-			-	
	旧米山町			-			-			-	
	旧石越町			-			-			-	
	旧南方町			-			-			-	
	旧津山町			195.38			22.66			172.72	
計	4	4	1,404.51	1	1	859.67	3	3	544.84		
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	2	2	745.54	1	1	477.33	1	1	268.21	
	旧気仙沼市			372.87			133.44			239.43	
	旧唐桑町			30.66			30.66			-	
	旧本吉町			342.01			313.23			28.78	
	南三陸町	4	4	709.22	1	1	245.36	3	3	463.86	
	旧志津川町			442.20			23.30			418.90	
	旧歌津町			267.02			222.06			44.96	
計	6	6	1,454.76	2	2	722.69	4	4	732.07		

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

(単位 面積: ha)

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考		
	件数	面積	件数	面積			
総数	297	224.22	—	—			
大崎市	43	64.07	—	—			
美里町	26	6.38	—	—			
栗原市	134	89.53	—	—			
石巻市	33	23.34	—	—			
女川町	2	3.95	—	—			
登米市	45	27.39	—	—			
気仙沼市	14	9.56	—	—			

(注) 件数欄には、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の数を記載している。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

イ 構成

(1) 森林組合

(単位 金額：千円 面積：ha 労働者数：人 労働日数：日)

区分	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有森林面積	雇用労働者数	年間延べ労働日数	1人当たり年間労働日数										
森	県 総 数	16組合	21,060	155	1,318,581	151,462	400	83,384	208									
	宮城北部計画区 総 数	10組合	14,650	109	977,823	101,620	280	60,996	218									
森	仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管 内	富 谷 市	黒川	1,622	15	185,486	9,461	45	8,353	186								
		大 和 町																
大 郷 町																		
大 衡 村																		
	計	1組合	1,622	15	185,486	9,461	45	8,353	186									
森	北 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	大 崎 市	大崎	3,272	11	159,595	22,874	25	4,306	172								
		旧古川市																
		旧松山町																
		旧三本木町																
		旧鹿島台町																
		旧岩出山町																
		旧鳴子町																
		旧田尻町																
		色 麻 町																
		加 美 町																
		旧中新田町																
		旧小野田町																
		旧宮崎町																
涌 谷 町																		
美 里 町																		
旧小牛田町																		
	計	1組合	3,272	11	159,595	22,874	25	4,306	172									
森	栗 原 地 方 振 興 事 務 所 管 内	栗 原 市	栗駒高原	1,715	20	163,659	12,660	57	12,323	216								
		旧築館町																
		旧若柳町																
		旧栗駒町																
		旧高清水町																
		旧一迫町																
		旧瀬峰町																
		旧鶯沢町																
		旧金成町																
		旧志波姫町																
		旧花山村																
	計	1組合	1,715	20	163,659	12,660	57	12,323	216									
森	東 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	石 巻 市	石巻地区	3,106	24	251,720	19,306	49	12,802	261								
		旧石巻市																
		旧河北町																
		旧雄勝町																
		旧河南町																
		旧桃生町																
		旧北上町																
		旧牡鹿町																
		東 松 島 市																
		旧矢本町																
		旧鳴瀬町																
女 川 町																		
	計	1組合	3,106	24	251,720	19,306	49	12,802	261									
森	登 米 地 方 振 興 事 務 所 管 内	登 米 市	登米町	1,925	20	106,170	12,685	43	10,115									
		旧登米町																
		旧豊里町																
		旧米山町																
		旧東和町									東和町	799	6	58,716	6,456	12	2,727	227
		旧津山町									津山町	732	7	23,836	3,980	13	3,009	231
	計	3組合	1,925	20	106,170	12,685	43	10,115	235									
森	気 仙 沼 地 方 振 興 事 務 所 管 内	気 仙 沼 市	気仙沼市	1,644	13	76,222	17,636	46	9,971	217								
		旧気仙沼市																
		旧唐桑町									唐桑町	1,007	6	41,720	12,007	21	4,777	227
		旧本吉町									本吉町	637	7	34,502	5,629	25	5,194	208
		南 三 陸 町									南三陸	1,366	6	34,971	6,998	15	3,126	208
		旧志津川町																
		旧歌津町																
	計	3組合	3,010	19	111,193	24,634	61	13,097	215									

(注) 1 「宮城県森林組合統計(令和3事業年度 宮城県水産林政部水産林政総務課)」による。

2 雇用労働者数等には作業班以外の雇用労働者を含む。

(口) 生産森林組合

(単位 金額：千円 面積：ha 労働者数：人 労働日数：日)

区分		組合名	組合数	常勤役員数	出資金総額	組合経営森林面積	雇用労働者数	年間延べ労働日数	1人当たり年間労働日数	
生産森林組合内訳	県 総 数	24組合	3,635	2	233,385	5,407				
	宮城北部計画区数	5組合	1,393	2	111,352	2,384				
	仙台地方振興事務所管内	大 和 町	宮 床	399	-	5,545	497			
		計	1組合	399	-	5,545	497			
	栗原地域振興事務所管内	栗 原 市	沼ヶ森	179	-	30,600	544			
			深 谷	40	-	35,217	183			
		計	2組合	219	-	65,817	727			
	登米地域振興事務所管内	登 米 市	米 川	589	2	35,340	928			
		計	1組合	589	2	35,340	928			
	気仙沼地方振興事務所管内	気 仙 沼 市	入 谷	186	-	4,650	232			
		計	1組合	186	-	4,650	232			

(注) 1 「宮城県森林組合統計(令和3事業年度 宮城県水産林政部水産林政総務課)」による。

□ 事業内容及び活動状況
(イ) 森林組合

(単位 金額：千円)

区分	組合名	経済事業取扱高										
		指導	販売	林産	加工	購買	森林整備	利用・福利厚生	金融等	合計		
県 総 数	16組合	8,700	2,268,070	1,922,631	343,631	276,320	1,661,905	2,314,661	40	8,795,958		
宮城北部計画区 総 数	10組合	1,753	2,106,633	1,534,477	323,900	238,822	1,107,703	1,674,605	40	6,987,933		
森 林 組 合 内 訳	仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管 振	富 谷 市	黒川	-	3,579	7,179	84,058	37,202	287,269	958,958	-	1,378,245
		大 和 町										
		大 郷 町										
		大 衡 村										
	計	1組合	-	3,579	7,179	84,058	37,202	287,269	958,958	-	1,378,245	
	北部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	大 崎 市	大崎	-	21,434	120,586	4,242	10,619	48,564	64,738	-	270,183
		旧古川市										
		旧松山町										
		旧三本木町										
		旧鹿島谷町										
		旧岩出山町										
		旧鳴子町										
		旧田尻町										
		色 麻 町										
加 美 町												
旧中新田町												
旧小野田町												
旧宮崎町												
涌 谷 町												
美 里 町												
旧小牛田町												
計	1組合	-	21,434	120,586	4,242	10,619	48,564	64,738	-	270,183		
栗 原 地 域 振 興 事 務 所 管 内	栗 原 市	栗駒高原	636	231,300	253,170	713	45,046	332,424	66,467	-	929,756	
	旧築館町											
	旧若柳町											
	旧栗駒町											
	旧高清水町											
	旧一 道 町											
	旧瀬峰町											
	旧鷲沢町											
	旧金成町											
	旧志波姫町											
旧花山村												
計	1組合	636	231,300	253,170	713	45,046	332,424	66,467	-	929,756		
東 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	石 巻 市	石巻地区	31	1,436,809	758,201	162,865	110,919	107,949	312,191	40	2,889,005	
	旧石巻市											
	旧河北町											
	旧雄勝町											
	旧河南町											
	旧桃生町											
	旧北上町											
	旧牡鹿町											
	東 松 島 市											
	旧矢本町											
旧鳴瀬町												
女 川 町												
計	1組合	31	1,436,809	758,201	162,865	110,919	107,949	312,191	40	2,889,005		
登 米 地 方 振 興 事 務 所 管 内	登 米 市	登米町	1,086	274,981	243,416	65,727	24,051	170,050	116,257	-	895,568	
	旧登米町											
	旧豊里町											
	旧米山町											
	旧東和町											
	旧津山町											
計	3組合	1,086	274,981	243,416	65,727	24,051	170,050	116,257	-	895,568		
気 仙 沼 地 方 振 興 事 務 所 管 内	気 仙 沼 市	気仙沼市	-	128,603	113,134	4,222	10,397	118,726	129,537	-	504,619	
	旧気仙沼市											
	旧唐桑町											
	旧本吉町											
	南 三 陸 町											
	旧志津川町											
旧歌津町												
計	3組合	-	138,530	151,925	6,295	10,985	161,447	155,994	-	625,176		

(注) 1 「宮城県森林組合統計(令和3事業年度 宮城県水産林政部水産林政総務課)」による。
2 経済事業取扱高のうち、福利厚生事業には、林地供給事業を含む。

(D) 生産森林組合

(単位 金額：千円)

区分	組合名	販売額				森林造成・林産事業実施面積 (ha)				きのご類 取扱数量 (kg)		
		立木	木材	その他	計	新植	保育	主伐	間伐			
生 産 森 林 組 合 内 訳	県 総 数	24組合	7,425	40,993	25,334	78,044	-	498	5		2,150	
	宮城北部計画区 総 数	5組合	4,642	10,602	25,754	70,519	-	488	-	59	2,150	
	仙台地方振興事 務所管内	大和町	宮床	-	-	1,038	1,038	-	-	-	-	-
		計	1組合	-	-	1,038	1,038	-	-	-	-	-
	栗原地方振興事 務所管内	栗原市	沼ヶ森	-	10,602	-	10,602	-	9	-	9	-
		深谷		-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	2組合	-	10,602	-	10,602	-	9	-	9	-
	登米地方振興事 務所管内	登米市	米川	4,642	29,521	24,716	58,879	-	5	-	50	2,150
		計	1組合	4,642	-	24,716	58,879	-	5	-	50	2,150
	気仙沼地方振興 事務所管内	気仙沼市	入谷	-	-	-	-	-	474	-	-	-
	計	1組合	-	-	-	-	-	474	-	-	-	

- (注) 1 「宮城県森林組合統計(令和3事業年度 宮城県水産林政部水産林政総務課)」による。
2 販売額の「その他」はきのご類の販売額を含む。

(5) 林業事業体等の現況

(単位：事業体数)

区 分	総数	林業	木材木製品製造業		その他 ※3	
			製造業 ※1	その他 ※2		
県 総 数	281	86	111	56	28	
宮城北部計画区 総数	168	44	83	31	10	
仙台地方振興事務 所管内	富 谷 市	2	-	1	1	
	大 和 町	8	5	-	1	
	大 郷 町	1	-	-	-	
	大 衡 村	5	-	2	1	
	計	16	5	5	3	3
北部地方振興事務所管内	大 崎 市	27	12	11	3	1
	旧古川市					
	旧松山町					
	旧三本木町					
	旧鹿島台町					
	旧岩出山町					
	旧鳴子町					
	旧田尻町					
	色 麻 町	3	-	-	3	-
	加 美 町	10	5	1	4	-
	旧中新田町					
	旧小野田町					
	旧宮崎町					
	涌 谷 町	2	-	2	-	-
	美 里 町	1	-	-	-	1
旧小牛田町						
旧南郷町						
計	43	17	14	10	2	
北部地方振興事務所栗原地域事務所管内	栗 原 市	15	6	8	1	-
	旧築館町					
	旧若柳町					
	旧栗駒町					
	旧高清水町					
	旧一迫町					
	旧瀬峰町					
	旧鶯沢町					
	旧金成町					
	旧志波姫町					
	旧花山村					
計	15	6	8	1	-	

(注) 1 平成26年経済センサス基礎調査(林業)、平成28年度経済センサス活動調査(木材木製品製造業、その他)

2 調査時点では「富谷町」だが、標記上「富谷市」とする。

※1：製材業、木製品製造業

※2：造作材・合板等材料製造業及び木製容器製造業(竹、とうを含む)

※3：その他の木製品製造業及び管理、補助的経済活動を行う事務所

区 分	総数	林業	木材木製品製造業		その他 ※3	
			製造業 ※1	その他 ※2		
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	30	3	18	9	-
	旧石巻市					
	旧河北町					
	旧雄勝町					
	旧河南町					
	旧桃生町					
	旧北上町					
	旧牡鹿町					
	東松島市	3	-	2	1	-
	旧矢本町					
旧鳴瀬町						
女川町	1	-	1	-	-	
計	34	3	21	10	-	
東部地方振興事務所登米地域事務所管内	登米市	36	7	20	5	4
	旧迫町					
	旧登米町					
	旧東和町					
	旧中田町					
	旧豊里町					
	旧米山町					
	旧石越町					
	旧南方町					
	旧津山町					
計	36	7	20	5	4	
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	19	5	11	2	1
	旧気仙沼市					
	旧唐桑町					
	旧本吉町					
	南三陸町	5	1	4	-	-
	旧志津川町					
	旧歌津町					
計	24	6	15	2	1	

(6) 林業労働力の概況

(単位 人数：人、割合：%)

区 分		就業者数 (15歳以上)			備 考
		総 数	林 業	割 合	
県 総 数		1,181,118	1,541	0.1	
宮城北部計画区 総数		355,073	962	0.3	
仙台地方振興事務 所管内	富 谷 市	26,831	16	0.1	
	大 和 町	15,615	58	0.4	
	大 郷 町	3,877	4	0.1	
	大 衡 村	3,171	16	0.5	
	計	49,494	94	0.2	
北部地方振興事務所管内	大 崎 市	66,887	169	0.3	
	旧古川市				
	旧松山町				
	旧三本木町				
	旧鹿島台町				
	旧岩出山町				
	旧鳴子町				
	旧田尻町				
	色 麻 町	3,644	10	0.3	
	加 美 町	11,945	87	0.7	
	旧中新田町				
	旧小野田町				
	旧宮崎町				
	涌 谷 町	7,883	6	0.1	
	美 里 町	12,217	16	0.1	
	旧小牛田町				
旧南郷町					
計	102,576	288	0.3		
北部地方振興事務所栗原地域事務所管内	栗 原 市	33,219	177	0.5	
	旧築館町				
	旧若柳町				
	旧栗駒町				
	旧高清水町				
	旧一迫町				
	旧瀬峰町				
	旧鶯沢町				
	旧金成町				
	旧志波姫町				
	旧花山村				
計	33,219	177	0.5		

(注) 宮城県統計年鑑 (令和4年版・宮城県企画部統計課)

区 分		就業者数（15歳以上）			備 考
		総 数	林 業	割 合	
東部地方振興事務所管内	石 卷 市	69,702	109	0.2	
	旧石巻市				
	旧河北町				
	旧雄勝町				
	旧河南町				
	旧桃生町				
	旧北上町				
	旧牡鹿町				
	東松島市	19,571	16	0.1	
	旧矢本町				
旧鳴瀬町					
女川町	3,394	5	0.1		
計	92,667	130	0.1		
東部地方振興事務所登米地域事務所管内	登米市	40,487	107	0.3	
	旧迫町				
	旧登米町				
	旧東和町				
	旧中田町				
	旧豊里町				
	旧米山町				
	旧石越町				
	旧南方町				
	旧津山町				
計	40,487	107	0.3		
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	30,330	120	0.4	
	旧気仙沼市				
	旧唐桑町				
	旧本吉町				
	南三陸町	6,300	46	0.7	
	旧志津川町				
	旧歌津町				
計	36,630	166	0.5		

(7) 林業機械化の概況

イ 林業機械・器具所有状況

機械機種名		摘要	単位	計画区数量	県 総数	備考
索道	索道重力式		セット	-	-	
	索道動力式		セット	-	-	
集材機	小型集材機	動力10ps未満	台	2	13	
	大型集材機	動力10ps以上	台	1	5	
モノケール		ジグザグ集材施設	台	0	0	
リモコンウィンチ		リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	台	2	4	
自走式搬機			台	3	4	
モノレール		懸垂式を含む	台	-	-	
小型運材車	動力20ps未満のもの		台	9	13	
	動力20ps以上のもの		台	28	47	
ホイールタイプトラクタ		林内で集材等の作業を行うホイールタイプのもの	台	13	16	
クローラタイプトラクタ		上記でクローラタイプのもの	台	30	36	
育林用トラクタ		主として地拵え等の育林作業用	台	-	-	
フォークリフト			台	12	17	
フォークローダ			台	4	6	
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン等	台	0	8	
	運材機能あり	クレーン付きトラック	台	34	45	
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	台	66	102	
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	台	54	71	
トラクタショベル		搬出、育林用等に係わる土工用	台	1	3	
ショベル系掘削機械		搬出、育林用等に係わる土工用	台	46	70	
チェーンソー			台	477	732	
刈払機			台	360	544	
植穴掘機			台	19	25	
動力枝打機			台	30	31	
苗畑用トラクタ			台	7	8	

(注) 林業機械保有現況調査(令和3年3月31日現在)による。

ロ 高性能林業機械所有状況

機械機種名		摘要	単位	計画区数量	県 総数	備考
フェラーバンチャー		立木を伐倒、集積する自走式機械	台	1	3	
スキッダ		牽引式集材専用のトラクタ	台	-	-	
プロセッサ		枝払い・玉切りする自走式機械	台	33	52	
ハーベスタ		伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械	台	39	49	
フォワーダ		積載式集材専用車両	台	58	88	
タワーヤーダ		元柱を具備した集材車	台	1	3	
スイングヤーダ		簡易索張方式に対応し、旋回可能なブームを装備する集材機械	台	2	3	
グラップルソー		巻立・玉切りする自走式機械	台	21	49	
その他		上記以外のもの	台	60	85	

(注) 林業機械保有現況調査(令和4年3月31日現在)による。

(8) 作業路網等の整備の概況

(単位 延長:m)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県 総数	222,609	162,845	154,801	163,416	186,377
宮城北部計画区 総数	153,378	108,477	116,986	123,916	136,057
造林補助融資事業	88,279	72,216	83,024	90,406	95,784
自力等	52,349	23,319	33,962	17,054	27,715
その他	12,750	12,942	0	16,456	12,558

(注) 森林整備課資料による作業路の開設実績である。
自力等は、県単独補助事業・自己資金に寄る開設。
その他は、森林整備センターによる開設。

4 林地の異動状況（地域森林計画対象森林）

(1) 前計画第三次変更時点から1年間の異動状況*

区 分	森 林 以 外 から 森 林 へ の 異 動 (森林の増加)									計
	国有林 から	原野 から	農 用 地 か ら					新規	その他	
			田	畑	樹園地	草地	小計			
県 総 数	-	3.41	-	-	-	-	-	-	-	3.41
宮城北部計画区 総数	-	3.41	-	-	-	-	-	-	-	3.41
仙台地方振興 事務所管内	富 谷 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 和 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 郷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 衡 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部地方振興事務 所管内	大 崎 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 古 川 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 松 山 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 三 本 木 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 鹿 島 台 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 岩 出 山 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 鳴 子 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 田 尻 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	色 麻 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加 美 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 中 新 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 小 野 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 宮 崎 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	涌 谷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	美 里 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 小 牛 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
旧 南 郷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栗原地域振興事務 所管内	栗 原 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 築 館 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 若 柳 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 栗 駒 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 高 清 水 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 一 迫 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 瀬 峰 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 鶯 沢 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 金 成 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 志 波 姫 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 花 山 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部地方振興事務 所管内	石 巻 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 石 巻 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 河 北 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 雄 勝 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 河 南 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 桃 生 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 北 上 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 牡 鹿 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東 松 島 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 矢 本 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 鳴 瀬 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
女 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
登米地方振興事務 所管内	登 米 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 一 迫 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 登 米 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 東 和 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 中 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 豊 里 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 米 山 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 石 越 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 南 方 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 津 山 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
気仙沼地方振興 事務所管内	気 仙 沼 市	-	3.41	-	-	-	-	-	-	3.41
	旧 気 仙 沼 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 唐 桑 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 本 吉 町	-	3.41	-	-	-	-	-	-	3.41
	南 三 陸 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 志 津 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
旧 歌 津 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	3.41	-	-	-	-	-	-	3.41

* 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に異動のあったデータに基づく

(単位 面積 : ha)

森林から森林以外への異動 (森林の減少)											差引増減	精度向上による増減	合計
レジャー施設	採石採土	農用地					住宅工場等	道路	その他	計			
		田	畑	樹園地	草地	小計							
-	-	-	-	-	18.27	18.27	123.74	5.79	0.89	148.69	△ 145.28	60.52	△ 84.76
-	-	-	-	-	1.46	1.46	86.44	5.79	0.89	94.58	△ 91.17	25.32	△ 65.85
-	-	-	-	-	-	-	9.75	-	-	9.75	△ 9.75	△ 0.39	△ 10.14
-	-	-	-	-	-	-	20.33	-	-	20.33	△ 20.33	△ 143.62	△ 163.95
-	-	-	-	-	0.39	0.39	0.17	-	-	0.56	△ 0.56	1.01	0.45
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.89	0.89	△ 0.89	0.72	△ 0.17
-	-	-	-	-	0.39	0.39	30.25	-	0.89	31.53	△ 31.53	△ 142.28	△ 173.81
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.25	0.25
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.05	△ 0.05
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 1.82	△ 1.82
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.01	△ 0.01
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.76	0.76
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.54	1.54
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.17	△ 0.17
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 18.36	△ 18.36
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.40	△ 0.40
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 1.78	△ 1.78
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.18	2.18
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.80	△ 0.80
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 1.66	△ 1.66
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.80	0.80
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.80	0.80
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 19.37	△ 19.37
-	-	-	-	-	-	-	2.06	-	-	2.06	△ 2.06	1.93	△ 0.13
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 3.15	△ 3.15
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.64	3.64
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.39	1.39
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 1.07	△ 1.07
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.51	△ 0.51
-	-	-	-	-	-	-	1.66	-	-	1.66	△ 1.66	1.06	△ 0.60
-	-	-	-	-	-	-	0.40	-	-	0.40	△ 0.40	△ 1.95	△ 2.35
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.52	2.52
-	-	-	-	-	-	-	2.06	-	-	2.06	△ 2.06	1.93	△ 0.13
-	-	-	-	-	1.07	1.07	2.57	3.50	-	7.14	△ 7.14	△ 4.67	△ 11.81
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.33	△ 0.33
-	-	-	-	-	1.07	1.07	-	-	-	1.07	△ 1.07	△ 1.14	△ 2.21
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05	0.05
-	-	-	-	-	-	-	2.57	-	-	2.57	△ 2.57	△ 0.87	△ 3.44
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	3.50	-	3.50	△ 3.50	△ 1.31	△ 4.81
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 1.07	△ 1.07
-	-	-	-	-	-	-	23.32	-	-	23.32	△ 23.32	76.31	52.99
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	23.32	-	-	23.32	△ 23.32	76.31	52.99
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	111.49	111.49
-	-	-	-	-	1.07	1.07	25.89	3.50	-	30.46	△ 30.46	183.13	152.67
-	-	-	-	-	-	-	3.38	-	-	3.38	△ 3.38	17.21	13.83
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	3.38	-	-	3.38	△ 3.38	△ 0.04	△ 3.42
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.03	14.03
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 4.38	△ 4.38
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.99	7.99
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.39	△ 0.39
-	-	-	-	-	-	-	3.38	-	-	3.38	△ 3.38	17.21	13.83
-	-	-	-	-	-	-	24.86	2.29	-	27.15	△ 23.74	△ 36.89	△ 60.63
-	-	-	-	-	-	-	-	2.29	-	2.29	△ 2.29	3.88	1.59
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	24.86	-	-	24.86	△ 21.45	△ 40.77	△ 62.22
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21.59	21.59
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.18	27.18
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 5.59	△ 5.59
-	-	-	-	-	-	-	24.86	2.29	-	27.15	△ 23.74	△ 15.30	△ 39.04

(2) 過去5年間の異動状況*

区 分	森 林 以 外 か ら 森 林 へ の 異 動 (森林の増加)									
	国 有 林 か ら	原 野 か ら	農 用 地 か ら					新 規	そ の 他	計
			田	畑	樹園地	草 地	小 計			
県 総 数	249.18	3.41	-	-	-	-	-	7.30	-	259.89
宮城北部計画区 総数	29.34	3.41	-	-	-	-	-	-	-	32.75
仙台地方振興 事務所管内	富 谷 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 和 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 郷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 衡 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部地方振興事務 所管内	大 崎 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 古 川 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 松 山 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 三 本 木 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 鹿 島 台 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 岩 出 山 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 鳴 子 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 田 尻 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	色 麻 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加 美 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 中 新 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 小 野 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 宮 崎 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	涌 谷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	美 里 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 小 牛 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
旧 南 郷 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栗原地域振興事務 所管内	栗 原 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 築 館 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 若 柳 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 栗 駒 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 高 清 水 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 一 迫 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 瀬 峰 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 鶯 沢 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 金 成 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 志 波 姫 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 花 山 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部地方振興事務 所管内	石 巻 市	29.34	-	-	-	-	-	-	-	29.34
	旧 石 巻 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 河 北 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 雄 勝 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 河 南 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 桃 生 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 北 上 町	29.34	-	-	-	-	-	-	-	29.34
	旧 牡 鹿 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 松 島 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
旧 矢 本 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
旧 鳴 瀬 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
女 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	29.34	-	-	-	-	-	-	-	29.34
登米地方振興事務 所管内	登 米 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 一 迫 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 登 米 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 東 和 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 中 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 豊 里 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 米 山 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 石 越 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 南 方 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
旧 津 山 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
気仙沼地方振興 事務所管内	気 仙 沼 市	-	3.41	-	-	-	-	-	-	3.41
	旧 気 仙 沼 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 唐 桑 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧 本 吉 町	-	3.41	-	-	-	-	-	-	3.41
	南 三 陸 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 志 津 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
旧 歌 津 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	3.41	-	-	-	-	-	-	3.41

*平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に異動のあったデータに基づく

(単位 面積 : ha)

森林から森林以外への異動 (森林の減少)												差引増減	精度向上による増減	合計
リジャー施設	採石採土	農用地					住宅工場等	道路	その他	計				
		田	畑	樹園地	草地	小計								
4.57	12.64	-	20.24	-	61.43	81.67	873.69	117.91	42.17	1,132.91	△ 875.67	17.39	△ 858.28	
4.57	0.08	-	8.30	-	35.13	43.43	556.68	104.58	26.80	736.40	△ 703.65	41.10	△ 662.55	
-	-	-	-	-	-	-	32.05	-	-	32.05	△ 32.05	0.25	△ 31.80	
0.97	-	-	1.72	-	5.87	7.59	127.67	4.30	3.33	143.86	△ 143.86	△ 114.17	△ 258.03	
-	0.08	-	1.18	-	7.56	8.74	122.95	-	-	131.77	△ 131.77	22.68	△ 109.09	
-	-	-	-	-	-	-	3.63	0.36	0.89	4.88	△ 4.88	1.40	△ 3.48	
0.97	0.08	-	2.90	-	13.43	16.33	286.30	4.66	4.22	312.56	△ 312.56	△ 89.84	△ 402.40	
3.60	-	-	1.21	-	-	1.21	69.12	-	4.54	78.73	△ 78.73	△ 4.81	△ 83.54	
-	-	-	-	-	-	-	13.22	-	1.62	14.84	△ 14.84	△ 0.63	△ 15.47	
-	-	-	0.62	-	-	0.62	-	-	-	0.62	△ 0.62	△ 1.25	△ 1.87	
3.60	-	-	-	-	-	-	42.56	-	2.54	48.70	△ 48.70	0.90	△ 47.80	
-	-	-	-	-	-	-	1.77	-	0.34	2.11	△ 2.11	1.08	△ 1.03	
-	-	-	0.59	-	-	0.59	11.01	-	0.04	11.90	△ 11.90	△ 2.36	△ 14.26	
-	-	-	-	-	-	-	0.56	-	-	0.56	△ 0.56	2.41	1.85	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 4.96	△ 4.96	
-	-	-	-	-	2.38	2.38	-	3.16	2.39	7.93	△ 7.93	△ 25.62	△ 33.55	
-	-	-	-	-	-	-	9.52	-	-	9.52	△ 9.52	△ 23.15	△ 32.67	
-	-	-	-	-	-	-	2.57	-	-	2.57	△ 2.57	△ 3.26	△ 5.83	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.53	0.53	
-	-	-	-	-	-	-	6.95	-	-	6.95	△ 6.95	△ 20.42	△ 27.37	
-	-	-	-	-	-	-	14.25	-	-	14.25	△ 14.25	13.73	△ 0.52	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.52	1.52	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.52	1.52	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3.60	-	-	1.21	-	2.38	3.59	92.89	3.16	6.93	110.43	△ 110.43	△ 38.33	△ 148.76	
-	-	-	-	-	2.16	2.16	19.32	3.20	1.62	26.30	△ 26.30	2.76	△ 23.54	
-	-	-	-	-	-	-	8.75	-	-	8.75	△ 8.75	△ 5.33	△ 14.08	
-	-	-	-	-	-	-	-	0.20	0.20	0.20	△ 0.20	5.69	5.49	
-	-	-	-	-	-	-	5.27	-	-	5.27	△ 5.27	0.51	△ 4.76	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.59	1.59	
-	-	-	-	-	-	-	1.69	2.44	1.15	5.28	△ 5.28	△ 3.32	△ 8.60	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.12	0.12	
-	-	-	-	-	-	-	-	0.25	-	0.25	△ 0.25	△ 3.88	△ 4.13	
-	-	-	-	-	2.16	2.16	2.02	-	-	4.18	△ 4.18	8.85	4.67	
-	-	-	-	-	-	-	1.59	0.47	2.29	△ 2.29	△ 2.21	△ 4.50	△ 4.50	
-	-	-	-	-	-	-	-	0.08	-	0.08	△ 0.08	0.74	0.66	
-	-	-	-	-	2.16	2.16	19.32	3.20	1.62	26.30	△ 26.30	2.76	△ 23.54	
-	-	-	3.44	-	5.72	9.16	17.49	12.57	11.93	51.15	△ 21.81	4.81	△ 17.00	
-	-	-	2.18	-	2.24	4.42	-	1.48	4.48	10.38	△ 10.38	1.36	△ 9.02	
-	-	-	-	-	3.48	3.48	6.94	-	3.90	14.32	△ 14.32	2.53	△ 11.79	
-	-	-	-	-	-	-	-	3.04	-	3.04	△ 3.04	6.41	3.37	
-	-	-	1.26	-	-	1.26	2.63	-	1.36	5.25	△ 5.25	△ 1.19	△ 6.44	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	0.03	
-	-	-	-	-	-	-	7.92	3.50	2.14	13.56	15.78	△ 0.79	14.99	
-	-	-	-	-	-	-	-	4.55	0.05	4.60	△ 4.60	△ 3.54	△ 8.14	
-	-	-	-	-	11.44	11.44	33.46	0.14	1.24	46.28	△ 46.28	79.74	33.46	
-	-	-	-	-	6.81	6.81	3.44	-	1.24	11.49	△ 11.49	2.57	△ 8.92	
-	-	-	-	-	4.63	4.63	30.02	0.14	-	34.79	△ 34.79	77.17	42.38	
-	-	-	-	-	-	-	-	18.15	-	18.15	△ 18.15	117.58	99.43	
-	-	-	3.44	-	17.16	20.60	50.95	30.86	13.17	115.58	△ 86.24	202.13	115.89	
-	-	-	0.75	-	-	0.75	6.07	-	-	6.82	△ 6.82	4.01	△ 2.81	
-	-	-	0.75	-	-	0.75	2.69	-	-	3.44	△ 3.44	0.46	△ 2.98	
-	-	-	-	-	-	-	3.38	-	-	3.38	△ 3.38	△ 8.09	△ 11.47	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.45	5.45	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 4.38	△ 4.38	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.57	8.57	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00	2.00	
-	-	-	0.75	-	-	0.75	6.07	-	-	6.82	△ 6.82	4.01	△ 2.81	
-	-	-	-	-	-	-	101.03	54.73	0.74	156.50	△ 153.09	△ 45.78	△ 198.87	
-	-	-	-	-	-	-	2.74	39.57	0.67	42.98	△ 42.98	10.85	△ 32.13	
-	-	-	-	-	-	-	1.44	15.16	0.04	16.64	△ 16.64	△ 7.71	△ 24.35	
-	-	-	-	-	-	-	96.85	-	0.03	96.88	△ 93.47	△ 48.92	△ 142.39	
-	-	-	-	-	-	-	0.12	7.97	0.12	8.21	△ 8.21	6.15	△ 2.06	
-	-	-	-	-	-	-	0.12	7.96	0.03	8.11	△ 8.11	13.70	5.59	
-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.09	0.10	△ 0.10	△ 7.55	△ 7.65	
-	-	-	-	-	-	-	101.15	62.70	0.86	164.71	△ 161.30	△ 39.63	△ 200.93	

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

(単位：面積：ha, 材積：千m³, 延長：km)

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	3,418	2,873	2,974	3,397	4,026	4,789	5,543	5,801
		針葉樹	3,114	2,640	2,646	2,886	3,312	3,811	4,295	4,602
		広葉樹	304	233	328	511	714	978	1,248	1,199
	主 伐	総 数	2,388	2,212	2,535	3,107	3,768	4,510	5,215	5,379
		針葉樹	2,084	1,979	2,207	2,596	3,054	3,532	3,967	4,180
		広葉樹	304	233	328	511	714	978	1,248	1,199
	間 伐	総 数	1,030	661	439	290	258	279	328	422
		針葉樹	1,030	661	439	290	258	279	328	422
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-
造 林 面 積	総 数	9,992	8,359	8,995	11,234	13,799	16,875	20,021	20,472	
	人工造林	7,384	6,938	6,619	7,644	8,875	10,171	11,443	12,179	
	天然更新	2,608	1,421	2,376	3,590	4,924	6,704	8,578	8,293	
林道開設延長		31	87	393						

(注) 地域森林計画の始期から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期（以下同様）とし、最終の分期を第VIII分期とする。

(2) 分期別期首資源表

(単位：面積：ha, 材積：千m³)

区分	面積												材積	
	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上		
第Ⅰ 分期	総数	169,788	3,658	3,894	6,440	13,202	20,416	42,231	50,446	18,414	6,044	2,701	2,343	42,644
	針葉樹	105,192	1,191	1,482	3,695	6,984	16,075	34,190	29,644	6,208	2,868	1,620	1,236	34,139
	広葉樹	64,596	2,467	2,413	2,745	6,218	4,340	8,041	20,802	12,206	3,176	1,081	1,107	8,505
第Ⅱ 分期	総数	171,052	11,963	3,589	4,866	8,271	16,493	28,804	50,862	33,944	8,215	3,297	748	42,019
	針葉樹	106,003	7,897	1,329	2,218	4,926	10,432	23,507	35,837	14,871	2,988	1,551	448	33,460
	広葉樹	65,049	4,067	2,260	2,648	3,346	6,061	5,297	15,026	19,074	5,227	1,746	300	8,559
第Ⅲ 分期	総数	171,665	18,218	3,658	3,884	6,266	12,700	19,286	39,292	46,720	16,745	4,232	665	41,230
	針葉樹	106,813	14,189	1,191	1,478	3,547	6,546	15,001	31,419	26,360	5,026	1,743	314	32,538
	広葉樹	64,852	4,029	2,467	2,407	2,719	6,154	4,284	7,873	20,360	11,719	2,489	351	8,692
第Ⅳ 分期	総数	171,772	17,287	11,963	3,579	4,748	7,929	15,723	26,780	46,486	30,246	5,978	1,052	40,131
	針葉樹	106,812	13,490	7,897	1,325	2,126	4,618	9,734	21,593	31,781	12,059	1,811	379	31,420
	広葉樹	64,960	3,797	4,067	2,254	2,622	3,312	5,989	5,187	14,706	18,188	4,167	673	8,711
第Ⅴ 分期	総数	171,882	20,229	18,218	3,650	3,804	6,018	12,177	17,980	35,509	40,523	12,547	1,227	38,422
	針葉樹	106,813	14,263	14,189	1,188	1,422	3,325	6,108	13,783	27,804	21,168	3,156	408	29,913
	広葉樹	65,069	5,966	4,029	2,462	2,383	2,693	6,069	4,196	7,705	19,355	9,391	820	8,509
第Ⅵ 分期	総数	171,989	25,033	17,287	11,956	3,506	4,588	7,577	14,807	24,160	39,175	21,861	2,038	36,025
	針葉樹	106,813	16,519	13,490	7,894	1,274	1,992	4,310	8,942	19,083	25,295	7,599	415	27,954
	広葉樹	65,176	8,514	3,797	4,063	2,232	2,596	3,268	5,865	5,077	13,881	14,263	1,622	8,071
第Ⅶ 分期	総数	172,096	30,674	20,229	18,172	3,587	3,690	5,763	11,555	16,298	29,257	28,104	4,768	32,900
	針葉樹	106,811	19,046	14,263	14,152	1,143	1,332	3,103	5,612	12,189	21,971	13,073	928	25,565
	広葉樹	65,285	11,628	5,966	4,020	2,444	2,359	2,660	5,943	4,108	7,286	15,031	3,840	7,335
第Ⅷ 分期	総数	172,204	36,896	25,033	17,246	11,718	3,404	4,420	7,161	13,643	19,830	25,860	6,993	29,260
	針葉樹	106,810	21,614	16,519	13,456	7,682	1,194	1,858	3,962	7,902	15,013	15,329	2,282	22,920
	広葉樹	65,394	15,282	8,514	3,790	4,037	2,210	2,562	3,200	5,741	4,817	10,532	4,711	6,340
第Ⅸ 分期	総数	172,312	40,493	30,674	20,185	17,603	3,499	3,570	5,454	10,780	13,513	18,668	7,873	25,793
	針葉樹	106,809	23,622	19,046	14,230	13,615	1,073	1,242	2,850	4,963	9,611	13,108	3,449	20,282
	広葉樹	65,503	16,871	11,628	5,955	3,988	2,426	2,329	2,604	5,817	3,901	5,560	4,424	5,511

- (注) 1 本表は、減反率法により資源の推移を予測したものである。
2 単位未満を四捨五入したため総数が一致しない場合がある。

6 その他

(1) 天然更新完了基準

1 天然更新対象地

天然更新完了基準（以下、「完了基準」という。）の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

2 更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種は、すべての針葉樹、ナラ類、クヌギ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ、ブナ類、ミズキ類、ハリギリ、アオダモ、ミズメ、アサダ、クルミ類、ケヤキ等将来高木となりうる樹種とする。針葉樹以外はぼう芽更新が可能となるものである。

3 更新及び更新補助作業

(1) この完了基準で対象とする更新の種類は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。

(2) この完了基準で対象とする更新補助の作業は、造林技術基準（林野庁）で定める刈出し、地表掻き起こし、植え込み、播種等とする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高が一定の余裕高をもって草丈を超える稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。ただし、草本がない場合の後継樹は、高さ30cm以上とする。

(2) 後継樹の期待成立本数は「宮城県民有広葉樹林林分収穫表」（昭和36年調製）から求める。

1) 伐採後5年目における期待成立本数を林齢5年のha当たり本数とする。

2) ただし、樹冠の重なりがない状態に補正し、地位に関わらずha当たり5,662本とする。

(3) 更新が完了した状態は、後継樹が期待成立本数の30%の本数以上となるものとする。調査の便宜上数字を整え、当該本数を、1,700本とする。

(4) 後継樹が期待成立本数の30%の本数を下回る場合には、植栽もしくは追加的な更新補助の作業の実施を図ること。

1) 植栽により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。

2) 更新補助作業を実施して更新を図る場合は、後継樹の期待成立本数の30%の本数以上を成立させるものとする。

(5) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策の実施を図ること。

5 更新調査の方法

(1) 更新が完了した状態を確認するため、更新調査を行う。

(2) 更新調査の時期は、伐採の5年後とする。

(3) 調査の方法は、次の標準地調査によることとする。

1) 標準地の数は、伐採面積0.1ha当たり1箇所とする。

2) 標準地は、更新状態が平均的な箇所に設定することとし、2箇所以上の場合は伐採区域を等分して設定する。

3) 標準地の大きさは、実測または目測で水平距離10m×10mのプロット（区画）を設けることとする。

4) 調査結果は更新調査野帳に記載する。この際、標準地が2箇所以上の場合は平均値を記載する。

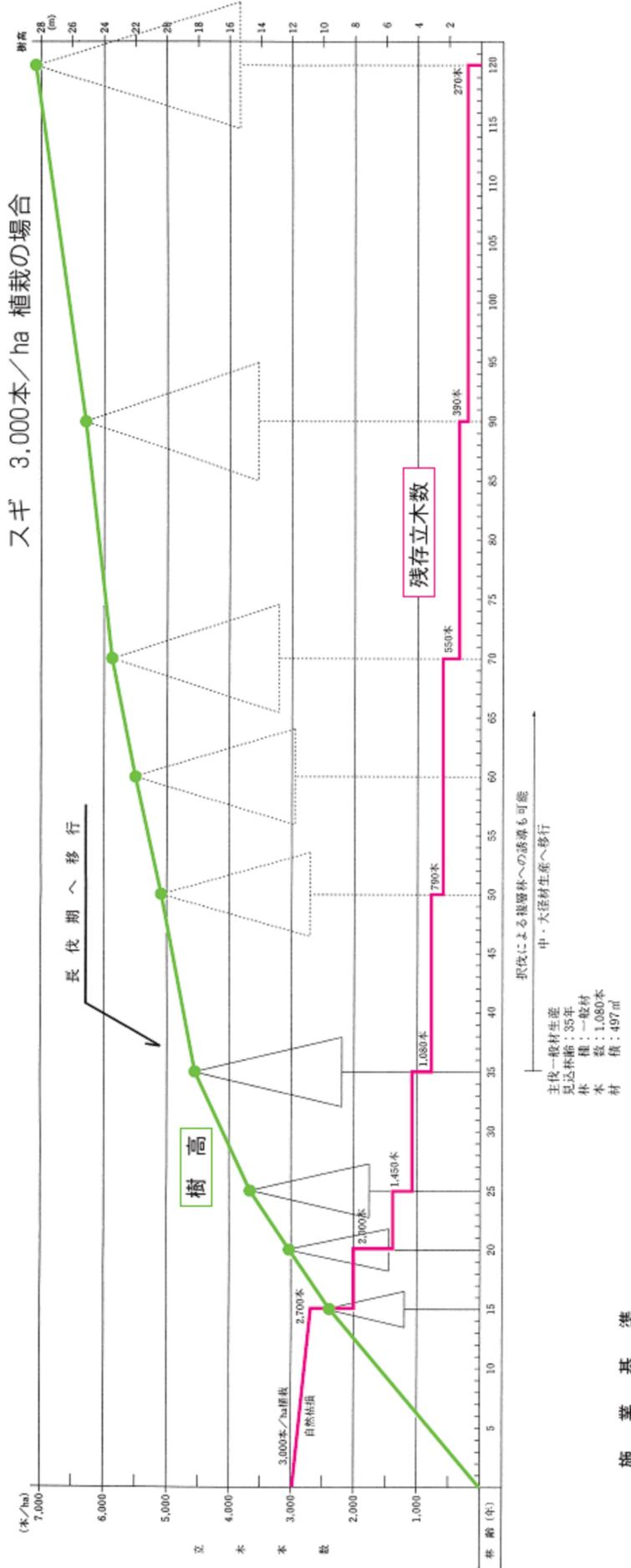
5) 明らかに完了基準を満たしている場合には目視とすることができるが、この場合、写真を保管する。

(4) 更新調査野帳の様式については、次のとおりとする。

林小班：							
標準地番号	1	2	3	4	5	・・・	平均
草丈を超える後継樹の本数割合（%）							

(2) 一般材生産施業体系図

図-1 一般材生産施業体系図



施業基準

作業区分	植栽	除伐	間伐(第1回)	間伐(第2回)	間伐(第3回)	間伐(第4回)	間伐(第5回)	(参考値)	間伐(第6回)	間伐(第7回)	主伐収穫
見込林齢 (年)	1	10	15	20	25	35	50	60	70	90	120
樹高 (m)			9.8	12.4	14.9	18.5	20.5	22.0	23.5	25.5	28.5
胸高直径 (cm)			13.1	16.5	20.3	25.1	28.0	31.0	34.0	42.0	48.0
立木本数 (本)			2,700	2,000	1,450	1,080	790	550	390	270	
間伐本数 (本)			700	550	370	290	240	—	160	120	—
間伐率 (%)			26	28	26	27	30	—	29	31	—
残存立木数 (本)	3,000	2,700	2,000	1,450	1,080	790	550	550	390	270	0
長伐期にした場合の伐採材積 (m ³)			27	40	47	123	143	—	156	184	579

出典：「長伐期施業の手引き」(林業普及指導資料 338), 林政課, 平成6年4月

(3) 持続的伐採可能量

1 計算の対象

主伐（皆伐）材積の上限の目安の計算対象は、将来にわたって育成単層林を維持すべき森林で、皆伐作業を行う人工林とし、具体的には下記に掲げる森林とする。

- (1) 水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林
- (2) 公益的機能別施業森林以外の森林のうち、木材等生産機能維持増進森林である森林及び官行造林地

2 計算に必要な資料

- (1) 計画区内の計算の対象となる森林の立木材積（森林簿等から求める）
- (2) 市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林等ごとの面積
- (3) 樹種別の森林面積
- (4) 地域における樹種ごとの標準伐期齢

3 計算方法

- (1) 主伐（皆伐）上限の目安の計算は、次により行う。

【主伐（皆伐）上限の目安の計算式（年間）】

$$E = Zw + (Vw - Vn) / Ta$$

E：伐採（皆伐）材積の目安

Ta：更新期間

Zw：対象森林の期首時の年間成長量

Vw：対象森林の期首時の立木材積

Vn：基準立木材積

（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）

なお、Taは対象森林につき定められている伐期齢が同一である森林の面積に当該伐期齢を乗じて得た数値の総和を対象森林の面積で除して得た数値。

また、Vnは対象森林と同一の樹種の単層林が伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1に相当する材積。

上記の伐期齢とは、市町村森林整備計画等において、公益的機能別施業森林等における施業の方法として定める伐期齢をいう。

- (2) 再造林率に応じた持続的伐採可能量の計算は、次により行う。

【持続的伐採可能量の計算式（年間）】

$$Ea = E \times A$$

Ea：持続的伐採可能量

A：再造林率

なお、再造林率は、10～100%までの10%刻み等で設定し算出する。

第1表

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

（単位 材積：千m³）

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）
826

第2表

持続的伐採可能量（年間）

（単位 再生林率：%，材積：千m³）

再生林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	826	206	1,032
90	743		949
80	661		867
70	578		784
60	496		702
50	413		619
40	330		536
30	248		454
20	165		371
10	83		289